

令和6年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和6年10月17日（木）

午後6時～午後8時

北沢タウンホール 3階ミーティングルーム

1 開会

2 議事

〔報告事項〕

- (1) 「令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書」の完成及び今後の課題について……………資料1—1、1—2
- (2) 「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」及び多文化共生推進部会委員からの意見に対する区の考え方について……………資料2
- (3) 次期プラン策定に向けた「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の実施について……………資料3—1、3—2
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況について……………資料4
- (5) 男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる実施状況について……………資料5

3 閉会

◆配付資料

- 資料1-1 令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書(概要版)
- 資料1-2 令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書(本編)
- 資料2 「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」及び多文化共生推進部会委員からの意見に対する区の考え方について
- 資料3-1 男女共同参画に関する区民意識・実態調査について
- 資料3-2 男女共同参画に関する「区民意識・実態調査」設問一覧
- 資料4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況について
- 資料5 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる実施状況

◆意見集約表

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

令和6年度世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1	男女共同参画 (学識経験者)	江原 由美子	エハラ ユミコ	東京都立大学名誉教授
2		加藤 秀一	カトウ シュウイチ	明治学院大学社会学部教授
3		上杉 崇子	ウエスギ タカコ	弁護士
4	男女共同参画 (関係団体)	薬師 実芳	ヤクシ ミカ	特定非営利活動法人ReBit代表理事
5		池田 ひかり	イケダ ヒカリ	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター・専門相談員
6	町会・自治会・産業団体・人権擁護関係団体	市川 望美	イチカワ ノゾミ	非営利型株式会社Polaris取締役ファウンダー
7		上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
8		小島 和子	コジマ カズコ	世田谷区人権擁護委員
9	多文化共生 (学識経験者)	山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
10		日暮 トモ子	ヒグラシ トモコ	日本大学文理学部教授
11		藤井 美香	フジイ ミカ	公益財団法人横浜市国際交流協会
12	多文化共生 (関係団体)	ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表
13		斎藤 利治	サイトウ トシハル	特定非営利活動法人(NPO法人)アジアの新しい風
14	公募委員	久米 喜代美	クメ キヨミ	公募委員
15		土屋 紗喜子	ツチヤ サキコ	公募委員

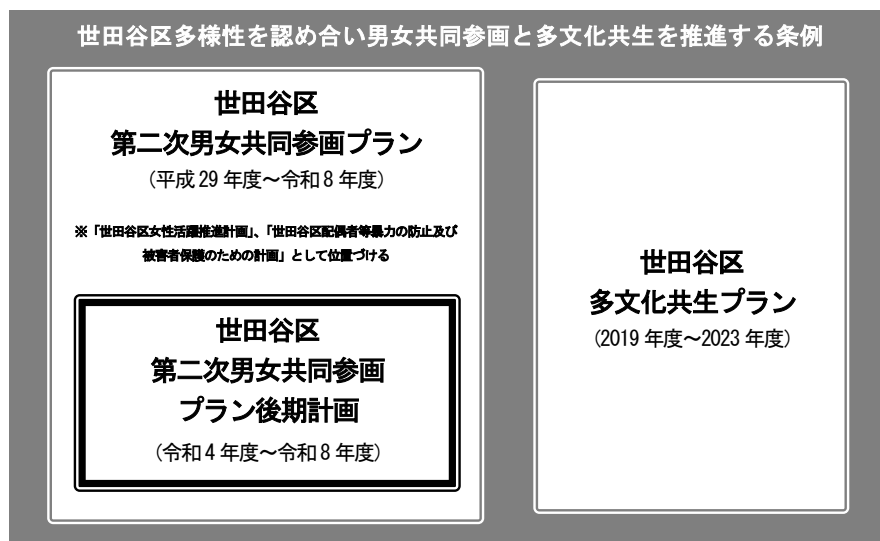
事務局	渡邊 謙吉	ワタナベ ケンキチ	世田谷区生活文化政策部長
	宮本 千穂	ミヤモト チホ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課長
	小澤 弘美	オザワ ヒロミ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課長
	栗本 祐一	クリモト ユウイチ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長
	野口 秀斗	ノグチ シュウト	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	田邊 美里	タナベ ミサト	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	岩田 悟史	イワタ サトシ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長
	十河 初瀬	ソゴウ ハツセ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当

令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画 取組み状況報告書（概要版）

1 「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成29年3月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成29年度～令和8年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



2 プランの体系

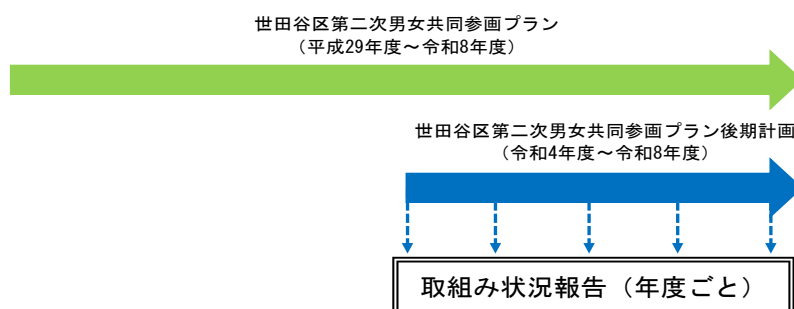
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに3つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は本編の「計画の体系」（p.3～4）をご覧ください。

3 プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和 8 年度)
数値目標					
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成 28 年度 30.9%	令和 5 年度 4 月 1 日現在 35.2%	令和 6 年度 4 月 1 日現在 34.5%	40%以上
2	庁内の管理監督的立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成 28 年度 34.2%	令和 5 年度 4 月 1 日現在 38.8% (管理職:19.6%)	令和 6 年度 4 月 1 日現在 38.9% (管理職:21.9%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成 26 年度 73.3%	令和 4 年度 85.3%	令和 5 年度 85.4%	85%
副次的な数値目標					
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和 5 年度 7 月 13 日現在 98 件	令和 6 年度 7 月 10 日現在 105 件	150 件

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、6 事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社 PR に繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパンフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことができた。今後はらぶらすの講座等も活用し、より区内事業者に働きかけを行っていく。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう新たに作成した女性の就労支援リーフレットについて、引き続き、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、(公財)世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、研究の報告書が取り纏められた。この報告書を活用し、その課題や有効な施策等を基にらぶらすでの若年女性を対象にしたグループ相談会等実施していく。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和 8 年度)
数値目標					
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成 27 年度 45.3%	—	令和 2 年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成 26 年度 24.1%	令和元年度 24.4%	令和 5 年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成 28 年度 8.6%	令和 5 年度 4 月 1 日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	令和 6 年度 4 月 1 日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	20%
副次的な数値目標					
B	両親学級・ぶれパママ講座における男性の参加人数・参加率	平成 28 年度 平日 796 人 (26.3%) 休日 1,470 人 (49.8%)	令和 4 年度 平日 497 人 (46.5%) 休日 1,227 人 (50.0%)	令和 5 年度 平日 393 人 (47.9%) 休日 1,340 人 (49.0%)	平日 1,070 人 (45.0%) 休日 2,000 人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に 取り組んでいる」と考えている事業所の 割合	平成 27 年度 6.6%	—	令和 2 年度 14.8%	20.0%

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るという状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和 5 年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・防災・災害分野においては、らぶらすとせたがや女性防災コーディネーターとの連携による防災研修の実施等により、男女共同参画の視点の一層の地域展開を図る。

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
数値目標					
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校:6校 高等学校:4校	令和4年度 中学校:2校 高等学校:0校	令和5年度 中学校:4校 高等学校:2校	中学校:10校 高等学校:10校
副次的な数値目標					
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数:1回 参加人数:51人	令和4年度 実施回数:1回 参加人数:32人	令和5年度 実施回数:1回 参加人数:51人	実施回数:2回 参加人数:80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応、加害者プログラムの利用などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体で暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
数値目標					
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和4年度 子宮がん 31.4% 乳がん 26.6%	(暫定値) 令和5年度 子宮がん 28.8% 乳がん 25.5%	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和4年度 6回	令和5年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	令和5年度 87.6%	90%以上
副次的な数値目標					
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民:30.4% 令和2年度 企業:26.5%	令和5年度 区民:12.0%	区民:45.0% 企業:40.0%
G	性的マイノリティへの人権施策等が必要 だと考えている人の割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に関して、専門部会での検討を重ね、パンフレットを作成し、中高生向けと保護者向けのオンライン講演会および中学校教員（生活指導主任）向け研修を実施した結果、参加者から好評を博した。今後は、区立中学校の中学2、3年生を対象に、産婦人科医・助産師による出張講座の実施も予定している。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの普及・啓発を進めていく。引き続き、庁内横断的に所管課と連携し、LGBT理解増進法の趣旨に沿った、区として取り組むべき内容の整理、また、運用方法についても検討する。

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化

- 運営協議会やアドバイザー委員会の活用、加えて、活用施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。また、引き続き、研修室の利用促進のための周知を積極的に行うなど、様々な切り口から利用率の向上を図っていく。
- 区内事業者向けの出前講座、らぷらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会、アドバイザー委員会の実施により、継続的に区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。
- 継続して、事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぷらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。加えて、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。
- らぷらす施設紹介リーフレット、ノベルティや年間レポートを作成するのみならず、各種の会議体に積極的に参加するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぷらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策2 区職員の男女共同参画推進

- 人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を定期的に発行し、情報発信を行った。また、職員セルフチェックを実施し、認識を確認するとともに、関係所管と連携してワークショップを開催した。継続的な実施に加えて、新たな手法等を検討しながら意識啓発を図る。
- 令和6年4月現在では38.9%（部長級13.3%、課長級24.2%、係長級41.8%）となっている。

方策3 推進体制の整備・強化

- 審議会や部会から得られた意見に基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。事業実施状況を適宜フィードバックすることで、効果的かつ向上的な推進を図る。
- 苦情処理委員会について、丁寧な対応を心がけるとともに、より分かりやすく、利用しやすい制度となるよう、あらたな周知方法や名称の変更、手続の簡略化等について、引き続き検討していく。
- 次期、第三次プランの策定に向け、区民意識・実態調査や区内企業向けの調査を予定しているが、調査実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、社会情勢の要請に応える内容を検討していく。そのために、引き続き、関係所管や「らぷらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

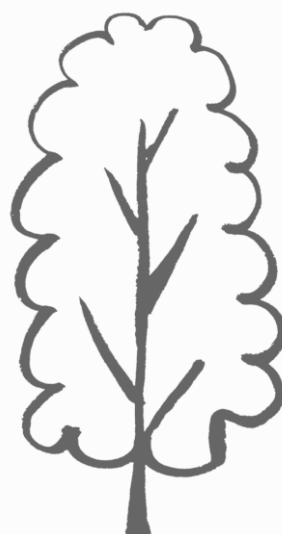
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見（6月25日開催）

- ・固定的な性別役割分担意識を解消するためには、令和5年度に実施したような学校出前講座を通じた幼少期からの啓発も重要である一方で、事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。
- ・多様性の時代に、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らし、働ける社会とするためには、多種多様なロールモデルに出会うことが必要ではないか。既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。人口が多く、多様な人が暮らす世田谷のよさをいかし、もっと自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取り組みを増やしていくべきだ。
- ・防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な

配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。

- ・コロナ以降、在宅勤務やテレワークが広がり、家庭と仕事の両立がしやすくなった一方、狭い住宅環境の中で、夫婦そろって在宅勤務をすることが難しいといった声や、在宅勤務をする夫に配慮して、乳幼児期の子どもとともに日中家から出ないといけないといった声も聞く。ワークとライフが重なる部分が増えた結果、すみ分けが難しくなっている要素もある。地域の中にシェアのワークスペースを増やしていくことも、ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な支援ではないか。既存の施設の中でできることを増やしていき、地域の事業者や店舗と協力をして環境を整備していくことが必要である。
- ・子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド) グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。
- ・スポーツ指導では、幅広い年齢において、指導する側・される側どちらにも「強くなるためには厳しい指導が必要だ」とする考え方が根強く、暴力を容認する傾向にある。暴力による関係を学ぶこと、次世代に継承することを防止するためにも指導と暴力の違いについても正しく周知することが大切ではないか。
- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知啓発に加え、実際に体や性の悩み相談ができる「ユースクリニック」の整備が必要である。地域に日常的に相談できる場所や、いざというときに行く認識を持てる場所を物理的に増やしていくことは助けになる。
- ・令和8年度までに目指す“らぶらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検討・評価いただきたい。

令和 5 年度
世田谷区第二次男女共同参画プラン
後期計画 取組み状況報告書



令和 6 年 8 月
世田谷区

目次

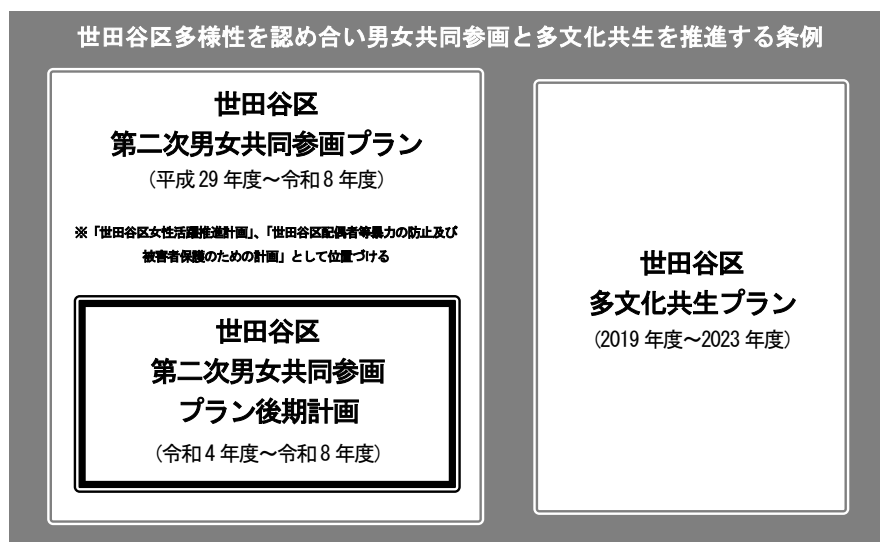
本書について.....	1
計画の体系.....	3
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進.....	5
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進.....	7
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築.....	10
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築.....	13
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策.....	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見.....	18

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成 29 年 3 月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度～令和 8 年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

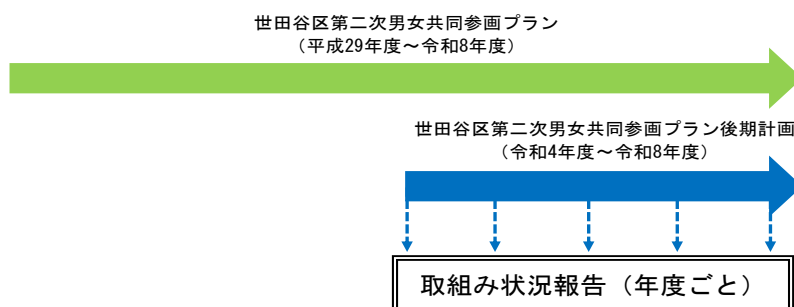
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p. 3～4)をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和 5 年度の取組み内容と評価を掲載しています。
なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和 5 年度に実施した取組み内容を掲載しています。

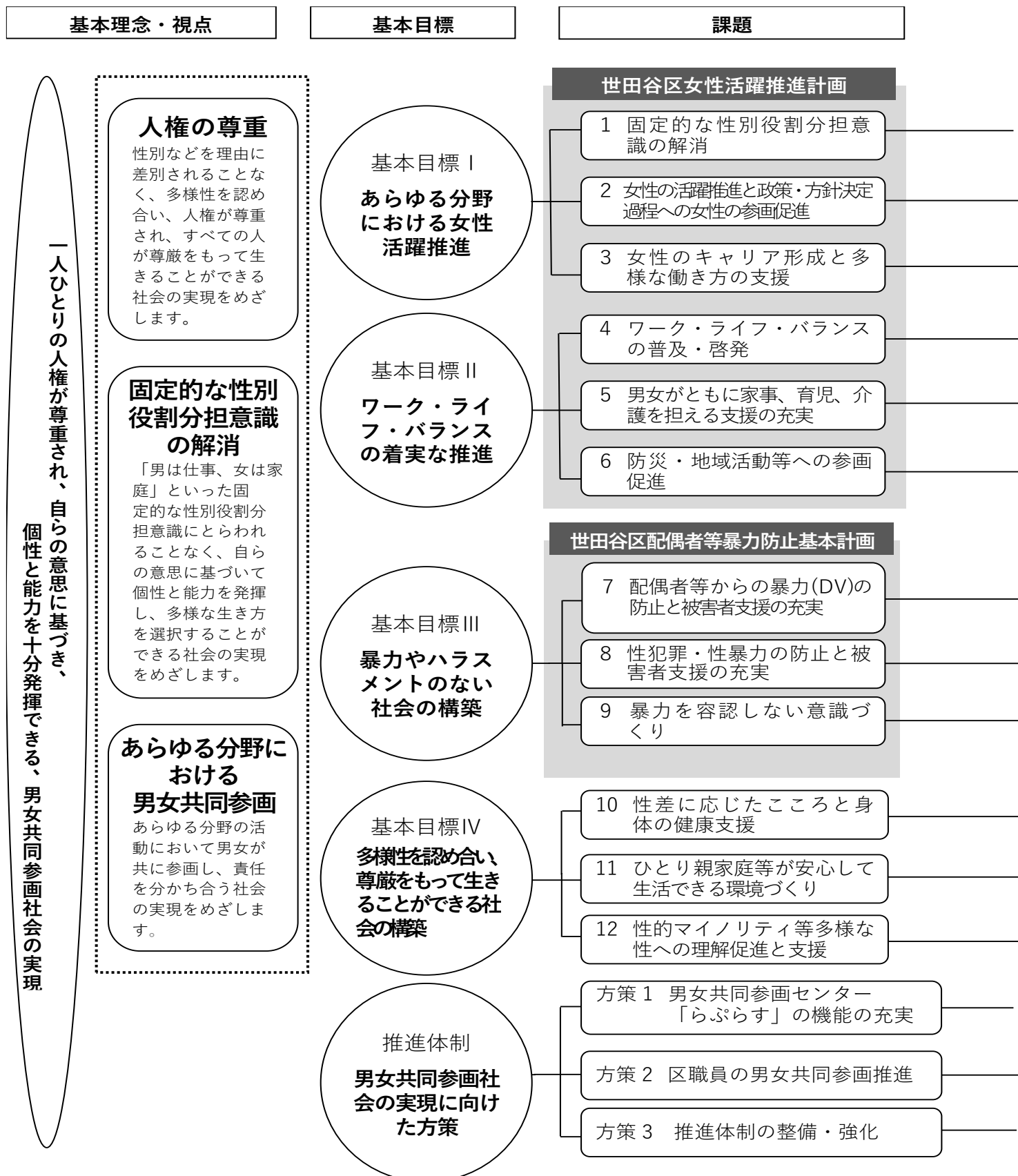
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和 5 年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和 4 年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和 4 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上
③事業者への支援

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進
③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援
③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進
⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援
④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援
④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援（生活再建の支援）
⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化

①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援
④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援
③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化
④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備
②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

このような社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

後期計画では、新たに、コロナ禍で困難を抱えていることが明らかになった非正規雇用の女性や若年女性に対する支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和5年度 4月1日現在 35.2%	令和6年度 4月1日現在 34.5%	40%以上
2	庁内の管理監督的立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和5年度 4月1日現在 38.8% (管理職:19.6%)	令和6年度 4月1日現在 38.9% (管理職:21.9%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和4年度 85.3%	令和5年度 85.4%	85%

出典 No.1 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.2 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

【副次的な目標数値】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和5年度 7月13日現在 98件	令和6年度 7月10日現在 105件	150件

出典 前回と直近の実績：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.1% (令和5年9月1日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 30.3% (令和5年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) 下表参照 (令和5年4月1日現在) *2

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上 45%未満	45%以上 50%未満	50%以上 55%未満
8	14	7	26	5	0	0	1

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 15.0% (令和5年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 15.5% (令和5年4月1日現在) *2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 19.6% (令和5年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和5年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
2	0	9	12	24	10	3	2

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和5年9月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和6年1月)

【数値目標に対する評価と課題】

1 区の審議会等の女性割合は、プラン策定時比 3.6 ポイント上昇、前年度比では 0.7 ポイント減少した。

⇒令和 8 年度目標をプラン策定時 35%から後期計画において 40%へと引き上げた。プラン策定時の最終目標は達成したが、新たに掲げた 40%を達成するには相当数の女性委員の登用が必要となるため、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。女性委員が 0 人の審議会等は令和 4 年度 6 件から 4 件に減少した。

2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 4.7 ポイント、前年度比 0.2 ポイント上昇した。

⇒令和 6 年 4 月に、特定事業主行動計画における計画目標として、世田谷区役所における女性管理監督職割合を 40%以上とする現在の目標値に加え、新たに管理職に占める女性職員の割合を 30%以上とする目標値を追加する改定を行った。区職員全体における女性の割合は 52.8%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。

3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合は、プラン策定時比 12.1 ポイント、前年度比 0.1 ポイント上昇した。

⇒区民の意識は着実に向上している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

A 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業者数は、前回調査比 7 件上昇した。

⇒計画を策定した事業者の約 6 割は、女性活躍推進に効果があったとの調査結果もあることから、区内事業者に対し計画策定の働きかけを積極的にしていく必要がある。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消（事業 No. 3, 5）

男女共同参画センターらぶらす（以下、「らぶらす」という）による総合的な展開

中学・高校生や教職員向けの学校出前講座を通じて教育分野での啓発を図った他、情報誌「らぶらす」等の刊行物における普及啓発をはじめ、らぶらすで実施する情報提供・収集、講座、相談などの様々な事業の中に、固定的な性別役割分担意識解消の内容を盛り込んだ。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進（事業 No. 18）

先進事業者表彰を通じての普及啓発

仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組む事業者を表彰する「男女共同参画先進事業者表彰」を実施し、6 事業者を表彰した。表彰事業者の好事例を掲載したパンフレットを作成し、広く公共施設等に配布・配架した。受賞事業者からは、表彰を通じて会社の評判の向上や会社 PR につながったとの声をいただくと同時に、区内事業者の女性活躍推進に向けた環境整備の啓発も図った。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（事業 No. 24, 25, 28, 30, 31）

ライフステージに応じた女性の就労支援等の実施

らぶらすが実施するライフステージ等に応じた女性の就労支援について 50 代以降の女性、子育てを機に離職した女性を対象とした講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。連続講座として実施することで、受講の効果を高めることができ、講座終了後には個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなった。

【実施内容の評価と今後の取り組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、6 事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社 PR に繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパンフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことができた。今後はらぶらすの講座等も活用し、より区内事業者に働きかけを行っていく。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう新たに作成した女性の就労支援リーフレットについて、引き続き、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、（公財）世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、研究の報告書が取り纏められた。この報告書を活用し、その課題や有効な施策等を基にらぶらすでの若年女性を対象にしたグループ相談会等実施していく。

【参考：令和 4 年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・女性が管理職選考を受けづらい背景として、仕事と家庭の両立の難しさが障壁となっていると考えられる。これまで慣行してきた男性モデルの働き方ではなく、仕事も家庭も両立できる働き方を組織として考えていく必要がある。また、こうしたライフスタイルを体現する管理職のイメージを作っていくとよい。

（令和 5 年 6 月 30 日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

後期計画では、新たに、テレワーク等多様な働き方の支援や、法改正で義務化された職場におけるハラスメントの防止の強化にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和元年度 24.4%	令和5年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和5年度 4月1日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	令和6年度 4月1日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
B	両親学級・ふれパパママ講座 における男性の参加人数・ 参加率*1	平成28年度 平日 796 人 (26.3%) 休日 1,470 人 (49.8%)	令和4年度 平日 497 人 (46.5%) 休日 1,227 人 (50.0%)	令和5年度 平日 393 人 (47.9%) 休日 1,340 人 (49.0%)	平日 1,070 人 (45.0%) 休日 2,000 人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに 「既に十分に組み込んでい る」と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

出典 B プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

C プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

*1 令和5年度より「両親学級」と「ふれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施。

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 7.2% (令和5年7月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 13.3% (令和5年7月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和5年4月1日現在) *2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	1	9	10	3	0	0
市町村	7	3	3	5	4	10	7
合計	7	4	12	15	7	10	7

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」(令和5年度)

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクションの認知度は、プラン策定時比 4.6 ポイント低下した。

⇒「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和 4 年 4 月 1 日に拡大したことも踏まえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では 3.2 ポイント、前回調査比 2.9 ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに関する意識は着実に上昇しており、今後も引き続き、男女共同参画センターらぶらすの事業やイベント等での啓発を通じ、周知・啓発を図っていく。

6 町会・自治会長における女性の割合は、プラン策定時比 10.6 ポイント上昇、前年度比 4.6 ポイント上昇した。

⇒地域における女性リーダーの役割はまちづくりや防災の観点からも強く求められている。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく。

B 両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数は、前年度から平日は減少したが、休日は増加しており、合計数として増加した。参加率は、令和 8 年度目標を達成した。

⇒参加率は、数値目標を達成したものの、少子化の影響等により、参加者数はプラン策定時の実績を下回っている。今後も受講しやすい環境づくりとして、オンラインによる実施を継続していく。

なお、令和 5 年度より「両親学級」と「ふれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施している。

C ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合は、プラン策定時比 8.2 ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるという事業所の割合は増加しており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりがうかがえる。今後は、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を事業所向けに実施し、さらなる理解促進を図る。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実施内容】

課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（事業 No. 42, 43, 44, 47）

イベントにおける呼び掛け、セミナー等を通じた周知・啓発

らぶらすでは、区内イベントに出展し、アンケートの実施やパネル展示、ノベルティの配布により、ワーク・ライフ・バランスについて考える働きかけを行った。世田谷区産業振興公社で実施している企業経営者や関心のある方向けに労務セミナーでは、大幅に実施回数を増やすとともに、法案の改正等、人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込み好評を博した。また新たに、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを集約し、ホームページで周知を行った。

課題 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（事業 No. 49, 94, 95, 96, 97, 98）

多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施

理由を問わず就学前の子どもを預けることができるほっとステイ事業、延長保育や休日保育等の多様な保育の充実など、きめ細かな子ども関連施策や保健医療福祉サービスの充実が図られ、これらの取組みが両立支援に寄与している。また、男性も参加できる両親学級、料理講座や介護者向けの家族会等を充実させることにより、性別に関わらず家事・育児、介護等に参加できる環境整備を進めた。

課題 6 防災・地域活動等への参画促進（事業 No. 99, 100, 101, 113, 104）

防災・災害分野の計画等における男女共同参画の視点

らぶらすの講座において、女性の視点で考える防災講座「防災・減災活動や避難所運営におけるアサーティブ・コミュニケーション」を実施した。講座期間中には、防災パネルの展示、講座当日に災害時用トイレの展示を行い、来館者へも啓発することができた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るという状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和 5 年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・防災・災害分野においては、らぶらすとせたがや女性防災コーディネーターとの連携による防災研修の実施等により、男女共同参画の視点の一層の地域展開を図る。

【参考：令和４年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標】４におけるポジティブ・アクションの認知度が、直近の実績で４０％代と令和８年度目標と比較し、半分程度のパーセンテージとなっているが、基本目標Ⅰの【副次的な数値目標】Ａに定める「一般事業主行動計画」に位置付けられる取組みがポジティブ・アクションとなっていくと考えられるため、「一般事業主行動計画」と一体的に周知・啓発を行っていく必要がある。

（令和５年６月３０日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であり、男女平等の実現の妨げとなっています。

後期計画では、DVの防止や被害者支援について、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を充実させ、また新たに、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実にも取り組むことで、あらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和4年度 中学校：2校 高等学校：0校	令和5年度 中学校：4校 高等学校：2校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和4年度 実施回数：1回 参加人数：32人	令和5年度 実施回数：1回 参加人数：51人	実施回数：2回 参加人数：80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

出典 D プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

E 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.3%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は、プラン策定時比4.8ポイント低下したが、前年度比2.4ポイント上昇した。

⇒改正DV防止法(令和6年4月1日施行)の施行に伴い、社会的関心が高まるこの機会に、改正DV防止法やDV自体についての理解促進に努める必要がある。効果的な啓発の内容や手法等を検討する。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比16.9ポイント、前年度比0.5ポイント上昇した。

⇒暴力は理由のいかんにかかわらず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

9 デートDV防止をテーマとした出前講座は、令和4年度が全体で2校だったのに対し、令和5年度は6校に増加した。

⇒らぶらすによる学校出前講座では多様なテーマで講座を実施しているが、いずれのテーマにおいても積極的にデートDVに関する情報発信を行い、理解促進に努めた。また、区内中学校2年生全員へデートDV防止リーフレットを配布した。

D DV防止研修の参加者数は、令和4年度が32名だったのに対し、令和5年度は51名となった。

⇒令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ位置付けられ、従前の規模により研修を実施することができた。今後は、より深い内容やテーマを設定し、研修の実施回数を増やすなど、検討を進めていく。

E パワーハラスメント防止対策義務化の認知度は、直近調査時点(令和2年度)において57.9%となっている。

⇒令和2年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」では、過去3年間に勤務先で一度以上パワーハラスメントを経験した者の割合が31.4%だったのに対し、その後の行動として、「何もしなかった」の割合が最も高く、勤務先の対応としても「特に何もしなかった」割合が47.1%となった。今後はより一層、企業へ周知・啓発を強化するとともに、被害に遭った従業員が相談できる相談先の周知を行っていく。

【基本目標における課題と令和5年度の実施内容】

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 125, 126, 130, 131, 132, 135, 136, 137, 138, 140, 141, 143, 150, 159)

DV支援対象者の状況に応じた支援の充実

配偶者暴力相談支援センター機能における、各総合支所子ども家庭支援課を主体として支援対象者の保護及び自立や生活再建に向けた支援を行いつつ、子育て支援、健康相談や公営住宅・民間賃貸住宅にかかる情報提供等、複数の課が連携しながら支援を行った。また、11月に「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、庁内外に広く周知・啓発を図った。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 160, 161)

犯罪被害者等相談窓口における支援

犯罪被害者等支援相談窓口では、犯罪被害にあわれた方の相談対応を行った。また、さらなる犯罪被害者等支援の質や継続性を確保するため、学識経験者や関係機関による検討委員会を3回(11、12、2月)開催し、条例制定など犯罪被害者支援について検討した。

課題9 暴力を容認しない意識づくり (事業 No. 165, 167)

教育委員会と連携した意識啓発

デートDV防止啓発物を区内中学校2年生に配布するとともに、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を通じて、意識啓発を図った。また、全ての教職員研修において、わいせつ行為やセクハラ・パワハラ、体罰の禁止に主眼を置いたミニ研修会を実施するとともに、特に今年度は、区立小中学校の校長会、副校長会において管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。引き続き、啓発物を配布するとともに、出前講座の実施回数や内容も検討しながら、教育委員会との連携をより一層強化していく。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応、加害者プログラムの利用などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体で暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

【参考：令和４年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・性被害に関しては、“被害者にならないため”ではなく、“被害者にも加害者にもならないため”の周知・啓発が必要である。
- ・刑法性犯罪規定の改正に伴い、同意のない性行為を広く性犯罪と定義されたが、このことを広く周知・啓発する必要がある。また、年代に応じた性教育の過程においても「性同意」という考え方を浸透させることが重要であるが、同意した先のことや拒否できることについても知ることが大切である。
- ・ハラスメントが発生する環境には、ハラスメントに気付いているけれども声を上げることのできない人もいる。こうした人がハラスメントのある環境下でどのように行動したらいいか、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発が必要である。

(令和５年６月３０日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

このような地域社会の形成に向けては、男女だけでなく多様な性の「心」と「からだ」の違いを互いに理解し合い、自己への肯定的な認識を深めながら、他者に対する思いやりをもって生きていくことが前提となります。また、障害のある女性やひとり親家庭の母親など、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることにも留意が必要です。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の視点を持つとともに、ひとり親家庭の直面する生活上の困難な状況への支援や性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

後期計画では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の施行を受け、区民や事業者における性的マイノリティへの一層の理解促進、区の施策の充実、多様な形の家族の支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和4年度 子宮がん 31.4% 乳がん 26.6%	(暫定値) 令和5年度 子宮がん 28.8% 乳がん 25.5%	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和4年度 6回	令和5年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	令和5年度 87.6%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.11 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民：30.4% 令和2年度 企業：26.5%	令和5年度 区民：12.0%	区民：45.0% 企業：40.0%
G	性的マイノリティへの 人権施策等が必要 だと考えている人の 割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

出典 F 前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)、区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)
直近の実績：区民意識調査(毎年実施)
G プラン策定時、前回実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	25.3%	23.5%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和4年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、プラン策定時実績を上回っている。

⇒検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比 3 回減少、前年度と同数であった。

⇒引き続き、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせ実施していく必要がある。

12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比17.6ポイント、前年度比7.6ポイント上昇した。

⇒リーフレットの作成・配布、区のおしらせやイベント等を通じた啓発の効果により、認知度が上昇したと考えられる。今後も継続的に周知・啓発を行う。

F パートナーシップ宣誓の認知度は、令和元年度比 18.4 ポイント低下した。

⇒パートナーシップ宣誓の名前だけでなく、その内容も知っている割合は低下した。9 年が経過し、改めて制度に関する周知を行っていく必要がある。なお、区におけるパートナーシップ宣誓者は年間 19 組(制度開始からの累計 238 組)であった。また、令和 4 年 11 月に導入したファミリーシップ宣誓者は年間 3 組であった。

G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合は、令和元年度比 10.3 ポイント低下した。

⇒施策等の必要性については、「必要だと思う」という割合は下落している一方で、「わからない」の割合が令和元年度比 5 ポイント上昇した。施策等の必要性については、継続的な周知・啓発が必要である。

【基本目標における課題と令和 5 年度の実施内容】

課題 10 性差に応じたところと身体・健康支援 (事業 No. 171, 199)

年代に応じた性教育の取組みと性差に応じた健康支援

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知啓発に向けた専門部会を 4 回開催した。その中で中学生向けパンフレットを作成するとともに、中高生及びその保護者を対象としたにオンライン講演会や教員(生活指導主任)向けの研修を実施した。また、らぶらすでは、女性がんの経験のある方のための「からだとココロのケア講座」を実施し、からだとココロをケアする方法をそれぞれの専門家から学び、同じ経験を持つ仲間と出会い語り合うことで、参加者をエンパワーメントすることができた。

課題 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり (事業 No. 211, 212, 217, 219)

貸付事業、助成事業の実績増加

母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象にする給付金の利用実績等は令和 4 年度に比べて増加し、また、ひとり親家庭等のホームヘルパー訪問事業においても、延利用時間数、利用実世帯数等、いずれも増加した。

課題 12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援 (事業 No. 232, 233)

多様な性への複合的な理解促進と支援

LGBT 理解増進法の施行により、社会的に多様性に対する理解や気運が高まる中で、制度の広報や周知を行うことができた。また、教育や保健福祉、青少年育成など様々な分野より、多様な性への理解促進を目的とした講座や研修依頼が増加し、人権・男女共同参画課及びらぶらすでその対応を行った。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知啓発に関して、専門部会での検討を重ね、パンフレットを作成し、中高生向けと保護者向けのオンライン講演会および中学校教員(生活指導主任)向け研修を実施した結果、参加者から好評を博した。今後は、区立中学校の中学 2、3 年生を対象に、産婦人科医・助産師による出張講座の実施も予定している。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの普及・啓発を進めていく。引き続き、庁内横断的に所管課と連携し、LGBT 理解増進法の趣旨に沿った、区として取り組むべき内容の整理、また、運用方法についても検討する。

【参考：令和４年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【副次的な数値目標】の数値が低かったことについて、十分に分析し、対応を検討すること。
- ・自分や異性の性について理解するためには、自分だけでなく、異性の身体についても知ることが大切である。発達段階に応じた性教育を継続的に実施していただきたい。
- ・「L G B T理解増進法」施行後も「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に則り、施策を検討していただきたい。しかしながら、実態にそぐわない情報も飛び交うことが予想されるため、区民だけでなく、まずは区職員が正しい知識を習得し、理解促進に努めることが必要である。
- ・区と契約関係にある事業所において、性的マイノリティの方々が差別されることなく、安心して働き続けられる環境整備を行っていくこと、また、事業所がサービスを提供する場合においても差別することがないように、働きかけていただきたい。
- ・事業所の取組みを可視化できる認定制度などがあるとよい。
- ・就労に関し、安心して相談できるよう、就労相談支援機関と連携していけるとよい。

(令和５年６月３０日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策１ 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和５年度の実施と評価】

○より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営

施設内の印象を明るくし、気軽に利用できる雰囲気を作り出すため、３階自由利用スペースのレイアウト変更について検討し、まずは一人用スペースを設置した。その後、机・椅子の入れ替えや情報スペースの集約等も行った。引き続き、運営協議会や施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。研修室を、中高生等を対象に自習室開放を行った結果、若年層世代の来館が増加し、より多くの方にらぶらすを活用していただくことができた。

○区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進

昨年度から引き続き、「区民企画協働事業」を実施し、採択された団体には、事業内容のアドバイス、助成金の交付、広報活動等の支援を行った。過去に「区民企画協働事業」として実施した団体が、らぶらすとして実施する事業の講師を務める等、つながりを生み出し、団体へのエンパワーメントが図られていると考える。今後は、区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会での多方面との繋がりにより、区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。

○地域ネットワークの構築

出前講座、出張図書館、イベント出展、関連団体への事業広報、関連分野のネットワーク会議参加など、アウトリーチによる全区展開を積極的に行った。今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。また、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。

○広報・普及啓発

区やらぶらすの広報媒体を活用し、周知・啓発を行った。また、まちづくりセンター連絡協議会、民生委員・児童委員協議会や小・中学校の校長会等の会議体に出席し、情報提供を行った。引き続き、らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティ等作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策２ 区職員の男女共同参画推進

【令和５年度の実施と評価】

○庁内における情報発信等（事業 No. 1014）

人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を発行し、定期的な情報発信を行った。また、関係所管と連携し「仕事と家庭の両立」や「多様なキャリアのあり方」をテーマに、ワークショップを開催した。今後も手法等を検討しながら実施し、意識啓発を図る。

○特定事業主行動計画に基づく女性比率（事業 No. 1019, 1021, 1023）

令和６年４月に、特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を４０％以上とする現在の目標値に加え、新たに管理職に占める女性職員の割合を３０％以上とする目標値を追加する改定を行った。令和６年４月現在では３８．９％（部長級１３．３％、課長級２４．２％、係長級４１．８％）となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和６年４月時点で３１．２％（前年度１９．９％）となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は３９人（前年度２９人）、早出遅出勤務取得件数は１５３件（前年度９０件）となった。

方策３ 推進体制の整備・強化

【令和５年度の実施と評価】

○男女共同参画・多文化共生推進審議会及び男女共同参画推進部会（事業 No. 1026）

・令和５年度は審議会を３回、男女共同参画推進部会を３回開催した。審議会や部会から得られた意見は、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けての意見を聴取するとともに、これに基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。

○男女共同参画・多文化共生推進苦情処理委員会（事業 No. 1027）

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情に対し、区長の諮問に応じて審査する機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置している。より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。

○第三次男女共同参画プランの策定に向けて（ジェンダー統計の活用とジェンダー主流化を進める体制の検討）

次期、第三次男女共同参画プランの策定に向けては、区民意識・実態調査を令和 6 年度、区内企業向け意識・実態調査を令和 6 年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのため、引き続き、関係所管や「らぷらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

【参考：令和 4 年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・区職員の男女共同参画推進に関し、管理職選考への積極的な申込やワーク・ライフ・バランスの実現のためには、女性だけでなく、男性も働きやすい環境を整備していくことが重要である。
- ・多様性を考えていく上で、区職員が様々なバイアスがかかった状態で、偏った価値観により対応することは望ましくない。相談者の状況が相対的に良い悪いではなく、相談者の困りごとそのものに目を向けていく必要がある。そのために、自分のバイアスに気付き、解消していくとともに、ファシリテーションや対話の質を向上させる研修機会があるとよい。
- ・らぷらす 3 階の自由利用スペースの家具を入れ替えたことによって、入りやすい雰囲気となった。今後も利用者のニーズを反映した、きめ細かい事業展開に期待する。

（令和 5 年 6 月 30 日 男女共同参画推進部会）

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(P5)

・【数値目標3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合】

目標を達成しているが、ここにとどまることなく施策を推進していくことが重要である。

・【課題1 固定的な性別役割分担意識の解消】

固定的な性別役割分担意識を解消するためには、令和5年度に実施したような学校出前講座を通じた幼少期からの啓発も重要である一方で、事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。

・【課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援】

就労支援だけでなく、100年ライフにおけるキャリア開発支援について、地域ぐるみで積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。特にミドルシニア世代については、より多様なニーズが存在している。世田谷区では、R60-SETAGAYA-など、ミドルシニアに特化した事業も行われている。区内事業者と連携しながら、新しいキャリアを地域ではぐくめるような土壌づくりも併せて実施することが望ましい。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(P7)

・【数値目標4 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度】

「ポジティブ・アクションの認知度」が向上しない理由の精査が重要である。区内企業に関連する項目であるため、区内企業・実態調査の結果にとらわれるだけでなく、必要な分析・ヒアリングを実施すべき。

・【数値目標6 町会・自治会長における女性の割合】

町会・自治会長の数値は女性の割合があがっているが、これは継続して取組みを進めるべき。特に女性の防災士の取得についても取組みを促進してほしい。

・【副次的な数値目標B 両親学級・ぷれパパママ講座における男性の参加人数・参加率】

両親学級の参加人数について、令和5年度は合計1,733名であり、プラン策定時の実績である2,266名と比べて533名減少している。オンラインによる実施で受講しやすい環境となっている一方で受講者が減少している原因について調査し、対応策を講じることが望まれる。

・【課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発】【課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実】

多様性の時代に、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らし、働ける社会とするためには、多種多様なロールモデルに出会うことが必要である。既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。男性のロールモデルが女性であってもいいし、年下のロールモデルがいてもいい。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。人口が多く、多様な人が暮らす世田谷のよさをいかし、もっと自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取り組みを増やしていくべきだ。

・【課題6 防災・地域活動等への参画促進】

防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。

・【後期計画で新たに取り組むテレワーク等多様な働き方の支援について】

コロナ以降、在宅勤務やテレワークが広がり、家庭と仕事の両立がしやすくなった一方、狭い住宅環境の中で、夫婦そろって在宅勤務をすることが難しいといった声や、在宅勤務をする夫に配慮して、乳幼児期の子どもとともに日中家から出ないといけないといった声も聞く。ワークとライフが重なる部分が増えた結果、すみ分けが難しくなっている要素もある。地域の中にシェアのワークスペースを増やしていくことも、ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な支援ではないか。らぷらすの情報・交流コーナーではオンラインミーティングができることを知り、とても助かった。既存の施設の中でできることを増やしていき、地域の事業者や店舗と協力をして環境を整備していくことが必要である。

【基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築】(P10)

・【数値目標 7 DV防止法の認知度（「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合）】

DV防止法の認知度について、「法律名も内容も知っている」となると、設問のハードルが高い。次期計画では数値目標の見直しも視野に検討が必要ではないか。各目標数値が高いのは理想だが、その裏にどのような計画や方法が必要か、どのようなリスクがあるのか分析が必要である。

・【課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実】

性的マイノリティ者や女性に対する施策について、効果的な取組みを進め、具体的な実績を重ねる必要がある。

・【課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実】

子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド) グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。

・【課題 9 暴力を容認しない意識づくり】

スポーツ指導では、幅広い年齢において、指導する側・される側どちらにも「強くなるためには厳しい指導が必要だ」とする考え方が根強く、暴力を容認する傾向にある。暴力による関係を学ぶこと、次世代に継承することを防止するためにも指導と暴力の違いについても正しく周知することが大切ではないか。

【基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築】(P13)

・【副次的な数値目標 G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合】

数値の低下を解消すべく、更なる取組みの推進が必要である。より効果的な啓発を図っていくべき。

・【課題 10 性差に応じたところと身体健康支援】

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に加え、実際に体や性の悩み相談ができる「ユースクリニック」の整備が必要である。地域に日常的に相談できる場所や、いざというときに行く認識を持てる場所を物理的に増やしていくことは助けになる。

・【課題 12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援】

令和7年度は「世田谷区パートナーシップの宣誓制度」10周年となるので、制度の機運を高める取組みを実施すべきである。

・【その他】

- ①「世田谷区地域保健医療福祉総合計画計画」にLGBTQについて明記されたことは素晴らしい取組みである。
- ②同性カップルの住民票の続柄欄に男女の事実婚と同様に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載について、検討を始めたことは評価に値する取組みである。数値に現れない部分に関しても大きく評価できる。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(P16)

・【方策 1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化】

- ①らぶらすの研修室を中高生等対象の自習室とした取組みは、若い世代に男女共同参画センターの取組みを知ってもらい上で有効である。
- ②らぶらすの区民企画協働事業のような、区民ニーズから生まれる事業の拡大が必要。多様なステークホルダーの参画、所管部署横断、複合型のテーマなど、もう一歩踏み込んだ協働、チャレンジングな協働を促すような仕組みづくりに期待したい。
- ③令和8年度までに目指す“らぶらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検討・評価いただきたい。

・【方策 2 区職員の男女共同参画推進】

区職員に対する情報発信の成果のノウハウを、区内企業における意識啓発事業等に有効に生かすことは重要だ。

・【方策 3 推進体制の整備・強化】

苦情処理委員会について、名称変更も含めて、より利用しやすいように改善していくことが望まれる。

令和 5 年度(2023 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書

令和 6 年 8 月発行

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

令和6年10月17日
生活文化政策部文化・国際課

「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」及び
多文化共生推進部会委員からの意見に対する区の考え方について（報告）

1 趣旨

平成31年3月に策定した「世田谷区多文化共生プラン」（計画期間：平成31年度～令和5年度）に基づく施策の推進状況について、令和5年度の取組み状況報告書として取りまとめ、令和6年9月に区議会へ報告するとともに区ホームページにおいて公表しました。

また、7月18日に開催した令和6年度第1回多文化共生推進部会においては、「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」に対するご意見をいただきました。ご意見に対する「区の考え方」を取りまとめましたので、報告いたします。

2 内容

別紙1「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」及び別紙2「『令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書』に対する意見への区の考え方」のとおり。

令和 5 年度(2023 年度) 世田谷区多文化共生プラン

取組み状況報告書（概要版）

令和 6 年 9 月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区多文化共生プラン」について（本編 p.1）

「世田谷区多文化共生プラン（以下、「プラン」という。）」（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区多文化共生プラン

基本方針 1 地域社会における活躍の推進

基本方針 2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

推進体制 多文化共生社会の実現に向けた推進体制

世田谷区第二次男女共同参画プラン

プランの体系（本編 p.1、5～6）

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念のもとに 3 つの基本方針を掲げています。

プランの進行管理と取組み状況報告について（本編 p.1）

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標（本編 p.7）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意調査※1）

調査項目	2018 年度 (策定時)	前回の調査 (2023 年度)	直近の調査 (2024 年度)	2023 年度末 (目標値)
多文化共生が進んでいると思う区民の割合	31.5%	37.7%	44.3%	80%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意調査）

調査項目	直近の調査 (2023 年度)	直近の調査 (2024 年度)	2023 年度末 (目標値)
重点① 外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合	15.6%	17.6%	80%以上
重点③ 外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	31.1%	35.6%	80%以上

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目	直近の調査 (2023 年度)	直近の調査 (2024 年度)	2023 年度末 (目標値)
重点② 外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.5%	53.7%	80%以上
重点③ 外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	42.6%	51.9%	80%以上

※1 「世田谷区区民意調査 2024」

世田谷区在住の満 18 歳以上の区民（外国籍含む）5,000 名を対象に実施。

※2 「外国人アンケート調査」

区内在住の 18 歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

【数値目標に対する評価と課題】（本編 p.8）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意調査）

「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」

- ・プラン策定時（2018 年度）より 12.8 ポイント、前回調査時（2023 年度）より 6.6 ポイント上昇し、44.3%となった。
- ・引き続き関係各課と連携しながら多文化共生施策を推進していくとともに、多文化共生プランに基づく取組みについて区民への周知を強化していく必要がある。

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意調査）

重点①「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」

- ・前回調査時（2023 年度）より 2.0 ポイント上昇し、17.6%となった。
- ・前回より上昇しているものの、「地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」はわずか 2 割以下となっている。多言語や「やさしい日本語」等を活用し、外国人住民を含めてより多くの方が参加しやすい場づくりに努める必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・前回調査時（2023 年度）より 4.5 ポイント上昇し、35.6%となった。
- ・(3)外国人アンケート調査による同項目の数値（51.9%）よりも約 16 ポイント低い数値となっており、外国人住民と日本人住民の意識に差が生じていることが分かる。引き続き、多文化理解講座や交流イベント等を実施し、日本人住民側の受入れ意識の醸成を継続・強化していく必要がある。

(3) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区における外国人区民のアンケート調査）

重点②「外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

- ・前回調査時（2023 年度）より 1.2 ポイント上昇し、53.7%となった。
- ・前回より上昇しているものの、目標値の 80%を大きく下回っており、アンケート調査では、多言語での生活支援や日本語教室の充実を求める意見が挙がっている。この結果を踏まえながら、外国人住民が地域で自立し安心して暮らせるよう、支援を拡充していく必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・前回調査時（2023 年度）より 9.3 ポイント上昇し、51.9%となった。
- ・前回よりも大幅に上昇し、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消が進んでいるといえる。引き続き、多様な文化についての理解を深める機会をつくり、多文化共生意識の醸成に努めていく。

<参考>プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き（本編 p.11~12）

国の動き

- ・出入国管理及び難民認定法改正（平成 31（2019）年 4 月）
- ・日本語教育の推進に関する法律成立（令和元（2019）年 6 月）
- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和 2（2020）年 7 月）
- ・外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）開所（令和 2（2020）年 7 月）
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（令和 2（2020）年 8 月）
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（令和 2（2020）年 9 月）
- ・「日本語教育の参照枠」の報告（令和 3（2021）年 10 月）
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和 4（2022）年 6 月）
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立（令和 5（2023）年 5 月）※令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行
- ・出入国管理及び難民認定法改正（令和 6（2024）年 6 月）

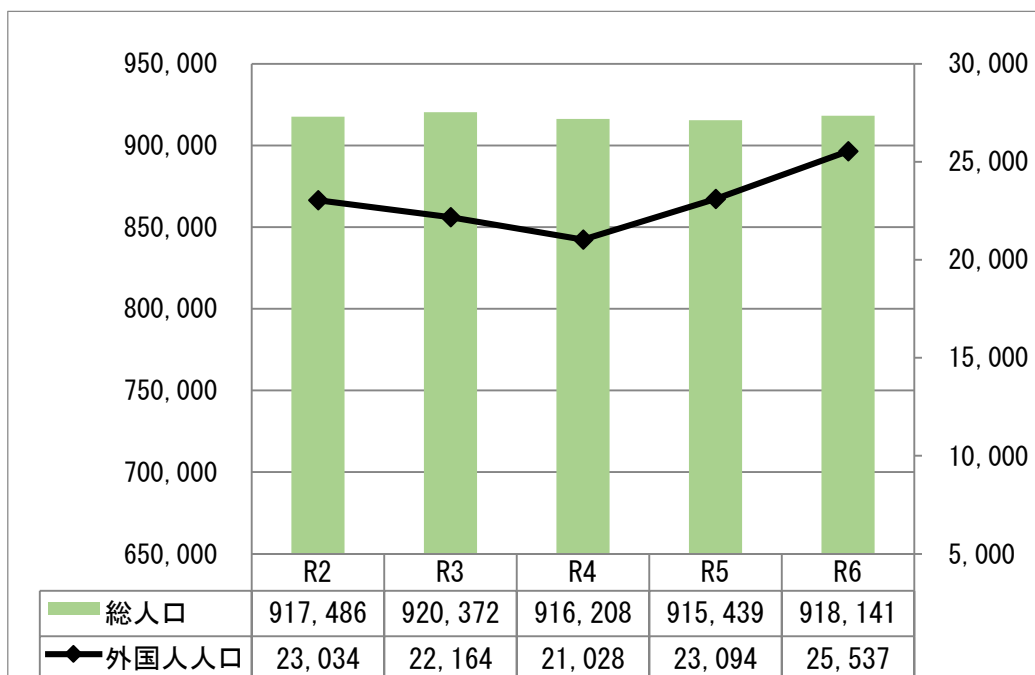
都の動き

- ・東京都つながり創生財団設立（令和 2（2020）年 10 月）
- ・「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定（令和 5（2023）年 3 月）

世田谷区の動き

- ・（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））開設（令和 2（2020）年 4 月）
- ・東京外国人支援ネットワークへの加盟（令和 3（2021）年 11 月）
- ・「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置（令和 4（2022）年 3 月）
- ・「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定（令和 6（2024）年 3 月）

＜参考＞ 区内在住外国人数過去 5 年間の推移（本編 p.14）



[各年 1 月 1 日時点]

「実績管理」について

「施策に基づく具体的な取組み」では、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。

施策に基づく具体的な取組み

基本方針 1 地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進 (本編 p. 17~18)

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。特に「せたがや国際メッセ」は、昨年度比 1.25 倍の来場者数を記録し、多くの方の異文化理解を深めることができた。
- ・区の実態調査※3においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人住民は 7 割弱との結果が出ている(本編 p. 107)。引き続き関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

※3 「区の実態調査」

令和 4 年度実施「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」。

【実績管理】(本編 p. 18)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際メッセ 来場者数	1,100 人	173 人	54 人、動画再生 数 1,150 回	2,000 人	2,500 人

(2) 地域活動への参加促進【重点】 (本編 p. 19~20)

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・外国人ボランティアの活用実績は非常に少ない状況にあるが、区の実態調査では、5 割以上の外国人住民が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(本編 p. 106)。
- ・引き続きせたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)と連携しながら、外国人住民のみならず、日本人住民もともに地域で活躍できるような仕組みづくりが必要である。

【実績管理】(本編 p. 20)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人ボランティア 活用実績	35 人	3 人	4 人	4 人	3 人

(3) 外国人の区政参画推進 (本編 p. 21~22)

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・外国人アンケート調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。
- ・「外国人との意見交換会」では、外国人住民から区政への意見を直接聞くことができる貴重な機会となった。引き続き、様々な機会を見つけ外国人住民の区政参加を促していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

【実績管理】(本編 p. 22)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人との 意見交換会 外国人参加人数	25 人	20 人	新型コロナの影響 により中止	30 人	30 人

基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援 (本編 p. 23~24)

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け日本語教室」について、令和4(2022)年度は定員を大幅に超える申し込みがあったことから、令和5(2023)年度は開催回数を年3期から年5期に拡充した。それにより、より多くの学習ニーズに応えることができた。
- ・区の実態調査では、約6割の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから(本編 p. 104)、引き続き周知を強化していく。また、外国人住民が地域で自立した生活を送るため、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、ニーズに沿った日本語支援が必要となる。

【実績管理】(本編 p. 24)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け 日本語教室受講者数	33 人	36 人	47 人	63 人	87 人

(2) 行政情報の多言語化等の推進 (本編 p. 25~30、p. 59~60)

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- ・庁内各課におけるチラシや施設案内、広報板等各種媒体の多言語化を進め、分かりやすい情報発信に努める必要がある。また、職員向け「やさしい日本語」研修は大変好評であったため、令和6(2024)年度以降も継続して実施する。あわせて、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の周知・啓発を図りながら、「やさしい日本語」の認知・理解をより高め、区全体での活用を強化していく必要がある。

【実績管理】(本編 p. 26、p. 59~60)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
庁内における 多言語冊子・ チラシ数	25 種	27 種	29 種	30 種	30 種

(3) 生活基盤の充実【重点】 (本編 p. 31~36)

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と課題】

- ・(公財)せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)」と連携し、外国人住民への情報発信や相談案内を充実させることができた。
- ・また、新型コロナの収束に伴い、区役所の外国人相談窓口における年間相談件数は減少したものの、依然として日常生活や区政に関する相談件数は多い。相談に対し適切かつスムーズな対応ができるよう、引き続き安定した運営に努めていくとともに、関係各課と連携しながら、様々な分野における外国人住民の困りごとの解決に向け、取組みの充実に努めていく。

【実績管理】(本編 p. 32)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際交流セ ンター来館者数	—	1,895 人	3,939 人	4,012 人	4,865 人

(4) 災害時に対する備えの充実 (本編 p. 37~40)

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け防災教室」については、前年度より実施回数を増やすことができた。区の実態調査において、約6割の外国人住民が防災訓練に「参加したい」と回答しており(p. 106)、外国人住民の参加意欲は高い。

参加者の意見・感想等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携し今後も実施していく。

- ・引き続き、関係各課と連携を図りながら、外国人住民の防災意識の啓発を行うとともに、震災時職員行動マニュアルの見直しや実働訓練の実施など、庁内体制の整備を図っていく。

【実績管理】（本編 p. 38）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け防災教室 実施回数	7 回	2 回	2 回	6 回	7 回

（５）ICT を活用した環境整備（本編 p. 41～44）

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

- ・タブレット端末を活用したテレビ電話通訳について、前年度に比べ利用件数は約 70 件増加し、窓口サービスの向上につながっている。また、タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。
- ・また、令和 6（2024）年 9 月に区ホームページがリニューアルし、130 言語に対応可能となった。外国人住民向けページについては、「やさしい日本語」に加え写真やイラスト等を積極的に活用し、より分かりやすい情報提供に努めていく。

【実績管理】（本編 p. 42）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向けページ 閲覧数（月平均）	1,485 件	1,898 件	2,041 件	2,100 件	2,212 件

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

（１）多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】（本編 p. 45～54）

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・様々な機会において、多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催できた。世田谷区の多文化共生について考えるワークショップや子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生の意識啓発につながることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

【実績管理】（本編 p. 46）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区民向け 多文化共生講座 来場者数	201 人	231 人	564 人	529 人	724 人

（２）学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進（本編 p. 55～56）

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・新型コロナの収束に伴い、令和 5（2023）年度は姉妹都市交流事業を再開することができた。計 44 名の児童・生徒が姉妹都市 3 市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、児童・生徒の国際理解を深めることができた。
- ・また、学校においては、偏見・差別のさらなる解消に向けて、国際理解教育に加え教員向けの人権教育研修の実施など、人権尊重の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めていく。

【実績管理】（本編 p. 56）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	77 人	休止	休止	休止	派遣：44 人 受入：休止

(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援 (本編 p. 57～58)

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

- ・コロナ禍以降、国際平和交流基金助成事業の申請団体は1団体と伸び悩んでいる。申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

【実績管理】 (本編 p. 58)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際平和交流基金 助成事業 助成団体数	1 団体	新型コロナの影響により中止	1 団体	1 団体	1 団体

(4) 不当な差別的取扱いへの対応 (本編 p. 57～58)

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

- ・男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立てが1件あった。これまでの申立て状況を踏まえ、申立て制度の周知の仕方や手続きの簡便化等、課題について検討を進める。

【実績管理】 (本編 p. 58)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区長への申立て等 件数	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件（男女共同参画）

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見 (本編 p. 61)

(令和6年(2024年)7月18日 部会開催)

【全体について】

- ・各施策の実績管理をみると参加者の増加など数字の伸びがみられる項目が多く、継続によって、事業が定着し広がっている様子がみてとれた。今後も参加者が興味を持つ魅力的な内容を期待したい。
- ・全体的に、「外国人」と「日本人」が対比的に用いられていることが気になった。プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の実現に向け、誰もが地域住民であり相互理解を深めていくことが、文章上でも伝わると思う。

【基本方針1 地域社会における活躍の推進】

- ・外国人ボランティアの活用実績が少ないが、学校など地域活動での参加実績はあると思われるので、活動している人を探し出して紹介するなど、可視化に努めてはどうか。関係団体へのアンケート実施も効果的かもしれない。また、町会において英語でボランティア募集を行っているが、マッチングにつながらないことが課題である。

【基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現】

- ・「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」において、回答者のうち約6割の外国人住民が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから、広報紙等での周知だけでなく、外国人住民が住民登録などのために窓口を訪れた際に、日本語教室について積極的に働きかけてはどうか。
- ・「外国人のための日本語教室」の対象者は『日本語を初めて学ぶ外国人住民』となっているが、将来的には中級など、他のレベルも展開できるとよい。
- ・日本語支援について、「地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得する教室」はとても大切である。外国人住民の関心が高いこと、学習内容、学びの成果などを発信することで、住民同士の円滑なコミュニケーションにつながりやすくなると思う。
- ・「Crossing Setagaya Newsletter」について、翻訳言語が英語と中国語であるが、クロッシングせたがやが国際交流事業の拠点であることを考えているならば、さらなる多言語化を進めることで、情報発信機能の拡大につながると思う。
- ・防災について、外国人住民への意識啓発を行うとともに、「外国人住民とともに地域防災を進める」という視点があっても良いと思う。

【基本方針３ 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】

- ・せたがや国際メッセや多文化共生講座など、来場者数が増えている事業については、成功している理由は何かを踏まえ、他の事業でも参加人数などが増えるような仕組みを考えてもらいたい。
- ・小中学校において、児童・生徒が多文化共生に関する教育に触れることで、偏見や人権問題の解消につながると思うので、そのような教育機会の充実を図ってもらいたい。
- ・小中学生の海外派遣事業について、より多様な文化に触れられるよう、欧米だけでなくアジア諸国にも目を向けることも大切だと思う。

令和5年度（2023年度）
世田谷区多文化共生プラン
取組み状況報告書

令和6年（2024年）9月
世田谷区

目次

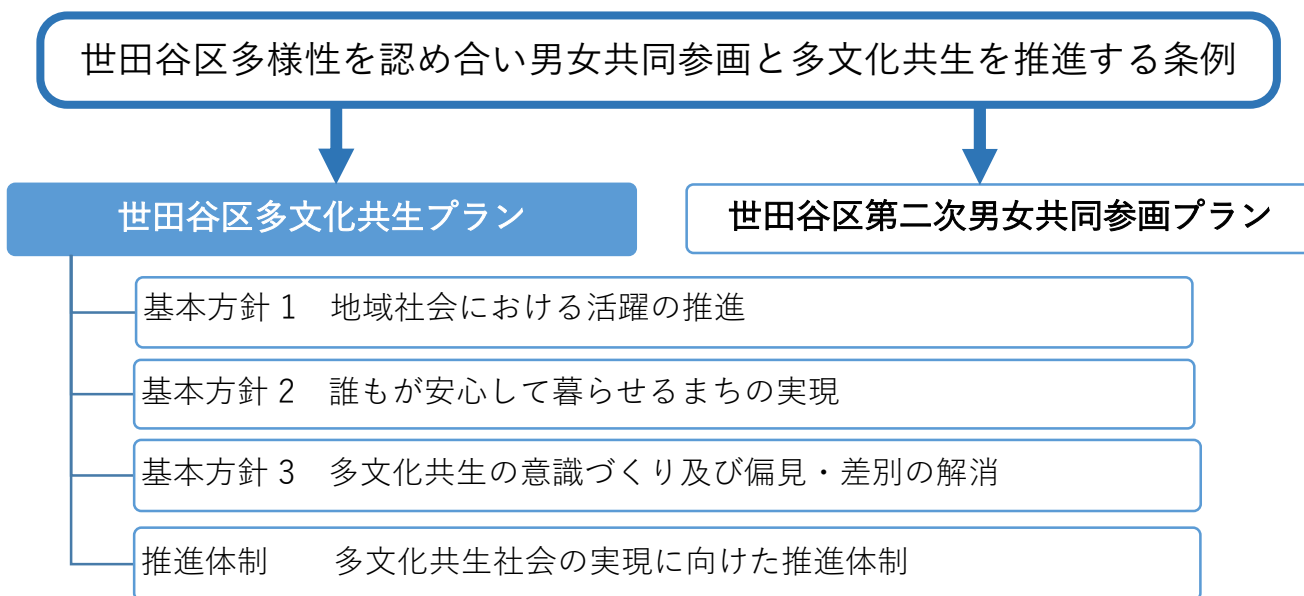
本書について	1
計画の体系	5
数値目標	7
施策に基づく具体的な取組み	
基本方針1：地域社会における活躍の推進	17
(1) 多文化共生の地域交流促進	
(2) 地域活動への参加促進【重点】	
(3) 外国人の区政参画推進	
基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現	23
(1) 外国人への日本語支援	
(2) 行政情報の多言語化等の推進	
(3) 生活基盤の充実【重点】	
(4) 災害等に対する備えの充実	
(5) ICTを活用した環境整備	
基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	45
(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	
(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進	
(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援	
(4) 不当な差別的取扱いへの対応	
男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見	61
＜参考＞世田谷区民意識調査 2024 実施結果（抜粋）	62
＜参考＞世田谷区における外国人区民へのアンケート調査実施結果	80
＜参考＞世田谷区における外国人区民の意識・実態調査報告書（概要版）	90

本書について

「世田谷区多文化共生プラン」について

「世田谷区多文化共生プラン（以下、「第一次プラン」という。）」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）は、「全ての人が多様性を認め合い、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第9条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げています。

また、基本方針ごとに施策を挙げ、その施策に沿った事業展開をまとめています。なお、基本方針ごとの施策のうち1つを重点施策として掲げています。

詳細は「計画の体系」（p.5～6）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、毎年プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

本書の見方

本書では、多文化共生に向けた数値目標及び重点施策に基づく数値目標と、各事業について、令和5（2023）年度の取組み内容と評価を掲載しています。

数値目標のページについて

数値目標のページ（p.7～10）では、多文化共生に向けた数値目標と、重点施策に基づく数値目標についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。世田谷区民意識調査及び外国人アンケート調査に基づく実績を掲載しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

施策に基づく具体的な取組みのページについて

施策に基づく具体的な取組みのページでは、課題の施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、令和 5（2023）年度の取組み内容及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

また、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。

基本方針 1：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流

多様な文化を理解し合えるよう、施策に対する評価と課題を記載しています。国際化について相互理解を深め、人権を尊重し合い、多文化共生の地域交流を推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。特に「せたがや国際メッセ」は、昨年度比 1.25 倍の来場者数を記録し、多くの方の異文化理解を深めることができた。

区の実態調査においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人住民は 7 割弱との結果が出ている（p.107）。引き続き関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1			上智大学祖師谷国際交流会館と連 携し、地域でのお祭りを実施 し、国際交流を深める。	トライアングルフェスタが 4 年ぶりに 開催され、主催 3 団体が揃い、成城通 りパークウエストプロムナード及び都 立祖師谷公園を使用し、第 29 回トライ アングルフェスタとして開催した。
2	三茶 de 大道芸の 実施	文化・国際課	国内外約 50 のグループ等による大 道芸を実施し、外国人及び区内外か ら集う人々との交流を通じ、ふれあ いの輪を広げる。	令和 5（2023）年 10 月 21 日（土）～22 日（日）開催 来場者数：約 177,000 名
3	せたがや国際メ ッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体 と連携し、ブース出展やステージ イベント、体験コーナー等を実施 するとともに、チラシ・パンフレ ットにルビを振るなど、認知度 向上を図る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、 （公財）せたがや文化財団国際事業部 （せたがや国際交流センター）との共 同開催。第 7 回せたがや国際メッセ&第 29 回トライアングルフェスタを実施 した。
4	国際交流ラウン ジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマ に対する母国と日本との比較をプ レゼンテーションし、そのテーマに ついて留学生を交えた参加者間で シェアすることで、異文化理解を促 進する。	・にはろこ交流会（実施回数 4 回、参加 者数延べ 244 名（内外国人参加者 142 名）） ・子ども向け企画（実施回数 2 回、参加 者数延べ 36 名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数 27 回、参加者数延べ 93 名） を開催した。

各施策の実績を管理するため、「実績管理」を設定しています。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際メッセ 来場者数	1,100 人	173 人	54 人、動画再生数 1,150 回	2,000 人	2,500 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
来場者数約 8,000 名が来場し、コロナ禍前のような賑わいのあるイベントとなった。	令和 6 (2024) 年度は上祖師谷地区会館の改修工事により、規模を縮小して実施する予定。上智大学祖師谷国際交流会館との連携については、今後検討していく。	
コロナ禍から 3 年ぶりに屋外での開催が実現した令和 4 (2022) 年度に続き、商店街の賑わいの創出につなげることができた。令和 4 (2022) 年度の約 10 万人から大幅に来場者数を増やすことができ、コロナ禍前の約 20 万人に近い水準に戻すことができた。	令和 6 (2024) 年 10 月 19 日 (土) ・20 日 (日) 開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。ホストタウンコンサートの同時開催による相乗効果もあり、来場者数は前年を上回る 2,500 名であった (+500 名)。	令和 6 (2024) 年度も、(公財) せたがや文化財団国際事業部 (せたがや国際交流センター) との共催を予定している。令和 5 (2023) 年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	※令和 2 (2020) 年度より、(公財) せたがや文化財団国際事業部が事業を運営。

基本方針

施策

基本方針1
ちいきしゃかい かつやく すいしん
地域社会における活躍の推進
がいこくじんとう ちいきしゃかい いちいん さまざま かつどう さんか
外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し
こころげん がいこくじんあずか ちいき か だれ とも さんかく
貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画
する機会をつくります。

たぶんかきょうせい ちいきこうりゅうそくしん
多文化共生の地域交流促進
じやうてん ちいきかつどう さんかそくしん
重点 地域活動への参加促進
がいこくじん くせいさんかくすいしん
外国人の区政参画推進

基本方針2
だれ あんしん く
**誰もが安心して暮らせる
まちの実現**
じつげん
げんご ふんか ちが せいかつじよう ふべん ふあん かいしよう
言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できる
ように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や
にほんごがくしゅう しえん せいふくぜんげん
日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての
しえん おこな 支援を行います。

がいこくじん にほんごしえん
外国人への日本語支援
ぎやうせいじやうほう たげんごかう すいしん
行政情報の多言語化等の推進
じやうてん せいかつきばん じやうじつ
重点 生活基盤の充実
さいがいとう たい そな じやうじつ
災害等に対する備えの充実
ICT かつよう かんきやうせいび
ICTを活用した環境整備

基本方針3
たぶんかきやうせい いしき
**多文化共生の意識づくり
及び偏見・差別の解消**
およ へんけん さべつ かいしよう
だれ さんか ちやう ぶんか についでの理解を深める
機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、
がいこくじんとう へんけん さべつ かいしよう
外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

じやうてん たいやう ぶんか う い いしき じやうせい
重点 多様な文化を受け入れる意識の醸成
がっこうきやういく
学校教育における
たぶんかきやうせい かか こくさいりかいきやういく すいしん
多文化共生に関わる国際理解教育の推進
たぶんかきやうせい こくさいこうりゅうかつどうだんたい しえん
多文化共生・国際交流活動団体の支援
ふとう さべつてきとりあつか たいさう
不当な差別的取扱いへの対応

※「多文化共生」とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、

計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区新実施計画」等、他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。

計画の期間



施策に基づく具体的な取組み（抜粋） ★新規 ☆拡充

相互理解を深めるために様々な交流事業を開催するとともに、外国人が地域で活躍できる場をつくることで地域の多文化共生を推進します。

●せたがや国際メッセの実施 ●国際交流ラウンジの実施 ●English Table の実施

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

★町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 ★「おたがいさま bank」への登録促進 ☆外国人ボランティアの活用拡大

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

★各会議体等における外国人の参画促進 ●区民意識調査の実施 ●外国人との意見交換会の実施 ★外国人アンケート調査の実施

外国人が地域で生活するために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

☆外国人向け日本語教室の拡充 ●せたがや日本語サポーター講座の実施 ●外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣

外国人にとって必要な情報や、公共施設、サイン等について、「やさしい日本語」やルビ等の普及も含め多言語化を推進します。

①情報発信における意識の醸成（※「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 ●情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及）
 ②サイン等の多言語化（☆各種行政冊子、チラシ等の多言語化 ☆公共施設館名表示の多言語化）

外国人が様々な情報入手し、相談できる生活相談の窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労などの生活基盤の充実を図ります。

●外国人相談窓口の運営 ★（仮称）多文化情報コーナーの整備・運営 ●帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営

外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うほか、災害発生時に適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

●外国人向け防災教室の実施 ●地域の防災訓練への外国人の参加促進 ☆広域避難場所標識の多言語化

外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

●ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 ●タブレット端末等の活用促進 ☆公衆無線 LAN 環境の整備拡充

多様な文化を理解し合える交流イベントや講座等を開催し、相互理解を深めることで、多文化共生の意識づくりを推進します。

①イベント（●せたがやの魅力再発見ツアーの実施 ●ホストタウン交流イベントの実施）
 ②ボランティア（☆世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進 ★観光ボランティアガイド事業の実施）
 ③研修・講座等（☆区民向け多文化共生講座の実施 ●せたがや多文化ボランティア講座の実施 ★外国人おもてなしセミナーの実施）

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、国際理解教育を推進し、多文化共生についての意識を醸成します。

☆海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充 ●多様な手法による英語教育の充実 ★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

●国際平和交流基金助成による団体支援 ●せたがや国際活動団体ガイドブックの配付

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

●男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申立て、相談等への対応

共に生きていくことを言います（世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第2条第2項）。

 数値目標

多文化共生の推進に向けた数値目標※1

調査項目	直近の状況（2018年度）	目標値（2021年度末）	目標値（2023年度末）
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.50%	80%	80%以上

重点施策に基づく数値目標

調査項目	目標値（2021年度末）	目標値（2023年度末）
重点※1 外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合	80%	80%以上
重点※2 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合		
重点※1,2 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合		

※1 世田谷区民意識調査 区内在住の18歳以上の方（外国人含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

※2 外国人アンケート調査 区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

数値目標

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	2018 年度 (策定時)	前回の調査 (2023 年度)	直近の調査 (2024 年度)	2023 年度末 (目標値)
多文化共生が進んでいると 思う区民の割合	31.5%	37.7%	44.3%	80%

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査）

調査項目		前回の調査 (2023 年度)	直近の調査 (2024 年度)	2023 年度末 (目標値)
重点 ①	外国人等の地域活動への参加が 進んでいると思う区民の割合	15.6%	17.6%	80%
重点 ③	外国人等に対する偏見や差別が 減少していると思う区民の割合	31.1%	35.6%	80%

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目		前回の調査 (2023 年度)	直近の調査 (2024 年度)	2023 年度末 (目標値)
重点 ②	外国人等の生活基盤が充実している と思う区民の割合	52.5%	53.7%	80%
重点 ③	外国人等に対する偏見や差別が 減少していると思う区民の割合	42.6%	51.9%	80%

※1 世田谷区区民意識調査 2024

世田谷区在住の満 18 歳以上の方（外国人住民含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：5,000 名）

※2 外国人アンケート調査

区内在住の 18 歳以上の外国人住民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：500 名）

【数値目標に対する評価と課題】

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査）

「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」

- ・プラン策定時（2018 年度）より 12.8 ポイント、前回調査時（2023 年度）より 6.6 ポイント上昇し、44.3%となった。
- ・引き続き関係各課と連携しながら多文化共生施策を推進していくとともに、多文化共生プランに基づく取組みについて区民への周知を強化していく必要がある。

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査）

重点①「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」

- ・前回調査時（2023 年度）より 2.0 ポイント上昇し、17.6%となった。
- ・前回より上昇しているものの、「地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」はわずか2割以下となっている。多言語や「やさしい日本語」等を活用し、外国人住民を含めてより多くの方が参加しやすい場づくりに努める必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・前回調査時（2023 年度）より 4.5 ポイント上昇し、35.6%となった。
- ・(3)外国人アンケート調査による同項目の数値（51.9%）よりも約 16 ポイント低い数値となっており、外国人住民と日本人住民の意識に差が生じていることが分かる。引き続き、多文化理解講座や交流イベント等を実施し、日本人住民側の受入れ意識の醸成を継続・強化していく必要がある。

(3) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区における外国人区民のアンケート調査）

重点②「外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

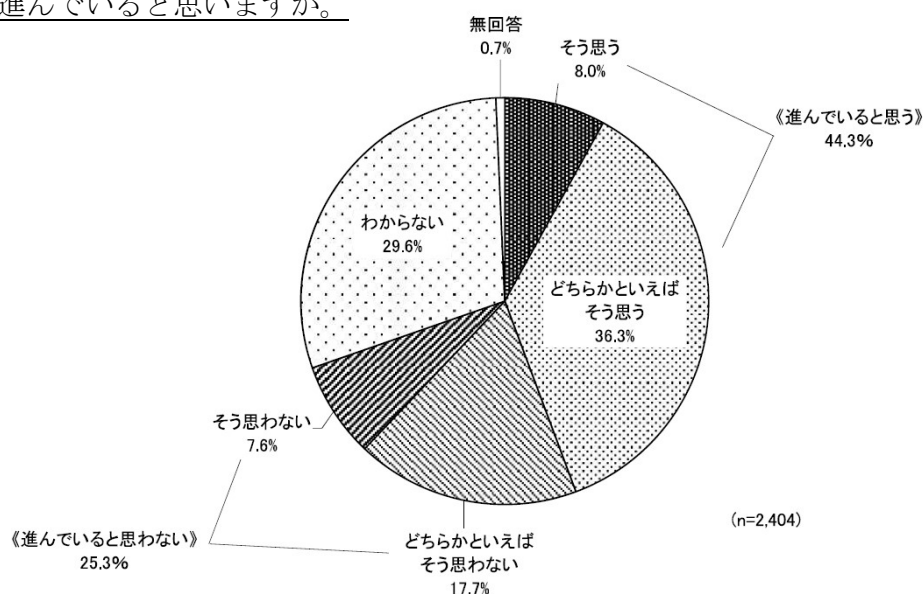
- ・前回調査時（2023 年度）より 1.2 ポイント上昇し、53.7%となった。
- ・前回より上昇しているものの、目標値の 80%を大きく下回っており、アンケート調査では、多言語での生活支援や日本語教室の充実を求める意見が挙がっている。この結果を踏まえながら、外国人住民が地域で自立し安心して暮らせるよう、支援を拡充していく必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

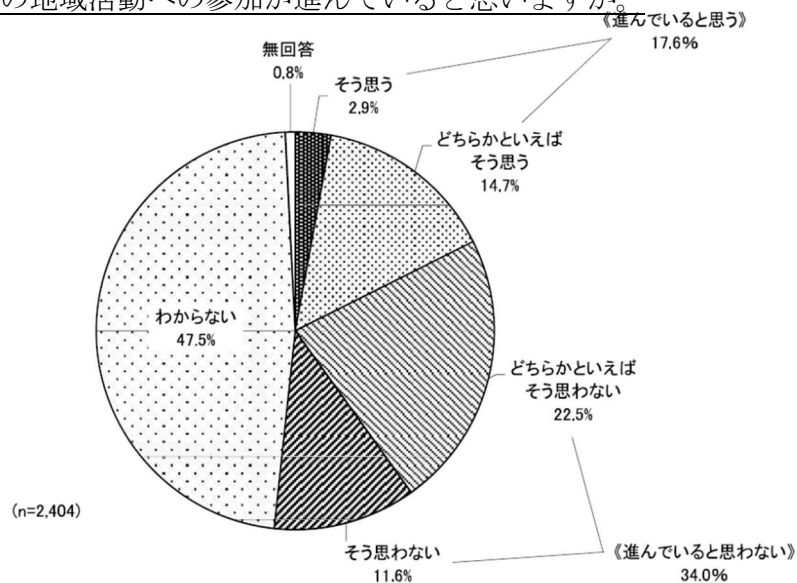
- ・前回調査時（2023 年度）より 9.3 ポイント上昇し、51.9%となった。
- ・前回よりも大幅に上昇し、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消が進んでいるといえる。引き続き、多様な文化についての理解を深める機会をつくり、多文化共生意識の醸成に努めていく。

<参考>「世田谷区民意識調査 2024」より ※詳細は p 62～参照

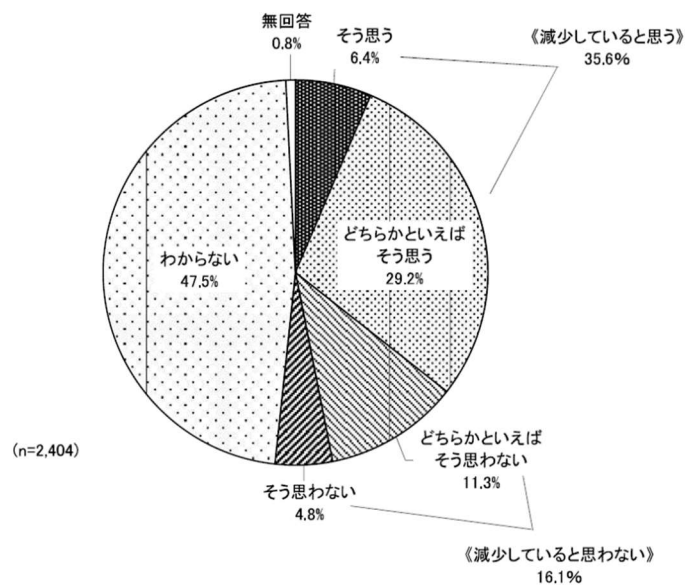
問 あなたは、「外国人住民と日本人住民が共に暮らす」という視点からみて、世田谷区は多文化共生が進んでいると思いますか。



問 あなたは、外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。



問 あなたは、区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。

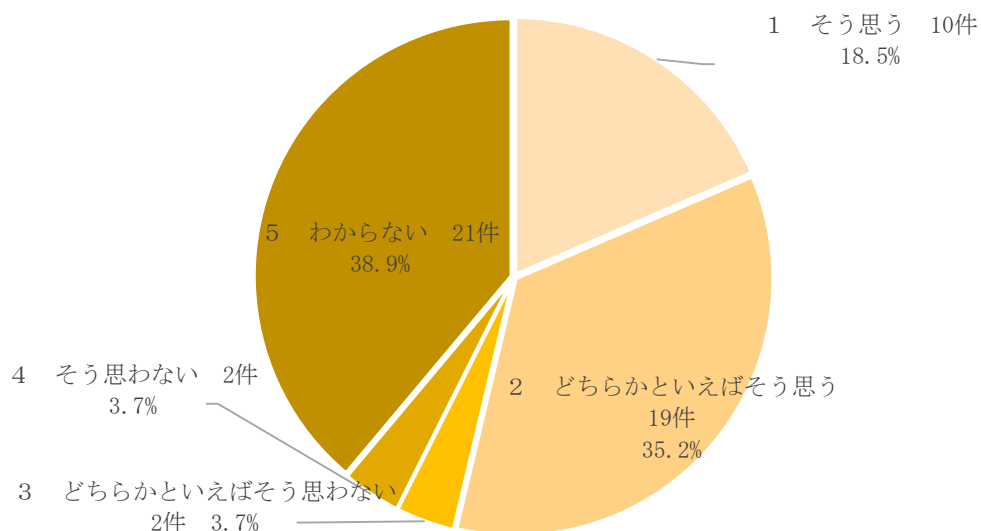


<参考>「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査（外国人アンケート調査）」より

※詳細は p 80～参照

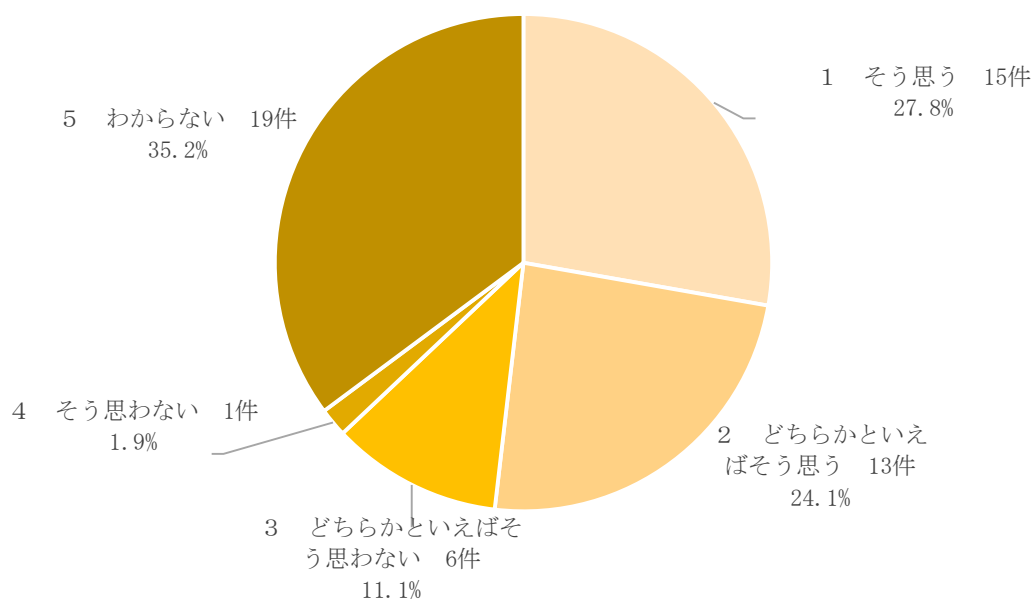
問 あなたは、世田谷区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人住民に対する支援が充実していると思いますか。

外国人に対する支援の充実（n = 54）



問 あなたは、世田谷区内において、外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか。

外国人に対する偏見や差別（n = 54）



<参考> プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き

国の動き

■ 出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

平成 30(2018)年 12 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。(改正法は平成 31(2019)年 4 月施行)

これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。

■ 日本語教育の推進に関する法律の成立（文化庁）

令和元(2019)年 6 月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され、在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられた。地方公共団体も、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

令和 2(2020)年 6 月、同法 10 条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が閣議決定された。

■ 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（文部科学省）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項もあわせて示された。

■ 外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（出入国在留管理庁）

令和 2(2020)年 7 月、新宿区の JR 四ツ谷駅前に「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）（以下、「FRESC」という。）が開所された。FRESC には、出入国在留管理庁や日本司法支援センター（法テラス）など 8 つの機関の相談窓口が入り、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取組みを行う。

■ 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（出入国在留管理庁・文化庁）

令和 2(2020)年 8 月、在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。

■ 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（総務省）

令和 2(2020)年 9 月、「地域における多文化共生推進プラン」（2006 年）が 14 年ぶりに改訂された。改訂版は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の 4 番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を新たに設けた。

■ 「日本語教育の参照枠」の報告（文化庁）

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が令和 3(2021)年 10 月に文化審議会国語分科会により報告された。

■ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（法務省）

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策が示されたロードマップが令和 4(2022)年 6 月に策定された。

■ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、「日本語教育機関認定法」）の成立、施行

令和 5（2023）年 5 月、「日本語教育機関認定法」が成立し、令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行された。日本語教育機関の文部科学大臣による認定制度が創設され、認定日本語教育機関で日本語教育を行うためには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了し、登録日本語教員として文部科学省の登録を受けることとされた。

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

令和 5（2023）年 6 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、送還停止効の例外規定や「補完的保護対象者」認定制度、収容に代わる管理措置制度等が創設された（施行は令和 6（2024）年 6 月 10 日）。

また、令和 6（2024）年 6 月 14 日には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」を創設すること等を定めた改正法が成立した。

東京都の動き

■東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかり、「都民一人ひとりが輝ける社会」の実現を目指す新たな財団として、「東京都つながり創生財団（以下、「財団」という。）」が令和 2（2020）年 10 月 1 日に設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会づくりを進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組む。

■「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定

国による「日本語教育の推進に関する法律」の策定や基本方針の閣議決定等の地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和 5（2023）年 3 月、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等について示された「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」が策定された。

世田谷区の動き

■公益財団法人せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））の開設・運営

今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を令和 2（2020）年 4 月に開設した。

国際事業部は、在住外国人と日本人との交流を推進するための事業を実施するほか、「せたがや国際交流センター」において、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、国際交流活動を行う団体等の情報発信、在住外国人の生活相談の問い合わせへの対応などを実施している。

■東京外国人支援ネットワークへの加盟

令和 3（2021）年 11 月、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、東京国際交流団体連絡会議・外国人相談事業部会に属する国際交流団体、行政組織、NPO 等で外国人のため相談事業を実施もしくは外国人支援活動をする諸団体で構成する「東京外国人支援ネットワーク」に加盟した。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施する。

■「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

令和 4（2022）年 2 月 24 日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入国するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、3 月 23 日に庁内プロジェクトチームを設置した。

■「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく「世田谷区多文化共生プラン」（平成 31（2019）年 3 月策定）の計画期間が令和 5（2023）年度で終了し、新たに「世田谷区第二次多文化共生プラン」（以下、「第二次プラン」という。）を令和 6（2024）年 3 月に策定した。第二次プランでは、第一次プランに引き続き「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」を基本理念に掲げ、『誰もが安心して暮らせるまちの実現』『地域社会における活躍の推進』『多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消』の 3 つの基本方針のもと、多文化共生の推進のため様々な取り組みを行っている。

＜参考＞区内在住外国人人数データ

都内区市町村別 外国人人数

比率順

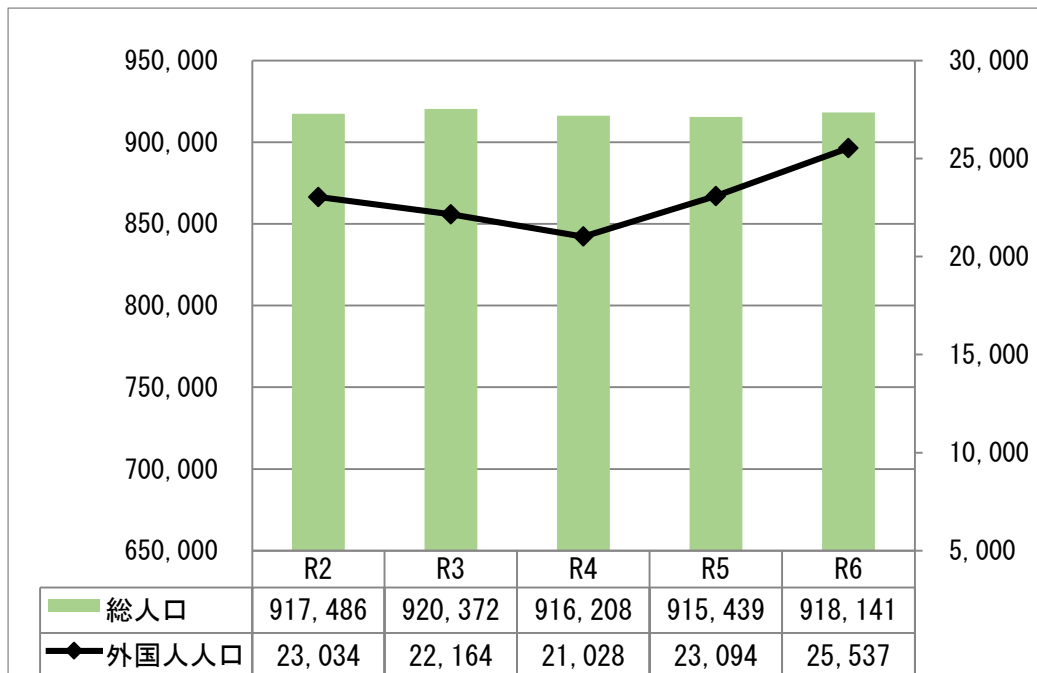
実数順

※令和6年1月1日時点

		外国人	総人口	比率
東京都総数		647,416	13,911,902	4.65%
区 部		542,864	9,643,024	5.63%
1	新宿区	43,897	349,226	12.57%
2	豊島区	32,732	291,650	11.22%
3	荒川区	21,251	219,268	9.69%
4	台東区	18,485	212,388	8.70%
5	港区	21,278	266,306	7.99%
6	北区	27,362	357,701	7.65%
7	江東区	37,006	539,108	6.86%
8	中野区	21,213	337,377	6.29%
9	江戸川区	42,918	689,961	6.22%
10	文京区	14,036	232,177	6.05%
11	中央区	10,370	176,835	5.86%
12	葛飾区	26,838	467,000	5.75%
13	足立区	39,331	693,223	5.67%
14	板橋区	32,351	572,927	5.65%
15	千代田区	3,858	68,755	5.61%
16	墨田区	15,663	284,555	5.50%
17	渋谷区	11,935	230,609	5.18%
18	大田区	28,397	733,634	3.87%
19	品川区	15,485	408,280	3.79%
20	目黒区	10,548	279,520	3.77%
21	杉並区	19,178	572,843	3.35%
22	練馬区	23,195	741,540	3.13%
23	世田谷区	25,537	918,141	2.78%
市 部		102,977	4,190,134	2.46%
町 村 部		1,575	78,744	2.00%

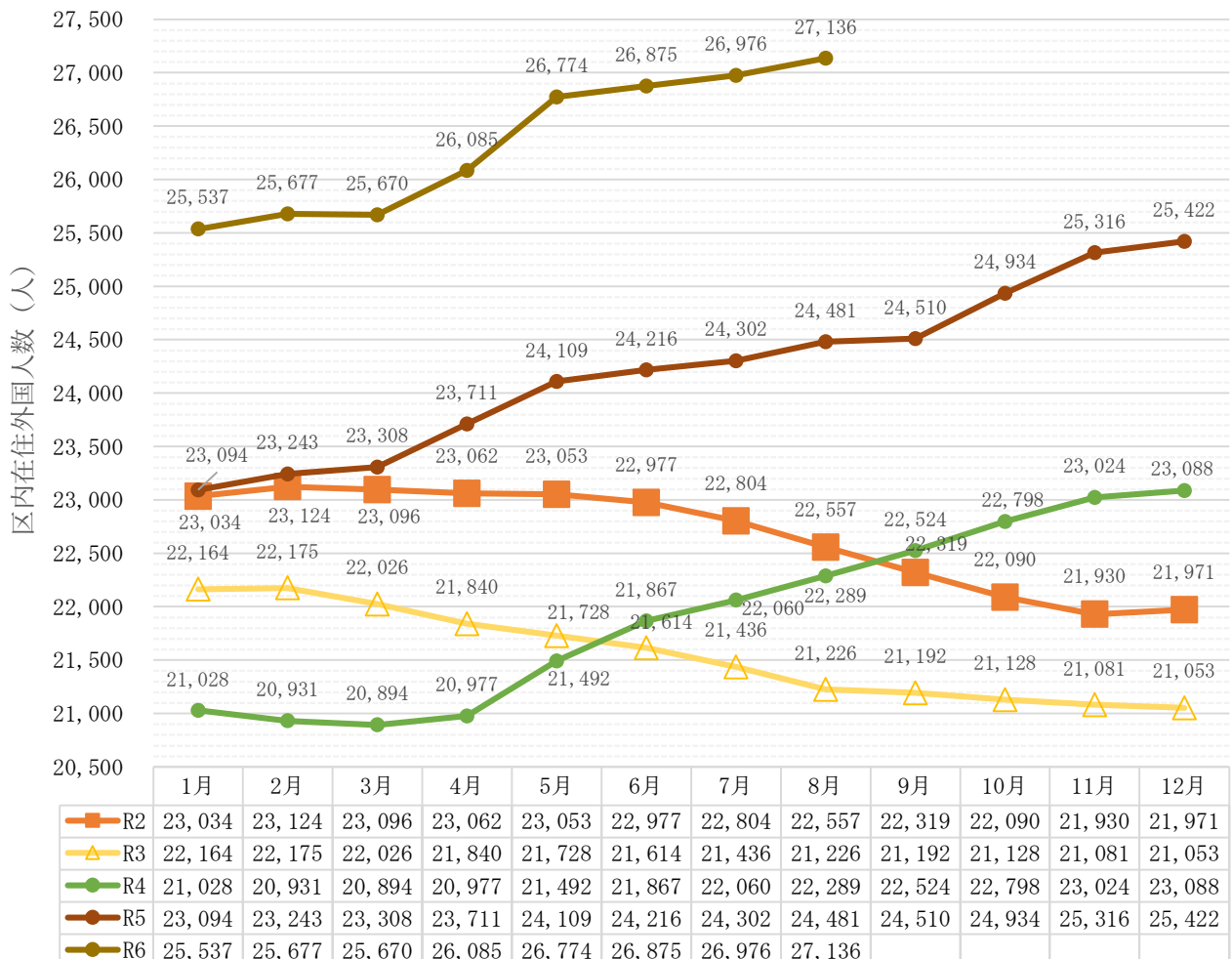
		外国人	総人口	比率
東京都総数		647,416	13,911,902	4.65%
区 部		542,864	9,643,024	5.63%
1	新宿区	43,897	349,226	12.57%
2	江戸川区	42,918	689,961	6.22%
3	足立区	39,331	693,223	5.67%
4	江東区	37,006	539,108	6.86%
5	豊島区	32,732	291,650	11.22%
6	板橋区	32,351	572,927	5.65%
7	大田区	28,397	733,634	3.87%
8	北区	27,362	357,701	7.65%
9	葛飾区	26,838	467,000	5.75%
10	世田谷区	25,537	918,141	2.78%
11	練馬区	23,195	741,540	3.13%
12	港区	21,278	266,306	7.99%
13	荒川区	21,251	219,268	9.69%
14	中野区	21,213	337,377	6.29%
15	杉並区	19,178	572,843	3.35%
16	台東区	18,485	212,388	8.70%
17	墨田区	15,663	284,555	5.50%
18	品川区	15,485	408,280	3.79%
19	文京区	14,036	232,177	6.05%
20	渋谷区	11,935	230,609	5.18%
21	目黒区	10,548	279,520	3.77%
22	中央区	10,370	176,835	5.86%
23	千代田区	3,858	68,755	5.61%
市 部		102,977	4,190,134	2.46%
町 村 部		1,575	78,744	2.00%

区内在住外国人数 過去5年間の推移



[各年1月1日時点]

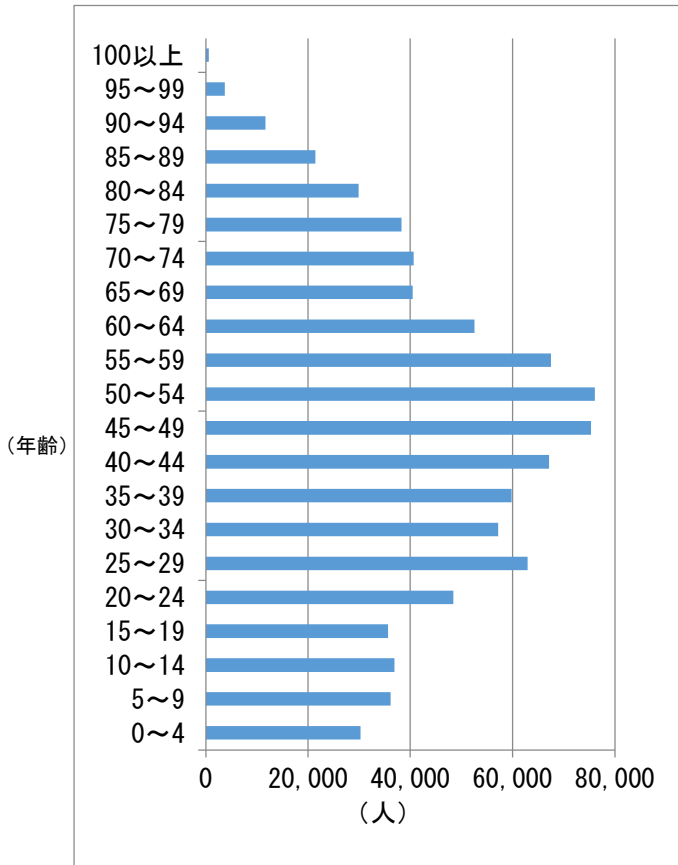
令和2(2020)年～令和6(2024)年 区内在住外国人数の比較



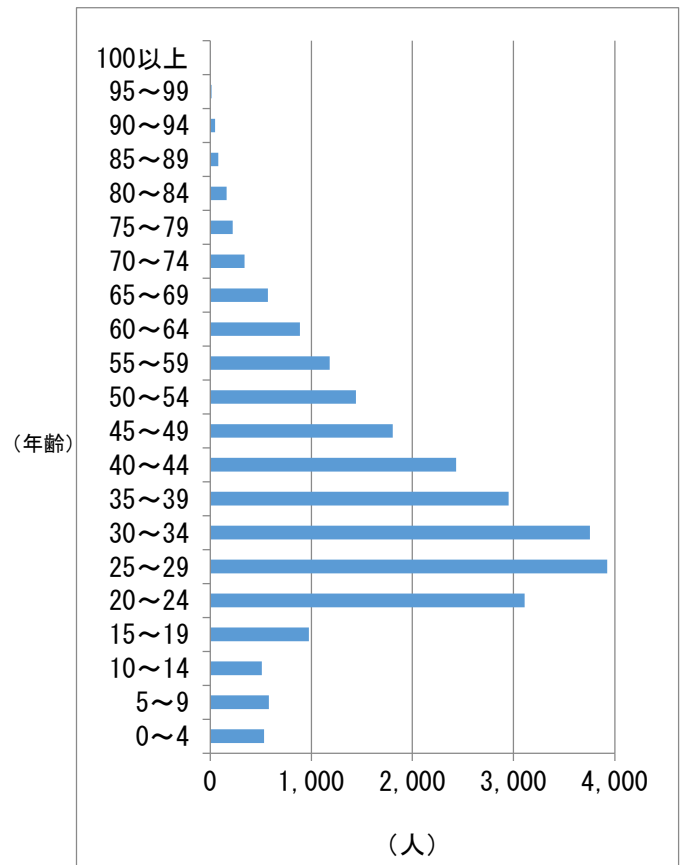
[各月1日時点]

世田谷区内年齢別人口

日本人

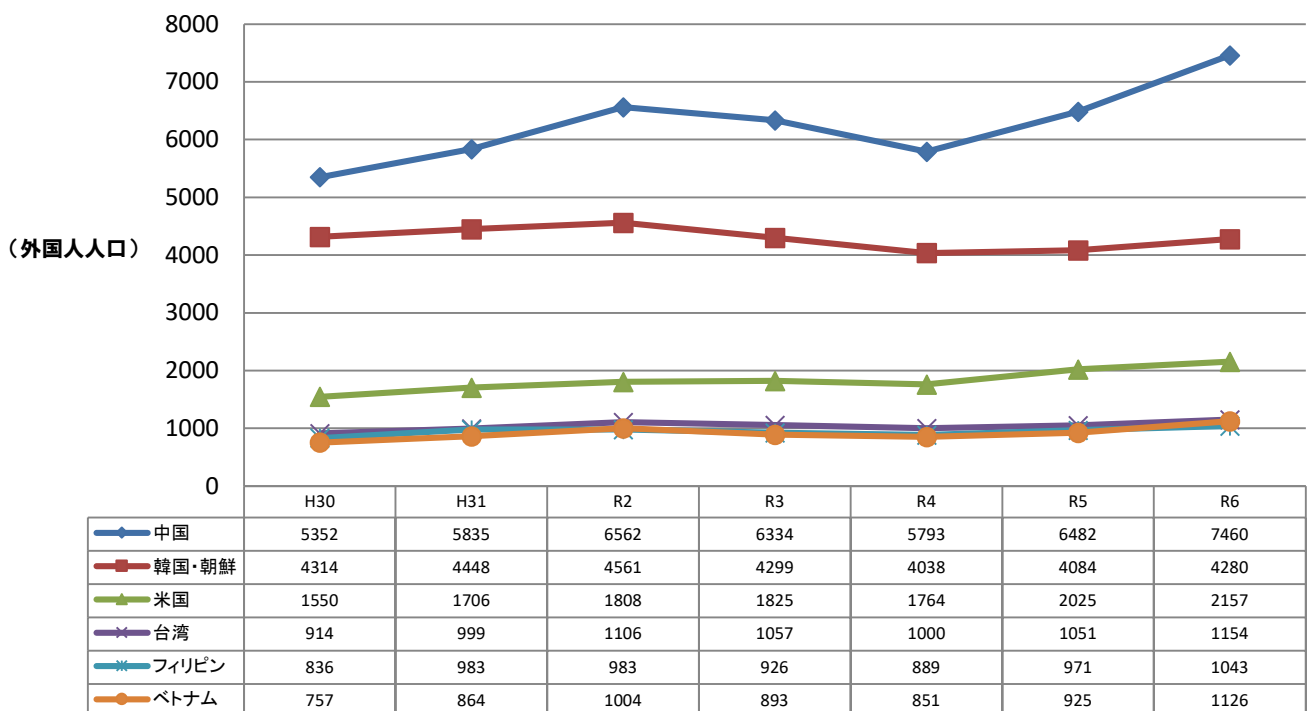


外国人



[令和 6 (2024) 年 1 月 1 日時点]

国籍・地域別外国人人数 過去7年間の推移(上位6カ国)

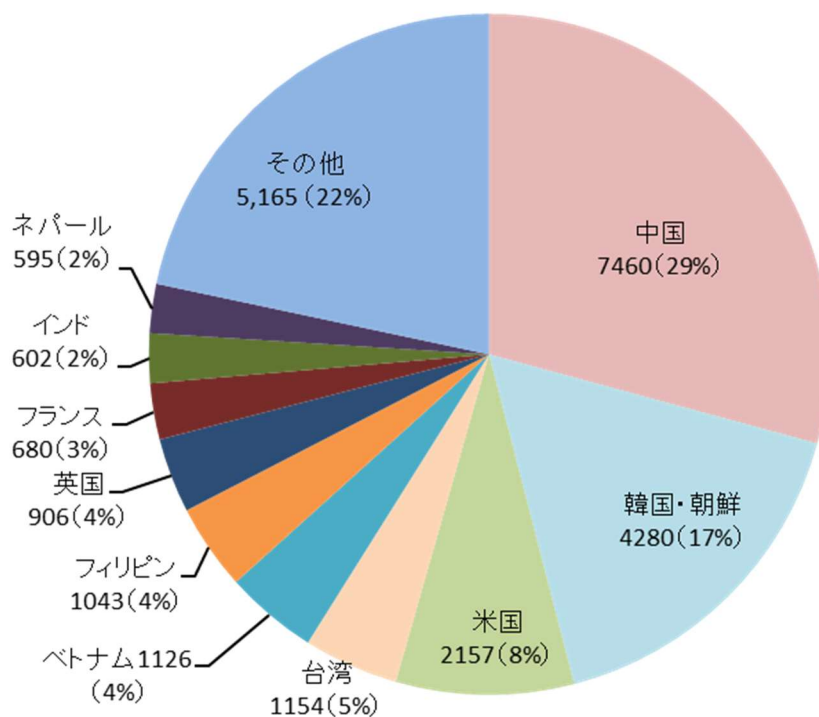


[各年 1 月 1 日時点]

国籍・地域別外国人数

順位	国名	令和6年1月	令和5年1月	増減	増減率
1	中国	7,460	6,482	978	15.1%
2	韓国・朝鮮	4,280	4,084	196	4.8%
3	米国	2,157	2,025	132	6.5%
4	台湾	1,154	1,051	103	9.8%
5	ベトナム	1,126	925	201	21.7%
6	フィリピン	1,043	971	72	7.4%
7	英国	906	867	39	4.5%
8	フランス	680	665	15	2.3%
9	インド	602	585	17	2.9%
10	ネパール	595	526	69	13.1%
	その他	5,534	4,913	621	12.6%
	合計	25,537	23,094	2,443	10.6%

[令和6（2024）年1月1日時点]



施策に基づく具体的な取組み

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。特に「せたがや国際メッセ」は、昨年度比 1.25 倍の来場者数を記録し、多くの方の異文化理解を深めることができた。

区の実態調査においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人住民は7割弱との結果が出ている(p.107)。引き続き関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深める。	トライアングルフェスタが4年ぶりに開催され、主催3団体が揃い、成城通りパークウエストプロムナード及び都立祖師谷公園を使用し、第29回トライアングルフェスタとして開催した。
2	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約50のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	令和5(2023)年10月21日(土)～22日(日)開催 来場者数：約177,000名
3	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第7回せたがや国際メッセ&第5回ホストタウンコンサート」を実施した。 来場者：約2,500名(参考：令和4(2022)年度来場者訳2,000名)
4	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	・多文化理解講座(実施回数7回、参加者延べ351名) ・にほんご交流会(実施回数4回、参加者延べ244名(内外国人参加者142名)) ・子ども向け企画(実施回数2回、参加者延べ36名) ・韓国語でおしゃべり(実施回数27回、参加者延べ93名)を開催した。
5	English Tableの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションするとともに、参加者間での交流を深める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、「第7回せたがや国際メッセ&第5回ホストタウンコンサート」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 参加者数104名(各回満員)
6	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	令和3(2021)年度に閉館したため、実績なし。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際メッセ 来場者数	1,100 人	173 人	54 人、動画再 生数 1,150 回	2,000 人	2,500 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
来場者数約 8,000 名が来場し、コロナ禍前のよ うな賑わいのあるイベントとなった。	令和 6（2024）年度は上祖師谷地区会館の改修 工事により、規模を縮小して実施する予定。上 智大学祖師谷国際交流会館との連携について は、今後検討していく。	
コロナ禍から 3 年ぶりに屋外での開催が実現し た令和 4（2022）年度に続き、商店街の賑わいの 創出につなげることができた。令和 4（2022）年 度の約 10 万人から大幅に来場者数を増やすこ とができ、コロナ禍前の約 20 万人に近い水準に 戻すことができた。	令和 6（2024）年 10 月 19 日（土）・20 日（日） 開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の 啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げるこ とができた。ホストタウンコンサートの同時開 催による相乗効果もあり、来場者数は前年を上 回る 2,500 名であった（+500 名）。	令和 6（2024）年度も、（公財）せたがや文化財 団国際事業部（せたがや国際交流センター）と の共催を予定している。令和 5（2023）年度の 内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」 を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れ る企画等の実施により、区民の多文化共生意識 の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショッ プを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の 交流機会の提供や相互理解を図っていく。	
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニ ケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せ たがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流 センター）と連携しながら実施に向けた準備を 行っていく。	
—	—	

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

外国人ボランティアの活用実績は非常に少ない状況にあるが、区の実態調査では、5割以上の外国人住民が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(p.106)。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民のみならず、日本人住民とともに地域で活躍できるような仕組みづくりが必要である。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
7	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進	市民活動推進課、文化・国際課	外国人にもわかりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めていく。	「ハングル語」を「韓国語」に修正し、多言語版町会・自治会加入促進ちらしの印刷・配布を行った。
8	「おたがいさま bank」への登録促進	市民活動推進課、文化・国際課	「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクである。外国人が参加するイベント等において、積極的に登録の促進を図る。	登録者数 3,523 名(令和 6(2024)年 3 月末現在) 「おたがいさま bank」と AI システム (GBER) を活用したマッチング事業の実施（登録者数 503 名、マッチング件数 19 件） ボランティアをしたい人、求めている団体それぞれを対象としたセミナーを実施
9	外国人ボランティアの活用拡大	文化・国際課	外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げる。	「Crossing Setagaya Newsletter」の英語または中国語翻訳ボランティア (12 回発行、外国人ボランティア 3 名)

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人ボランティア活用実績	35 人	3 人	4 人	4 人	3 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
町会・自治会会員が外国人住民へ話しかける一つのきっかけとして、また、外国人住民からの問い合わせの際の資料として、多言語対応したチラシを役立てている。	多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めている。	
「おたがいさま bank」を活用して、地域人材と地域活動をマッチングすることで、ボランティア活動を促進し、地域参加・地域貢献の活性化を図った。	「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用したマッチング事業を実施することで、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動の機会を拡充するとともに、地域活動や団体活動の活性化を図る。	
外国人ボランティアの活用は「Crossing Setagaya Newsletter」の翻訳のみであり、活躍機会は非常に少ない状況である。	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民を含めたボランティアが地域社会で継続して活躍できるよう、活用方法や機会提供の検討を行っている。	

基本方針 1：地域社会における活躍の推進

(3) 外国人の区政参画推進

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

外国人アンケート調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。

「外国人との意見交換会」では、外国人住民から区政への意見を直接聞くことができる貴重な機会となった。引き続き、様々な機会を見つけ外国人住民の区政参加を促していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
10	各会議体等における外国人の参画促進	関係各課、文化・国際課	区民の意見を反映するための会議において、外国人が登用されているか関係各課に調査を行い、外国人を登用するよう促す。	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会委員(1名)
11	区民意識調査の実施	広報広聴課	区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映する。	調査票等について、日本語(ルビ付)のほか、英語に翻訳のうえ区民意識調査を実施した。 調査対象者： (外国籍 118 名／対象数 4,000 名)
12	外国人との意見交換会の実施	文化・国際課	外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施する。	「様々な言語・文化を持つ人々がともに暮らしていくために」をテーマに、多文化共生を分かりやすく伝えるためのリーフレットやパンフレットなどの案を作るワークショップを行った。 参加者 44 名(うち、外国人住民 30 名)
13	外国人アンケート調査の実施	文化・国際課	外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会とあわせ、アンケート調査を実施する。	区内在住外国人 500 名を対象に、「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」を実施した。 回収数：61 件(12.2%)

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人との 意見交換会 外国人参加人数	25 人	20 人	新型コロナの 影響により中 止	30 人	30 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
区の施策に対し、外国人住民の視点に立った様々な意見を聞くことができたが、委員改編に伴い辞退の申出があったことから、外国人住民の登用数は令和 4（2022）年度よりも減少している。	引き続き、会議体等において外国人住民の登用を促していく。また、その他イベント等においても、より多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組んでいく。	
地域別の人口・性別・年齢比率に合わせて調査対象者を無作為抽出して実施した。	引き続き、外国人住民を調査対象者に含めて実施する。	
参加者にとって多文化共生についての認識を深める機会になったとともに、交流の場としても非常に有効であり、参加者からは良い経験となったと満足の声を得ることができた。	令和 6（2024）年度も事業を継続し、より多くの外国人住民の参加を目指す。また、意見交換を行うテーマについては、文化・国際課のみならず、庁内各課と連携しながら、幅広い分野について外国人住民の意見聴取を行っていく。	
「世田谷区多文化共生プラン」に掲げる数値目標や日常生活について、外国人住民の意識を把握することができた。しかし、回収率は 12.2%と低い状況にあるため、回収率向上に向けた工夫が必要である。	調査結果を参考に、外国人住民により効果的な取組みやその手法を検討し、実施に繋げていく。 また、回収率向上に向け、回答目安時間の設定や更なる多言語化等について検討を行う。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」について、令和 4（2022）年度は定員を大幅に超える申し込みがあったことから、令和 5（2023）年度は開催回数を年 3 期から年 5 期に拡充した。それにより、より多くの学習ニーズに応えることができた。

区の実態調査では、約 6 割の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから（p. 104）、引き続き周知を強化していく。また、外国人住民が地域で自立した生活を送るため、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、ニーズに沿った日本語支援が必要となる。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
14	外国人向け日本語教室の拡充	文化・国際課	日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活で使用する日本語を習得する機会の拡充を図る。	年 5 期（各 20 回）開催した。 ・第 1 期：対面開催（参加者数 16 名） ・第 2 期：オンライン開催（参加者数 16 名） ・第 3 期：対面開催（参加者数 19 名） ・第 4 期：オンライン開催（参加者数 18 名） ・第 5 期：対面開催（参加者数 18 名） 合計参加者数：87 名
15	せたがや日本語サポーター講座の実施	文化・国際課	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施する。	在住外国人の日本語支援の一環として、日本語ボランティアの技術力向上及び人材育成を目的に、日本語支援ボランティアをこれから始める方及び初心者を対象とした初級講座を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上・自己研鑽の機会確保を目的に、中級講座も実施した。 参加者 初級：前期 38 名、後期 35 名 中級：12 名
16	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行う。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36 時間 中学校：40 時間 【派遣実績】小学校：42 校 83 名 中学校：14 校 22 名
17	外国人児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進める。	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行った。 【派遣実績】小学校：23 校延べ 90 回、 中学校：14 校延べ 44 回

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け 日本語教室受講者数	33 人	36 人	47 人	63 人	87 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和 4 (2022) 年度は定員よりも参加希望者が大幅に多かったことから、令和 5 (2023) 年度は年 3 期から年 5 期に開催回数を拡充した。それにより、より多くの日本語学習希望者のニーズに答えることができた。	令和 6 (2024) 年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）へ事業移管となったが、引き続き受講ニーズに幅広く応えられるよう、オンラインも活用しながら参加しやすい学習機会の提供を図っていく。	
昨年度から引き続きオンラインで行った。受講者の満足度は初級（前期・後期）で約 86%、中級では約 100%であり、ボランティア活動をする意欲のある区民に向けて意識啓発や知識の定着を行う良い機会となった。	外国人向け日本語教室と同様、令和 6 (2024) 年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）へ事業移管となった。引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、安定した受講者数の獲得を図るとともに、受講後に幅広く活躍できるよう、活動機会の提供について検討を行っていく。	
帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	実施年によって実績の増減はあるが、令和 5 (2023) 年度は増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	
外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行い、学校と保護者間の意思疎通を円滑に行うことができた。	通訳の派遣は随時必要とされており、今後も当該事業を継続して実施する。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(2) 行政情報の多言語化等の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

庁内各課におけるチラシや施設案内、広報板等各種媒体の多言語化を進め、分かりやすい情報発信に努める必要がある。また、職員向け「やさしい日本語」研修は大変好評であったため、令和 6（2024）年度以降も継続して実施する。あわせて、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の周知・啓発を図りながら、「やさしい日本語」の認知・理解をより高め、区全体での活用を強化していく必要がある。

① 情報発信における意識の醸成

	項目	所管課	内容	実績・数値等
18	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進	文化・国際課	日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域での情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促す。	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、区ホームページにおいて「やさしい日本語」の活用や多言語表記により情報発信を行った。また、引き続き庁内公開サイト・区 HP に手引きのデータを掲載するとともに、職員向け研修等において手引きの周知を行い、庁内への啓発を図った。
19	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方である。「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を活用し、多言語化や図記号・絵記号（ピクトグラム）の活用について普及を図り、広く区民へ向けても活用を促す。	令和 6（2024）年 2 月 22 日に開催した都市デザイン研修において、研修生に対し『情報のユニバーサルデザインガイドライン』のうち、特に色覚の多様性とそれを踏まえた配慮など「カラーユニバーサルデザイン」について資料配布を行い、周知を図った。
20	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施	研修担当課、文化・国際課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のこと。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施する。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 受講者：60 名

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
庁内における 多言語冊子・ チラシ数	25 種	27 種	29 種	30 種	30 種

実績に対する評価	今後の取組み	備考
手引きに則った多言語・「やさしい日本語」の周知・啓発により、職員の多文化共生意識の醸成に努めた一方で、区で作成しているチラシやHP等については、未だ日本語のみで作成されたものが多い。そのため、機会を捉えながら、継続的な周知啓発が必要である。	引き続き、区ホームページ等において「やさしい日本語」の活用や多言語化の推進を図る。また、様々な機会を捉え、手引きについて区民及び庁内向けの周知を強化し、活用の機会を広げていく。	
テーマを色覚多様性に限定したことで『情報のユニバーサルデザインガイドライン』より踏み込んだ説明ができた。	資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大について検討する。	
「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知することができ、庁内での外国人住民対応能力の向上に寄与することができた。	令和6（2024）年度も引き続き講座を実施する。参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、アーカイブ配信等について見直しを図る。	

②サイン等の多言語化

	項目	所管課	内容	実績・数値等
21	各種行政冊子、チラシ等の多言語化	関係各課	各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化を進める。	P. 59～60 参照
22	公共施設館名表示の多言語化	各総合支所	公共施設名表示の多言語化を進める。	各区民会館：施設名及び室場名について、日本語の他に英語での併記を行っている。
23	区広報板の多言語化	地域行政課	区広報板の多言語化を進める。	広報板の建替えにあわせて、多言語化対応の WEB ページにリンクする二次元コードを記した広報板を設置した。 設置数：1 基
24	街区表示板、街区案内図の多言語化	住民記録・戸籍課	街区表示板、街区案内図の多言語化を進める。	【街区表示板】平成 5 (1993) 年度以降、区内全域において、表示板の区名、町名にひらがなでルビをふり、下欄にローマ字で表記している。 【街区案内図】平成 3 (1991) 年度以降、町名、施設、道路、駅、広域避難場所等を英語併記。ピクトグラムによる案内表示を行っている。
25	施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の多言語化	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の施設名表示において多言語化を進める。	場内のサインについては、多言語（日本語、英語）の表示を行っている。また、掲示物など新規に作成するものなどはピクトグラムを極力使用している。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
施設名や室場名について、複数の言語で記載することで、多様な人が利用しやすい施設整備を行っている。	公共施設館名表示について、より多言語での表示を検討していく。	幹事支所でとりまとめ
予定通りの建替えが完了した。	引き続き、多言語化対応した広報板の設置を進めていく。	
外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	既存の街区表示板、街区案内図を改修等する際、これまでどおり多言語対応を実施する。	
日本語を母語としない来館者のほか、年少者への情報伝達の向上が図れた。	継続実施と、他の言語の必要性を利用者の状況に応じて検討していく。	スポーツ推進課 →スポーツ施設課に名称変更

	項目	所管課	内容	実績・数値等
26	館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール）の実施	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施する。	定時での3か国語（日本語、英語、中国語）による館内アナウンスの実施を徹底した。また、総合運動場温水プールおよび千歳温水プールにおいては、翻訳機（ポケット）を導入し、英語以外の言語に対応できるようにした。
27	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化	環境保全課	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化を進める。	電柱巻看板・路面標示シート（英語併記）を設置した。 電柱巻看板：195 か所 路面標示シート：350 か所
28	公園施設利用案内の多言語化	公園緑地課	公園施設利用案内の多言語化を進める。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行った。公園数：6箇所
29	区道案内標識、区道通称名板の多言語化	土木計画調整課、工事第一課、工事第二課	区道案内標識、区道通称名板の多言語化を進める。	区道通称名標識1基

実績に対する評価	今後の取組み	備考
多言語化により、外国人住民への一定の効果はあった。	継続実施していく。	
喫煙場所や路上喫煙禁止場所において、外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	引き続き、積極的に標示を増設していく。 英語以外の言語の併記も検討する。	
可能な限りの多言語化を図っているが、表示内容やスペースの制約があり、一部分のみ、また、英語表記までにとどまっている。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行う。	
区道多言語案内標識は事業完了。区道多言語通称名標識も計画通り進捗している。	案内標識及び通称名標識とも、令和 5（2023）年度に多言語化が一旦完了。 残 2 本は今後の道路工事に合わせて設置する予定。	

基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(3) 生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と課題】

(公財) せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」と連携し、外国人住民への情報発信や相談案内を充実させることができた。

また、新型コロナの収束に伴い、区役所の外国人相談窓口における年間相談件数は減少したものの、依然として日常生活や区政に関する相談件数は多い。相談に対し適切かつスムーズな対応ができるよう、引き続き安定した運営に努めていくとともに、関係各課と連携しながら、様々な分野における外国人住民の困りごとの解決に向け、取組みの充実に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
30	外国人相談窓口の運営	世田谷総合支所地域振興課	外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営する。	英 語：面接 1,391 件 電話 543 件 中国語：面接 580 件 電話 266 件 日本語：面接 260 件 電話 95 件 その他言語：面接 145 件 電話 16 件 合計 3,296 件
31	「ライフ・イン・セタガヤ（外国語版生活便利帳）」の配布	文化・国際課	外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・韓国語でわかりやすく記載した外国語版便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配布する。	印刷部数：4,150 部（英語：2,000 部、中国語：1,300 部、韓国語 850 部）
32	国際化推進事業協力員制度の活用	文化・国際課	外国語の能力や、国際的知識等を持つ職員を「国際化推進事業協力員」として登録し、各職場や外国語での対応が必要となったとき、所属を超えて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応する。	庁内からの外国語版印刷物の翻訳確認や簡易通訳依頼に「国際化推進事業協力員」を活用した。 職員登録数：37 名 8 か国語に対応
33	留学生の就労支援事業の実施	文化・国際課	市民活動団体と協働し、日本で学び日本で就職したい留学生に対し、日本での働き方や生活習慣、マナーなどを学ぶ機会を提供するとともに、就職後のサポートにも取り組む。	令和 5（2023）年度は実績なし。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際交流センター来館者数	—	1, 895 人	3, 939 人	4, 012 人	4, 865 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
コロナ収束に伴い、コロナに関連する区の各種事業等が減少及び廃止になった影響を受け、令和 5（2023）年度の年間相談件数は、減少に転じた。しかし、依然として外国人住民の日常生活や区政に関する相談件数は多い。	相談件数・内容の推移を注視しニーズを捉えつつ、外国人住民の日常生活や区政に関する相談事業を継続する。	
区内在住外国人数の増加に伴い印刷部数を令和 4（2022）年度よりも増刷した。転入してきた外国人住民に配付することで、多言語による生活に役立つ情報提供を行うことができた。	外国人住民にとってより分かりやすく手に取りやすい冊子となるよう、内容や形態の見直しを図る。	
庁内からの、翻訳確認や通訳依頼などの外国語需要に対し、適切な人員を配置することによってスムーズに対応することができた。	令和 6（2024）年度も引き続き実施する。業務の運営体制については、引き続き見直しを図る。	
実績なしのため、評価なし。	国や東京都が実施する支援内容を把握し、広く周知を行っていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
34	(仮称) 多文化情報コーナーの整備・運営	文化・国際課	防災や医療など様々な情報を発信するとともに、利用者同士が情報交換したり、外国につながる子どもたちが母語や母国の文化に触れることができる、(仮称) 多文化情報コーナーを整備・運営する。	「せたがや国際交流センター」(クロッシングせたがや)の運営を行った。主に、外国人住民の生活相談等の問い合わせに対する窓口案内や多言語での行政情報、生活・文化情報の提供、区民参加型の国際交流イベントの実施などを行った。 せたがや国際交流センター来館者数：4,865名、相談件数：64件
35	労働に関する情報提供	工業・ものづくり・雇用促進課	三茶おしごとカフェでは、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる「東京都労働相談センター」や「東京外国人雇用相談サービスセンター」等の情報提供を行う。	電話による問合せを数件受け、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行った。 また、東京圏雇用労働相談センターとの共催で外国人労働者向けのセミナー及び個別相談会を開催した。 セミナー参加者数：4名（うち1名が個別相談も行った）
36	医療に関する情報提供	保健医療福祉推進課	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレホンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行う。	令和4(2022)年度に引き続き、せたがや便利帳及び区ホームページの夜間・休日の急病時の案内の中で、「ひまわり」では外国語(英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語)による案内を行っている旨掲載した。 また、課で発行している「小児科診療所のご案内」について、英語版の原稿を作成し、要望があれば出力の上、対応できる状態とした。
37	外国人介護人材の受入支援	高齢福祉課	区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討する。	区内介護事業所に対し、都が実施する介護人材支援制度の周知を図るとともに、介護人材採用活動経費助成事業により、外国人人材を含めた介護人材確保のための支援を行った。 また、令和6(2024)年2月22日に世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、区内特別養護老人ホームで就労中の外国人職員同士の交流会を実施した。
38	不動産団体等への情報提供	文化・国際課、居住支援課	区内の不動産団体等に対し、外国人を支援するサービスやガイドブック等の情報提供を行うなど、外国人が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組む。	「お部屋探しサポート」において、外国人住民1名の相談対応を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和 4 (2022) 年度に比べ、来館者数及び相談件数は約 1.2 倍増加した。(令和 4 (2022) 年度：4,012 名)	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の更なる認知度向上を目指すとともに、引き続き日本人住民と外国人住民が気軽に相談・交流できる場の提供や、区民と団体等のネットワークづくりを行っていく。	
問合せに対しては、的確に支援機関を案内した。セミナーは受講者の満足度が高く、有益な情報提供ができた。	外国人住民からの問合せ、相談があった場合に、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行う。セミナーは令和 6 (2024) 年度も開催予定。	
診療機関情報を多言語対応にしたことで、より幅広く情報を周知できた。	引き続き電話による医療情報サービス「ひまわり」が外国語に対応している旨の情報を掲載するとともに、他の案内等にも掲載できないか検討する。 併せて英語版「小児科診療所のご案内」については、今後パンフレット化を進め、保育課や健康づくり課等、配布所管と連携し普及を進める。	
介護人材の採用にかかる経費の助成を行うことで、法人の積極的な採用活動につながり、外国人人材の採用にも一部寄与することができた。外国人職員交流会は、法人の枠を越えて外国人住民同士の交流を行い、働きやすい環境づくりにつながる情報交換のできる、良い機会の提供となった。	引き続き、国や都による様々な支援策の周知に努めるとともに、区内介護事業所の意見を参考にしながら、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携をし、外国人人材の雇用に関する課題の整理や支援等を検討していく。	
外国人住民からの住まいに関する相談に対し、「お部屋探しサポート」を紹介するなど、情報提供を行うことができた。	令和 6 (2024) 年度も継続的に事業を実施していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
39	居住支援協議会における入居支援策の検討	文化・国際課、 居住支援課	居住支援協議会において、NPO との連携方策等、入居先を探す外国人及び外国人オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討する。	「お部屋探しサポート」の利用促進に向け、引き続き周知を行った。
40	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営	学務課	帰国・外国人相談室・支援校（小学校3校、中学校1校）連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導を行う。	相談件数 637 件 【通級指導】 中学校 2 校 87 回 【訪問面接】 小学校 43 校 計 104 回 中学校 15 校 計 37 回 【補習教室】 水曜 24 回/年 延べ 450 名 土曜 24 回/年 延べ 954 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
前年度に引き続き、「お部屋探しサポート」を通じて、外国人住民の民間賃貸住宅への入居支援の窓口を設置し、区報や案内ちらし、ホームページなどで周知を行った。	「お部屋探しサポート」の利用実績を分析し、居住支援協議会において共有を行う。また、家主や不動産管理会社向けのセミナー等において、外国人住民の入居促進に関するテーマ等を扱うことを検討する。	
日本語習得の不十分な児童・生徒について、初期指導・訪問指導・補習教室における指導等、その児童・生徒の理解の程度に応じた指導を行い、学校生活に適應するための支援を行うことができた。	引き続き、必要な児童・生徒の理解の程度に応じた支援を行っていく。また、年々、利用者が増加しているため、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導ができるようにより効果的な事業運営に努める。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(4) 災害時に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け防災教室」については、前年度より実施回数を増やすことができた。区の実態調査において、約 6 割の外国人住民が防災訓練に「参加したい」と回答しており (p. 106)、外国人住民の参加意欲は高い。参加者の意見・感想等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携し今後も実施していく。

引き続き、関係各課と連携を図りながら、外国人住民の防災意識の啓発を行うとともに、震災時職員行動マニュアルの見直しや実働訓練の実施など、庁内体制の整備を図っていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
41	外国人向け防災教室の実施	各総合支所地域振興課、文化・国際課	外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	地域日本語教室や外国人住民向けの学校と協働し、防災教室を開催した。 全 7 件（世田谷：2 件、北沢：2 件、玉川：1 件、砧：1 件、烏山：1 件）
42	地域の防災訓練への外国人の参加促進	各総合支所地域振興課、文化・国際課	様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかける。	【烏山総合支所】 3 回（消防署、せたがやボランティアセンター、区で各 1 回）各回 100～150 名 ※その他、4 支所は実績なし
43	外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	災害対策課	避難所運営組織向けに作成する避難所運営マニュアルについて、外国人避難者も想定し、やさしい日本語等を活用した見直しを進める。	各避難所運営委員会での避難所運営マニュアル見直し案の試行・検証結果を踏まえ、外国人への配慮について追記・修正を行い、令和 5 (2023) 年 9 月に避難所運営マニュアル確定版の運用を開始した。
44	「災害時区民行動マニュアル」(マップ版) 多言語版の配布	災害対策課	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布する。	令和 4 (2022) 年度に引き続き各窓口での配布対応を行った。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け防災教室 実施回数	7 回	2 回	2 回	6 回	7 回

実績に対する評価	今後の取組み	備考
外国人住民に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供することができた。さらに、災害時区民行動マニュアル（英語版、中国語版、韓国語版）を用いることで、日本語の聞き取りが得意ではない外国人参加者も、避難所や備蓄物品など防災に関する知識が理解できるよう工夫した。 また、令和 4（2022）年度に比べ、防災教室の開催件数は回復傾向にあり、積極的な周知を図っていく。	今後も、地域日本語教室および学校等や文化・国際課と連携のもと、積極的に外国人向け防災教室を行っていく。	
【北沢総合支所】 計 2 回実施した外国人向け防災教室にて参加を呼びかけることは可能であったが、実施時期が地区防災訓練後であったため周知することができなかった。	留学生施設や日本語教室に対して防災訓練の周知を積極的に行っていくとともに、外国人住民が参加する防災イベント等でも周知を図る。 地域の避難所訓練や地区防災訓練の機会を捉え、初期消火や地震時の避難を案内し周知を行っていく。	
避難所運営マニュアル解説版に外国人住民への配慮についてより具体的な手法を盛り込んだことで、災害に対する備えの充実に寄与した。	今後も必要に応じて避難所運営マニュアルを見直し、避難所運営において外国人避難者に対する配慮が推進されるよう改善していく。	
各窓口で配布することで、外国人住民に対して、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアル情報の提供ができた。	各窓口での配布を継続し、外国人住民へ分かりやすく情報が伝わるよう努める。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
45	広域避難場所標識の多言語化	災害対策課	広域避難場所標識の多言語化を進める。	多言語化対応を行うにあたり、令和 4（2022）年度に既存の標識で多言語化できていない基数を把握することはできたが、それらに対し具体的な対応を行うまでは至らなかった。
46	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	災害対策課、文化・国際課	外国人に適切な支援が行われるように、各総合支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行う。	外国人支援担当として非常配備態勢時の職員を 21 名指定。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
引き続き対応を検討する必要がある。	多言語化できていない標識について、優先順位をつけて多言語化を進めていく。	
非常配備態勢時に備え、各支所に設置される外国人災害時情報センター及びエフエム世田谷に適切に職員を配置できる体制を整えた。 また、エフエム世田谷の緊急放送時の運用や機材等について広報広聴課、災害対策課、国際化推進事業協力員とともに現地確認を行い、災害時の対応について共有することができた。	引き続き関係所管と調整し、実効性のある体制づくりを進めるとともに、震災時職員行動マニュアルについて、実態に合わせた見直しを行う。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(5) ICT を活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

タブレット端末を活用したテレビ電話通訳について、前年度に比べ利用件数は約 70 件増加し、窓口サービスの向上につながっている。また、タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。

また、令和 6（2024）年 9 月に区ホームページがリニューアルし、130 言語に対応可能となった。外国人住民向けページについては、「やさしい日本語」に加え写真やイラスト等を積極的に活用し、より分かりやすい情報提供に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
47	デジタルブック（カタログポケット）による情報発信	広報広聴課	区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信する。	外国語の自動翻訳による閲覧数 105 件 ※対応は 10 言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）
48	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	広報広聴課	区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取り組む。	自動翻訳による閲覧数は 137,950 件。 ※対応は英語、中国語（簡体字）、韓国語の 3 言語 閲覧数上位のページや外国人住民の暮らしに必要なページの訳質チェックを行い、自動翻訳の精度向上を図った。
49	外国人向けページの充実	関係各課、文化・国際課	区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図る。	ホームページにおいて、やさしい日本語や多言語表記での情報発信を積極的に行った。 外国人住民向けページ閲覧者数（月平均）：4,312 件
50	外国人向け SNS「Pick up Setagaya」による情報発信	文化・国際課	留学生や大学生による、区内のおすすめスポットの取材等を通して、世田谷での滞在や生活の魅力を記事にし、SNS にて発信する。	実績なし。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向けページ 閲覧数（月平均）	1,485 件	1,898 件	2,041 件	2,100 件	2,212 件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1 号あたりの外国語閲覧数平均は、令和 3(2021) 年度 3.2 件(137 件/43 回)、令和 4(2022) 年度 3.3 件(135 件/41 回)と微増したが、令和 5(2023) 年度は 2.4 件(105 件/43 回)に減少にした。	引き続き、継続して配信する。	
自動翻訳による閲覧数は 令和元(2019) 年度 66,962 件 令和 2(2020) 年度 119,304 件 令和 3(2021) 年度 162,360 件 令和 4(2022) 年度 145,011 件 令和 5(2023) 年度 137,950 件 と推移している。新型コロナウイルスの影響により閲覧数が増加傾向にあったが、令和 5(2023) 年度は令和 4(2022) 年度に引き続き閲覧数が減少傾向にある。	引き続き、自動翻訳サービスの提供、訳質精度の向上に努める。また、令和 6(2024) 年 9 月に実施予定の区ホームページリニューアルに伴い、自動翻訳が可能な言語の充実を図る。	
外国人住民向けホームページの閲覧数は令和 4(2022) 年度の約 2 倍となっており、外国人住民が様々な情報を求めてホームページを閲覧していることが伺える。	令和 6(2022) 年 9 月に実施予定のホームページリニューアルに伴い、外国人住民にとってより分かりやすく、必要な情報に辿り着きやすいホームページの運用を図る。	外国人住民向けホームページの管理については、文化・国際課が担当
「Pick up Setagaya」による情報発信は実施しなかったが、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の SNS（Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram）を活用し、区内の情報を広く発信し、講座やイベントにおいて外国人住民の参加につなげることができた。	更なるフォロワー数の増加を目指すとともに、外国人住民が求める情報を効果的に発信していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
51	タブレット端末等の活用促進	文化・国際課、都市デザイン課	各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用を促す。	各総合支所くみん窓口、外国人相談窓口、文化・国際課において、テレビ電話を活用した通訳アプリケーション（みえる通訳）を導入したタブレット端末及び3者間通話による電話通訳の活用を行っている。みえる通訳は278件、電話通訳は105件の利用があった。
52	まち歩きアプリ「世田谷ぷらっと」による情報発信	経済課	Google 翻訳機能（英語・中国語・韓国語・スペイン語・フランス語・ポルトガル語）が付属されたスマートフォン用アプリ「世田谷ぷらっと」により、観光情報を発信する。	令和3（2021）年度をもって事業終了のため、実績なし。
53	観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信	経済課	区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、韓国語）で発信する。	区内のおすすめスポット等、世田谷の魅力を多言語で発信した。 閲覧数（PV数）：349,316ページ
54	公衆無線LAN環境の整備拡充	政策企画課、DX推進担当課、災害対策課、市民活動推進課、経済課	現在、区内の一部で利用が可能な、公衆無線LANサービス「SETAGAYA free Wi-Fi」のアクセスポイントを拡充する。	新規整備箇所：区立児童館、一部無人区民利用施設 フリーWi-Fiの区内全域での統一的な配置を進めるため、DX推進委員会内に設置されたフリーWi-Fi環境整備PTにおいて今後の活用方針等を検討し、新たに「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とした「世田谷区フリーWi-Fi整備計画」を策定した。また、整備計画に基づき、新たに児童館や一部無人区民利用施設へのモバイルルーターの先行配備を行った。
55	世田谷デジタルミュージアムによる情報発信	生涯学習課	区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進する。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際に地域の文化財の案内など、ICT技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝える。	- 区内歴史的建造物に関する動画を制作。 - 外国人に向けた情報発信を進めるため、ウェブサイト上の機能で、英語、中国語、韓国語を選択し自動翻訳が可能。 - デジタルミュージアム閲覧数251,723件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
通訳アプリケーション及び電話通訳を活用した多言語対応により、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげることができた。	全庁的に通訳サービスのニーズ調査を行い、特に必要性が高い所管課に向けて令和 6（2024）年度より通訳タブレット及び電話通訳を新規導入し、庁内における多言語対応の充実を図る。	
—	—	
世田谷の魅力を多言語で PR することができた。	引き続き、世田谷の魅力を多言語で発信していく。	
今後の公共としてのフリーWi-Fi の整備目的及び整備すべき施設の方向性を具体化したことで、実効性のある整備計画を策定することが出来た。また、一部施設において、迅速に先行配備を実施したことで、早期に区民の利便性向上を図ることができた。	新たに策定した「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に基づき、各施設への Wi-Fi 環境の整備を進める。	
外国人住民を含む多くの方に対し、区の歴史文化を多言語で情報提供することができた。	引き続き、世田谷の歴史や文化について多言語による情報を発信していく。	

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々な機会において、多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催できた。世田谷区の多文化共生について考えるワークショップや子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生の意識啓発につなげることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

① イベント

	項目	所管課	内容	実績・数値等
56	キネコ国際映画祭の実施	文化・国際課	「キネコ国際映画祭」とは「キネマ（映画）」と「黒猫」をかけた“キネコ”をイメージキャラクターとし、民間と共催で行う国際的な映画祭であり、子どもたちが「映画」を通じて世界の芸術や文化に触れ、「個性」「感性」「国際性」「道徳」等を学ぶことにより、「夢」や「希望」を育んでいく心を醸成する。	令和5(2023)年11月1日～6日開催(二子玉川) 参加者数：125,489人
57	トライアングルフェスタの実施	鳥山総合支所 地域振興課、児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、鳥山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深める。	トライアングルフェスタが4年ぶりに開催され、主催3団体が揃い、成城通りパークウエストプロムナード及び都立祖師谷公園を使用し、第29回トライアングルフェスタとして開催した。
58	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約50のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	令和5(2023)年10月21日～22日開催 来場者数：約177,000名
59	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第7回せたがや国際メッセ&第5回ホストタウンコンサート」を実施した。 来場者：約2,500名(参考：令和4(2022)年度来場者記2,000名)
60	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	・多文化理解講座(実施回数7回、参加者延べ351名) ・にほんご交流会(実施回数4回、参加者延べ244名(内外国人参加者142名)) ・子ども向け企画(実施回数2回、参加者延べ36名) ・韓国語でおしゃべり(実施回数27回、参加者延べ93名)を開催した。
61	English Tableの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションするとともに、参加者間での交流を深める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、「第7回せたがや国際メッセ&第5回ホストタウンコンサート」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 参加者数104名(各回満員)

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区民向け 多文化共生講座 来場者数	201 人	231 人	564 人	529 人	724 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナウイルス 5 類感染症移行となったことを背景に、参加者数は昨年度比 39,157 人増（約 1.45 倍）となった。子どもが身近な場所で文化・芸術にふれ親しむことができる機会の充実を図ることができた。	令和 6 (2024) 年度も、（一社）キネコ・フィルムとの共催を予定している。	
来場者数約 8,000 名が来場し、コロナ前のような賑わいのあるイベントとなった。	今年度は上祖師谷地区会館の改修工事により、規模を縮小して実施する予定。上智大学祖師谷国際交流会館との連携については、今後検討していく。	再掲事業
コロナ禍から 3 年ぶりに屋外での開催が実現した令和 4 (2022) 年度に続き、商店街の賑わいの創出につなげることができた。令和 4 (2022) 年度の約 10 万人から大幅に来場者数を増やすことができ、コロナ禍前の約 20 万人に近い水準に戻すことができた。	令和 6 (2024) 年 10 月 19 日（土）・20 日（日）開催予定	再掲事業
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。ホストタウンコンサートの同時開催による相乗効果もあり、来場者数は前年を上回る 2,500 名であった（+500 名）。	令和 6 (2024) 年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催を予定している。令和 5 (2023) 年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	再掲事業
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	再掲事業
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	再掲事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等
62	せたがやの魅力再発見ツアーの実施	文化・国際課、経済課	日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力として情報発信を推進する。	「英語でまち歩き」(外国人参加者 11 名、日本人参加者 8 名)、「やさしい日本語でまち歩き」(外国人参加者 20 名、日本人参加者 9 名)を開催した。
63	人権啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者とともに人権啓発イベントを実施する。	・成城にて講演と映画のつどいを実施した。(外部講師による「スポーツと国際紛争」をテーマに講演及び映画「LFG-モノ言うチャンピオンたち」の上映会を行った。 - 来場者数：162 名(一般：75 名、研修生：87 名) ・区民まつり、梅まつりにブースを出展し、人権普及啓発を行った。
64	アメリカ選手団と区民との交流事業の実施	スポーツ推進課	東京 2020 大会期間中に大蔵運動場等でキャンプを実施するアメリカ選手団と区民の交流事業などを展開するとともに、アメリカ選手が大会で活躍できるように応援する。	・東京 2020 大会の車いすバスケットボールで金メダルを獲得したアメリカ選手が区民スポーツまつりに参加し、参加者と交流を図った(参加者 98 名) ・東京 2020 大会のパラ陸上で金メダルを獲得したアメリカ選手が、東京マラソンに出場した翌日に区立小学校を訪問し、児童と交流した。 対象：区立玉堤小学校 4 年生(97 名) 【アメリカ選手以外とのスポーツを通じた国際交流】 ・区立の幼稚園、小・中学校にオリンピックやパラリンピアンなどのトップアスリート選手を派遣し、講話や実技を通じて、スポーツの魅力や素晴らしさを伝えていくことを目的とした「学校 2020 レガシー推進校」の取り組みにおいて、南スーダン選手 1 名が 1 校で授業を行った。 対象：区立桜小学校 3 年生(121 名)
65	ホストタウン交流イベントの実施	文化・国際課	アメリカの文化・芸術・教育等を軸としたイベントを開催し、区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを PR する。また、東京 2020 大会において、区民がアメリカ選手を応援する気運を醸成する。	「第 7 回せたがや国際メッセ&第 5 回ホストタウンコンサート」にてゴスペルコンサートを実施。
66	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営(再掲)	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	令和 3(2021)年度に閉館したため、実績なし。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
英語や「やさしい日本語」を用いながら区内観光地をめぐることで、日本人住民と外国人住民の交流を図るとともに、地域の魅力を発見することにより地域で活動するきっかけづくりとなった。	引き続き事業を実施するとともに、より幅広く参加が可能となるよう、応募要件等について検討していく。	
講演と映画のつどいでのアンケートでは、人権に関する理解や関心について、理解が深まったが87%であり、人権普及啓発に寄与した事業と言える。	令和6(2024)年度も継続して講演と映画のつどいを実施予定。また、区民まつり、梅まつりも引き続き出展していく予定。	
・東京2020大会から2年経ったが、継続して区民とアメリカ選手が交流する機会を提供することで、多文化共生社会の理解促進を図ることができた。 ・児童はスポーツを通じて海外選手と交流することで、自身とは異なる文化や言語を持つ選手とも通じ合うことができ、スポーツをきっかけに多様な文化を受け入れる意識をつくることができた。	今後ともスポーツを通じて外国人選手と交流する機会を区民に提供できるようUSOPC（アメリカオリンピック・パラリンピック委員会）等と調整していき、区民に多文化への理解や受入れの意識づくりを促進していく。	
「国際メッセ」との同時開催でアメリカ発祥の音楽「ゴスペル」を披露。約500名の来場者が気軽にアメリカ文化に触れ、楽しめる機会を創出することができた。また、「国際メッセ」とコラボすることで、事業の効率化を図ることができた。	東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みを庁内で連携しつつ継続していく。また、様々な機会を捉え、ホストタウンロゴマークの活用、事業者との協力による情報発信を通じて、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを周知するとともに、多文化や多様性への理解を促進する。	文化・国際課に事業を移管。
—	—	再掲事業

②ボランティア

	項目	所管課	内容	実績・数値等
67	オリンピック・パラリンピック開催に向けた世田谷区ボランティア事業の実施	市民活動推進課、文化・国際課	国内外から区を訪れる方々へのおもてなしを充実させるとともに、大会後は経験を活かし、地域のボランティアとして活躍できるよう区の独自ボランティア事業を実施する。	令和3(2021)年度をもって事業終了のため、実績なし
68	世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進	文化・国際課	ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進する。	新規登録家庭数：14 家庭 利用実績：0 家庭 総登録家庭数：55 家庭
69	観光ボランティアガイド事業の実施	経済課	多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドを育成し、観光案内業務を実施する。	ガイド2期生に対して、外国人観光客受入れのため観光ボランティアガイド育成研修を実施。 2月に豪徳寺における外国人観光客向けの観光ボランティアガイドを実施 利用者数：67 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
—	—	
新型コロナの影響により、姉妹都市等からの来 日がなかったため、利用実績なし。	令和 6（2022）年度も引き続き登録申請を受け 付け、姉妹都市等との交流事業の折には活用し ていく。	
区内スポットの魅力を外国人観光客へ PR する ことができた。	引き続き、区内スポットの魅力を外国人観光客 へ発信していく。	

③研修・講座等

	項目	所管課	内容	実績・数値等
70	区民向け多文化共生講座の実施	関係各課、文化・国際課	様々な区民向け講座の機会を捉え、多文化共生意識の醸成に努める。	・多文化理解講座（実施回数7回、参加者延べ351名） ・にほんご交流会（実施回数4回、参加者延べ244名（内外国人参加者142名）） ・子ども向け企画（実施回数2回、参加者延べ36名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数27回、参加者延べ93名）を開催した。
71	せたがや多文化ボランティア講座の実施	文化・国際課	外国人と関わる活動を考えている方を対象に、外国人との相互理解のために多文化共生について学ぶことができる講座を実施する。	・多文化理解講座（実施回数7回、参加者延べ351名） ・にほんご交流会（実施回数4回、参加者延べ244名（内外国人参加者142名）） ・子ども向け企画（実施回数2回、参加者延べ36名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数27回、参加者延べ93名）を開催した。
72	外国人おもてなしセミナーの実施	経済課	外国人観光客の受入環境整備を目的として、外国人の食文化・マナー・習慣・会計などへの理解促進を図るためのセミナーを、区内商店街向けに実施する。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。
73	キャッシュレス推進に向けたセミナーの開催	経済課	外国人観光客の間でニーズの高いクレジットカード決済をはじめ、電子マネーやQRコード決済など、近年増加する現金以外の様々な決済手段に対応するため、区内事業所におけるキャッシュレスの導入促進に向けたセミナーを開催し、外国人観光客の受入環境整備や区内消費の喚起につなげる。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	※令和 2(2020)年度より、(公財)せたがや文化財団国際事業部に事業を移管し、「多文化理解講座」に名称変更。
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
74	外国人向け接客ツールの利用啓発	経済課	外国人が安心して店舗等を利用できるよう、区内商店街等に外国人接客マニュアルや指差しメニュー等の接客ツールの利用を啓発する。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。
75	職員自主研修の支援	研修担当課	語学講座等の自己研鑽の機会を提供する。	職員の自主的な学習意欲を喚起する目的として、団体料金で受講できる講座の案内や受講料の一部を助成する「職員自主研修助成」を案内した。 語学講座数：30 講座 受講者：0 名 自主研修助成：0 名 また、新たな支援として、自己啓発 Web システムを導入し、自己研鑽の機会を拡充した。 語学系コンテンツ数：13 種 アクセス数（視聴回数）：61 回
76	職員向け人権研修の実施	研修担当課、人権・男女共同参画課	職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施する。	採用 1 年目、技能 1 年目職員対象人権研修：247 名 常勤職員対象人権研修：780 名 会計年度任用職員対象人権研修：472 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	
通信教育の受講者はいなかったが、今年度、新たに導入した自己啓発 Web システムを活用して、語学を学ぶ機会を提供することができた。	引き続き、職員自らが学ぶ意欲を持ち続けられるよう、時代に合わせた自己研鑽の機会を提供する。	
人権について正しい知識を習得させ、地方公務員としてより高い人権意識を持たせる機会を設けることができた。	採用後も定期的に研修を実施して、職員が人権意識について確認する機会を継続的に設ける。	

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの収束に伴い、令和5（2023）年度は姉妹都市交流事業を再開することができた。計44名の児童・生徒が姉妹都市3市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、児童・生徒の国際理解を深めることができた。

また、学校においては、偏見・差別のさらなる解消に向けて、国際理解教育に加え教員向けの人権教育研修の実施など、人権尊重の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
77	海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充	文化・国際課、教育指導課	現地の日常生活を体験し、異文化への理解を深めることを目的とした海外派遣事業について、これまでの姉妹都市に加え、新たな都市との交流をめざす。	【小学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 令和5年11月2日～10日（9日間） 児童16名、引率4名 オーストラリア・ウィーン市・ドゥブリング区派遣 令和5年11月4日～11日（8日間） 児童16名、引率4名 【中学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 令和5年9月8日～17日（10日間） 生徒12名、引率4名
78	国際理解教育の充実	教育指導課	様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図る。	より多くの児童・生徒が国際的な視野を広め、国際理解を深める教育を推進するため、国内留学プログラム助成、小学校英語体験出張教室、オンライン海外交流プログラム等の事業を実施するほか新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた姉妹都市交流を再開した。
79	小学校「外国語」への対応	教育指導課	学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図る。	小学校61校にて実施した。
80	多様な手法による英語教育の充実	教育指導課	急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。	小学校にALT及び英語活動支援員を、中学校に外国語授業ALTと外国語授業以外ALTを配置した。
81	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営（再掲）	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	「Touch the World」多文化体験コーナーの休止に伴い、令和3（2021）年度より、小学校61校にて英語体験出張教室を実施している。
82	多文化共生事例の紹介	文化・国際課、教育指導課	区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図る。	各学校が独自につながりのある大使館や留学生、海外日本人学校等とオンラインを活用するなどして出前授業や学校紹介等、多文化共生の意識づくりに資する国際交流活動に取り組んだ。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	77 人	休止	休止	休止	派遣：44 人 受入：休止

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナによる海外渡航規制が終了したため、児童・生徒の海外派遣を再開することができた。	児童・生徒の海外派遣を実施しつつ、引き続き検討を進める。	
国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解に資する機会を児童・生徒に提供することができた。	異文化の理解・多文化共生の考え方に基づき、様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、姉妹都市以外の国や地域との交流についての研究も進めながら、児童・生徒の海外交流派遣事業の在り方について検討する。	
令和 2 年度からの高学年における外国語活動の教科化については英語活動支援員を補助者として配置することで引き続き対応し、中学年における外国語活動の導入については A L T を配置することで引き続き対応することができた。	小学校教員への英語研修の実施や、小学校 A L T ・英語活動支援員との連携促進などにより、教員の英語指導力の向上及び授業運営の改善を図ることで、多文化共生に関わる国際理解教育を一層推進する。	
英語を話す機会を増やすことにより、多様な手法で実践的なコミュニケーション能力を育成するための環境が整備された。	よりインタラクティブなコミュニケーションの機会を増やすために、A L T ・英語活動支援員の更なる効果的な活用方法を模索する。	
外国の文化に触れ、交流することで、子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶことができ、英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てることができた。	実施メニューに対する評価も好評であり、また、各小学校で実施することにより、移動に伴う学校側の負担も軽減されるため、今後も実施していく。	
多文化共生事例の紹介を通し、児童・生徒の意識啓発に繋げた。	引き続き、取り組んでいく。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

コロナ禍以降、国際平和交流基金助成事業の申請団体は1団体と伸び悩んでいる。申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
83	国際平和交流基金助成による団体支援	文化・国際課	国際平和交流基金を活用し、区民による自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援する。	(1) 国際交流活動助成 助成団体：1 団体 助成金額合計：20 万円 (1 団体あたりの上限 20 万円) (2) パンバリー市マラソン派遣助成 新型コロナの影響により中止が続 き、その後も手法の見直し等によりオ ンラインで実施をした（参加者数 5 名）。
84	せたがや国際活動団体ガイドブックの配布	文化・国際課	区内で活動する国際交流活動団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげる。	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）HP において、世田谷区内で国際交流や多文化共生の取り組みを目的に活動してる団体の紹介ページを開設した。

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(4) 不当な差別的取扱いへの対応

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立てが1件あった。これまでの申立て状況を踏まえ、申立て制度の周知の仕方や手続きの簡便化等、課題について検討を進める。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
85	男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申し立て、相談等への対応	文化・国際課、人権・男女共同参画課	男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応する。	区長への申立て件数：1 件（男女共同参画） （うち苦情処理委員会への諮問件数 0 件）

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際平和交流基金 助成事業 助成団体数	1 団体	新型コロナの影響により中止	1 団体	1 団体	1 団体 (男女共同 参画)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
(1) 新型コロナの影響により、活動を休止・縮小している区内国際交流団体が多く、申請件数が伸び悩んでいる。 (2) 手法の見直しが続く中、オンライン実施による一定の実績が積み上がりつつある。	(1) 助成団体についての適格な審査を行い、有用な助成金の執行に努めるとともに、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。 (2) 各国の往来が規制緩和され、事業再開の兆しを見せている。ノウハウの継承が課題であるが、コロナ禍で培ったオンライン交流等の手法も活用しつつ引き続き検討を進める。	
区民からの問い合わせに対して団体を紹介するなど、区民と団体のマッチングに貢献した。	引き続き区内活動団体の把握を行うとともに周知に努め、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげていく。	

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区長への申立て等 件数	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
委員へ意見聴取をもとに、制度のあり方を検討した。	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、区民がより利用しやすい制度となるよう、引き続き、検討する。	

庁内における多言語冊子、チラシ等一覧

	出版物名	使用言語	内容	担当部署名
1	特別区民税・都民税納税 通知書について	英語、日本語	特別区民税・都民税納税通知書に同封する説明書、及び納税通知書の裏面に記載された項目の英語版。希望者に窓口または郵送で配布。	財務部 課税課
2	東京 23 区の住民税	英語、中国語 韓国語、日本語	東京 23 区の住民税のしくみをわかりやすく説明。 ※発行：特別区税務課長会	財務部 課税課
3	世田谷区全図/災害時区 民行動マニュアル	英語、中国語、韓国 語、日本語	防災情報を含んだ世田谷区全図及び地震対策についての情報提供。	危機管理部 災害対策課 生活文化政策部 文化・国際課
4	ライフ・イン・セタガ ヤ	英語、中国語、韓国 語、日本語	防災・保健・医療・教育・税金・子育て等の諸手続きをわかりやすく説明。	生活文化政策部 文化・国際課
5	外国人のための日本語 教室	英語、中国語、韓国 語、日本語	上記 5 に挟み、日本語教室の開催について周知。（中国語・韓国語は HP 掲載）	生活文化政策部 文化・国際課
6	Crossing Setagaya Newsletter	やさしい日本語、英 語、中国語	行政情報や区内のイベント・講座等についての情報を発信。月 1 回発行。	（公財）せたが や文化財団 （せたがや国際 交流センター）
7	世田谷区のあらまし SETAGAYA CITY OUTLINE	英語	世田谷区のみどころと区政の概略等を写真やグラフを使用して紹介。	生活文化政策部 文化・国際課
8	これって DV…？ひと りで悩んでいませんか	英語、中国語、韓国 語、日本語	DV（ドメスティック・バイオレンス）及びDV防止について説明したハンドブック。相談窓口の掲載あり。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
9	資源とごみの分け方・ 出し方	英語、中国語、韓国 語、日本語	資源とごみの分け方・出し方を説明したリーフレット。	清掃・リサイク ル部 事業課
10	国民健康保険のてびき	英語、中国語、韓国 語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
11	国民健康保険のてびき （簡易版）	英語、中国語、韓国 語、ベトナム語、ネ パール語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内（簡易版）、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
12	国民年金加入手続きを された方へ	英語、中国語、韓国 語、日本語	国民年金の加入手続きをされた方に対する案内。	保健福祉政策部 国保・年金課
13	国民年金保険料 免除・ 納付猶予/学生納付特例 の申請について	英語、中国語、韓国 語、ポルトガル語、 スペイン語、インド ネシア語、タガログ 語、タイ語、ベトナム 語、ロシア語、ミ ャンマー語、カンボ ジア語、ネパール 語、モンゴル語、日 本語	外国人住民向け免除・納付猶予/学生納付特例の案内	保健福祉政策部 国保・年金課
14	日本の国民年金制度	同上	外国人住民向け国民年金制度の案内。 ※発行：日本年金機構	保健福祉政策部 国保・年金課
15	学童クラブ （新 BOP 学童クラブ児 童募集案内）	英語、日本語	新 BOP 学童クラブの役割・制度、新 BOP 学童クラブと BOP の違い、入会申請書記入例等。	子ども・若者部 児童課

16	ひととき保育	英語、日本語	ひととき保育利用の外国人保護者向けに利用案内、こどものケアカード。	子ども・若者部 子ども家庭課
17	弦巻児童館案内ポスター	英語、日本語	地域に住んでいる外国人住民向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 弦巻児童館
18	上北沢児童館案内チラシ	英語、日本語	子育てひろばを中心とした児童館案内。	子ども・若者部 児童課 上北沢児童館
19	代田児童館 大人利用者カード	英語、日本語	日本語が話せない外国人住民でも利用できるように、英語表記の大人利用者カードを作成。	子ども・若者部 児童課 代田児童館
20	保育園のしおり	英語、日本語	保育園の生活や保育園と家庭の役割等を説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
21	保育のごあんない	英語、日本語	保育園の入園手続きを説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
22	外国語版母子健康手帳	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、日本語	妊娠の届出をした在住外国人（日本語が理解できない場合）に、通常の母子健康手帳と共に外国語版を配布。 ※発行：（公財）母子衛生研究会	世田谷保健所 健康推進課
23	乳幼児健康診断及び定期予防接種	英語、日本語	乳幼児健康診査および予防接種のご案内、その他の健診の受診票およびご案内。	世田谷保健所 健康推進課 感染症対策課
24	区立図書館利用案内	英語、日本語	区立図書館の利用方法等を説明したチラシ。	教育政策・生涯学習部 中央図書館
25	Setagaya Guide Book	英語、日本語	内容：世田谷区内の観光スポット等の紹介冊子。	（公財）世田谷区産業振興公社
26	同性パートナーシップ宣誓について	英語、日本語	同性パートナーシップ宣誓制度の案内。	生活文化政策部 人権・男女共同参画課
27	ウォーキングマップ	英語、日本語	区内5地域のウォーキングモデルコースを掲載したマップ。	世田谷保健所 健康企画課
28	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に関するパンフレット	英語、中国語、韓国語、日本語	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の紹介。	世田谷保健所 健康企画課
29	せたがやふるさと区民まつりパンフレット	英語、日本語	区民まつり当日に会場内で希望者へ配布するパンフレット。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課
30	二十歳のつどい案内状	日本語、英語	二十歳のつどい（成人式）の対象者あてに発送する案内状。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見

(令和6年(2024年)7月18日 部会開催)

【全体について】

- ・各施策の実績管理をみると参加者の増加など数字の伸びがみられる項目が多く、継続によって、事業が定着し広がっている様子がみてとれた。今後も参加者が興味を持つ魅力的な内容を期待したい。
- ・全体的に、「外国人」と「日本人」が対比的に用いられていることが気になった。プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」の実現に向け、誰もが地域住民であり相互理解を深めていくことが、文章上でも伝わるといいと思う。

【基本方針1 地域社会における活躍の推進】(p. 17)

- ・外国人ボランティアの活用実績が少ないが、学校など地域活動での参加実績はあると思われるので、活動している人を探し出して紹介するなど、可視化に努めてはどうか。関係団体へのアンケート実施も効果的かもしれない。
また、町会において英語でボランティア募集を行っているが、マッチングにつながらないことが課題である。

【基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現】(p. 23)

- ・「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」において、回答者のうち約6割の外国人住民が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから、広報紙等での周知だけでなく、外国人住民が住民登録などのために窓口を訪れた際に、日本語教室について積極的に働きかけてはどうか。
- ・「外国人のための日本語教室」の対象者は『日本語を初めて学ぶ外国人住民』となっているが、将来的には中級など、他のレベルも展開できるとよい。
- ・日本語支援について、「地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得する教室」はとても大切である。外国人住民の関心が高いこと、学習内容、学びの成果などを発信することで、住民同士の円滑なコミュニケーションにつながりやすくなると思う。
- ・「Crossing Setagaya Newsletter」について、翻訳言語が英語と中国語であるが、クロッシングせたがやが国際交流事業の拠点であることを考えてるならば、さらなる多言語化を進めることで、情報発信機能の拡大につながると思う。
- ・防災について、外国人住民への意識啓発を行うとともに、「外国人住民とともに地域防災を進める」という視点があっても良いと思う。

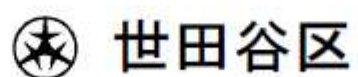
【基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】(p. 45)

- ・せたがや国際メッセや多文化共生講座など、来場者数が増えている事業については、成功している理由は何かを踏まえ、他の事業でも参加人数などが増えるような仕組みを考えてもらいたい。
- ・小中学校において、児童・生徒が多文化共生に関する教育に触れることで、偏見や人権問題の解消につながると思うので、そのような教育機会の充実を図ってもらいたい。
- ・小中学生の海外派遣事業について、より多様な文化に触れられるよう、欧米だけでなく、アジア諸国にも目を向けることも大切だと思う。

<参考>

世田谷区民意識調査 2024

(令和6年5月実施)



1. 調査目的

この調査は、区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査項目

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 定住性 | (9) 文化活動 |
| (2) 区政 | (10) 多文化共生 |
| (3) 職員応対 | (11) 健康づくり |
| (4) 広報 | (12) スポーツ |
| (5) 福祉と医療 | (13) 交通 |
| (6) 子育て | (14) みどり |
| (7) 災害時の備え | (15) ふるさと納税 |
| (8) 地域コミュニティ | (16) せたがや Pay |

3. 調査設計

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 調査対象 | 世田谷区在住の満 18 歳以上の男女 |
| (2) 対象数 | 5,000 人（内訳／4,842 人、外国籍 158 人） |
| (3) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出法 |
| (4) 調査方法 | 郵送配布・回収またはインターネットによる回答 |
| (5) 調査期間 | 令和 6 年 5 月 15 日～6 月 5 日 |
| (6) 調査機関 | 株式会社アダムスコミュニケーション |

4. 標本設計

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 母集団 | 世田谷区在住の満 18 歳以上の男女 |
| (2) 対象数 | 5,000 人 |
| (3) 調査地点数 | 200 地点 |
| (4) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出法 |

【層 化】

世田谷区内を町丁目単位として、次の10地域に分類しそれぞれを層として計10層とした。



【標本数の配分】

各地域（層）における18歳以上の人口数（令和6年4月1日現在）により、5,000の標本数を配分した。

【抽 出】

- ① 調査地点の抽出数については、1調査地点の標本数が25になるように、各地域（層）に当てられた標本数より算出し、決定した。
- ② 調査地点は、各地域（層）ごとに、
$$\frac{\text{地域（層）における人口数}}{\text{地域（層）で算出された調査地点数}} = \text{抽出間隔}$$
を算出し、等間隔抽出法によって、調査地点となる対象者抽出のための町丁目における起算番号を算出した。
- ③ 対象者の抽出の名簿として、住民基本台帳を使用した。抽出された調査地点における対象者の抽出は、町丁目で指定された起算番号目の人を第1番目の抽出対象とし、以下一定の抽出間隔で指定の対象数25を系統的に抽出した。

地 域 別 町 丁 名 一 覧 表

地域	町丁目
世田谷東部	池尻 1～4丁目
	下馬 1～6丁目
	三宿 1～2丁目
	太子堂 1～5丁目
	三軒茶屋 1～2丁目
	野沢 1～4丁目
	若林 1～5丁目
	上馬 1～5丁目
	駒沢 1～2丁目
世田谷西部	世田谷 1～4丁目
	弦巻 1～5丁目
	宮坂 1～3丁目
	桜 1～3丁目
	経堂 1～5丁目
	桜丘 1～5丁目
北沢東部	北沢 1～5丁目
	代沢 1～5丁目
	大原 1～2丁目
	羽根木 1～2丁目
	代田 1～6丁目
北沢西部	松原 1～6丁目
	梅丘 1～3丁目
	豪徳寺 1～2丁目
	赤堤 1～5丁目
	桜上水 1～5丁目
玉川北部	駒沢公園
	駒沢 3～5丁目
	新町 1～3丁目
	深沢 1～8丁目
	桜新町 1～2丁目
	用賀 1～4丁目
	上用賀 1～6丁目
	玉川台 1～2丁目

地域	町丁目
玉川南部	奥沢 1～8丁目
	東玉川 1～2丁目
	玉川田園調布 1～2丁目
	等々力 1～8丁目
	尾山台 1～3丁目
	玉堤 1～2丁目
玉川西部	中町 1～5丁目
	野毛 1～3丁目
	瀬田 1～5丁目
	上野毛 1～4丁目
	玉川 1～4丁目
砧北部	船橋 1～7丁目
	千歳台 1～6丁目
	祖師谷 1～6丁目
	砧 1～8丁目
	成城 1～9丁目
砧南部	大蔵 1～6丁目
	砧公園
	岡本 1～3丁目
	鎌田 1～4丁目
	喜多見 1～9丁目
	宇奈根 1～3丁目
烏山	八幡山 1～3丁目
	南烏山 1～6丁目
	粕谷 1～4丁目
	北烏山 1～9丁目
	給田 1～5丁目
	上祖師谷 1～7丁目
	上北沢 1～5丁目

5. 回収結果

(1) 有効回収数 2,404 人 (内訳／日本国籍 2,356 人、外国籍 48 人)

(2) 有効回収率 48.1%

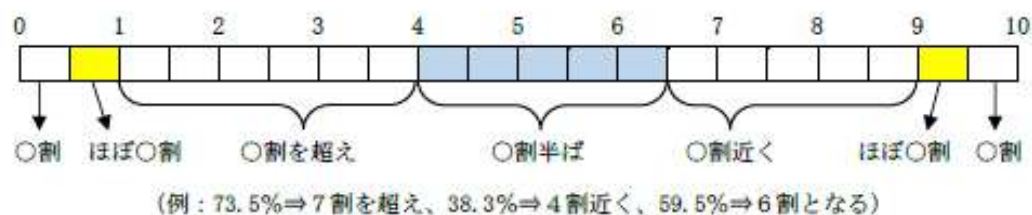
(内訳／郵送回収 1,558 通・64.8%、インターネット回収 846 通・35.2%)

回収結果内訳 (人口は令和 6 年 4 月 1 日現在)

			標本数A	調査 地点数	18歳以上の人口数（母集団）	回収数B	回収率 C=B/A
全体			5,000	200	794,514	2,404	48.1%
地区	世田谷	東部	825	33	130,997	375	45.5%
		西部	575	23	91,103	273	47.5%
	北沢	東部	425	17	66,301	183	43.1%
		西部	450	18	70,002	199	44.2%
	玉川	北部	475	19	73,410	233	49.1%
		南部	425	17	68,273	228	53.6%
		西部	325	13	52,020	146	44.9%
	砧	北部	600	24	97,235	303	50.5%
		南部	250	10	41,077	119	47.6%
	烏山		650	26	104,096	304	46.8%
無回答		-	-	-	41	-	
性別×年齢	男性	計	2,278	-	371,064	915	40.2%
		10歳代・20歳代	411	-	66,539	72	17.5%
		30歳代	349	-	58,637	102	29.2%
		40歳代	437	-	69,583	135	30.9%
		50歳代	443	-	70,371	196	44.2%
		60歳代	266	-	46,502	160	60.2%
		70歳代	226	-	35,602	151	66.8%
		80歳以上	146	-	23,830	99	67.8%
		無回答	-	-	-	0	-
	女性	計	2,722	-	423,450	1,447	53.2%
		10歳代・20歳代	455	-	69,473	120	26.4%
		30歳代	405	-	64,844	186	45.9%
		40歳代	501	-	76,446	264	52.7%
		50歳代	499	-	76,096	293	58.7%
		60歳代	343	-	48,679	240	70.0%
		70歳代	271	-	43,446	200	73.8%
		80歳以上	248	-	44,466	143	57.7%
		無回答	-	-	-	1	-
	その他		-	-	-	12	-
無回答		-	-	-	30	-	

6. この報告書のみかた

- (1) 百分比は回答者数（該当設問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第 2 位を四捨五入してある。したがって、比率の合計が必ずしも 100.0%にならない場合がある。同様に、複数の回答の合計値も図表の数字が一致しない場合がある。
- (2) 設問中に特に指示がない限り、回答は 1 つである。
- (3) 複数回答の設問は、すべての比率の合計が 100.0%を超えることがある。
- (4) 設問に対して無回答があったクロス集計による分析では、各回答者数の合計が全体の回答者数と一致していない。
- (5) 基数が 30 に満たないデータについては参考値とする。
- (6) 数値を考察するにあたり、割合の表現は以下のとおりとしている。



7. 標本誤差

下記は二段抽出の標本誤差算出の数式である。

$$(\text{標本誤差}) \ b = 2 \sqrt{2 \times \frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

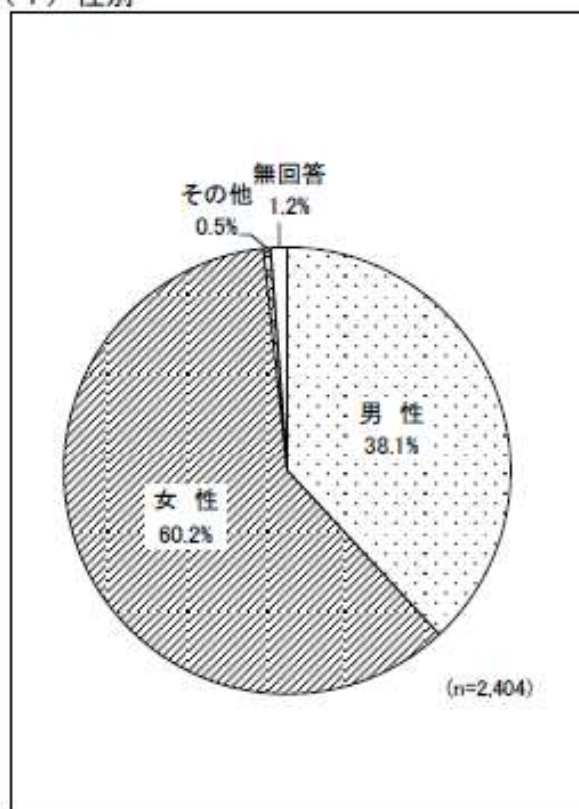
N=母集団（世田谷区全体）
n=比率算出の基礎（サンプル数）
p=回答比率

Nはnより非常に大きいため、 $\frac{N-n}{N-1} \approx 1$ とみなすことができるので、標準誤差の範囲は、次の

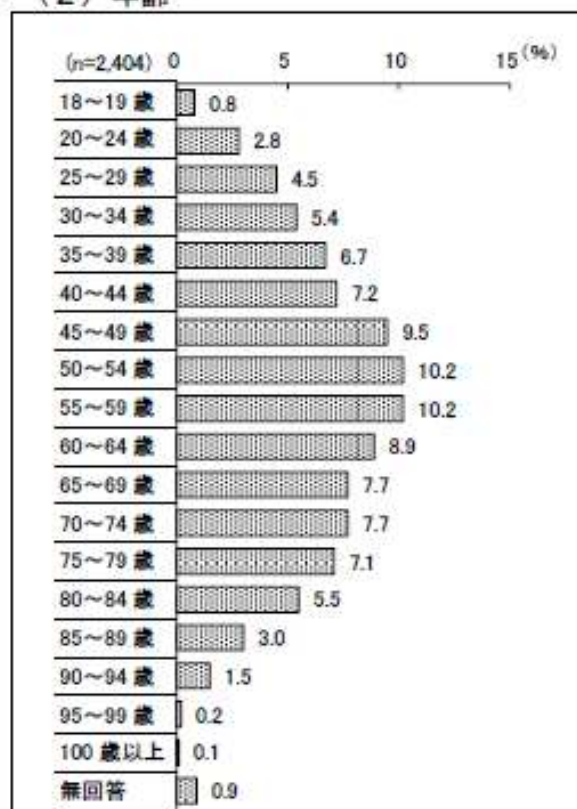
標本誤差早見表のとおり求められる。

1. 標本構成

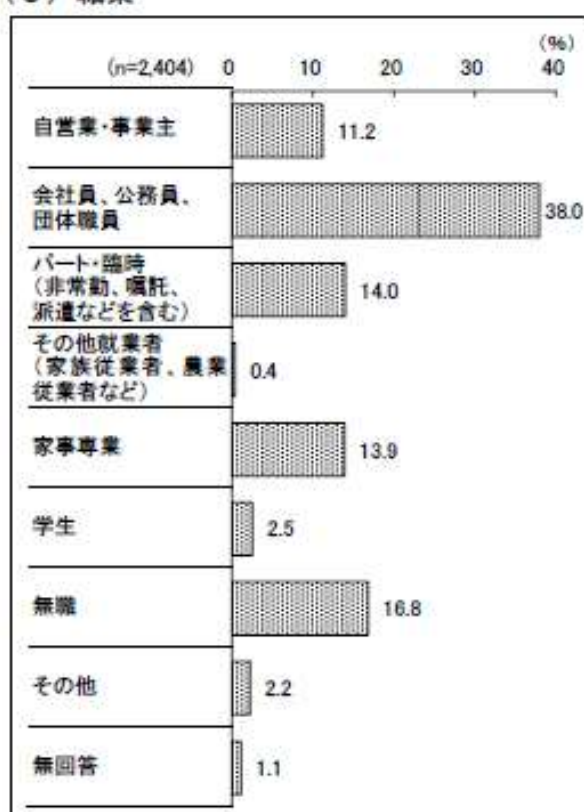
(1) 性別



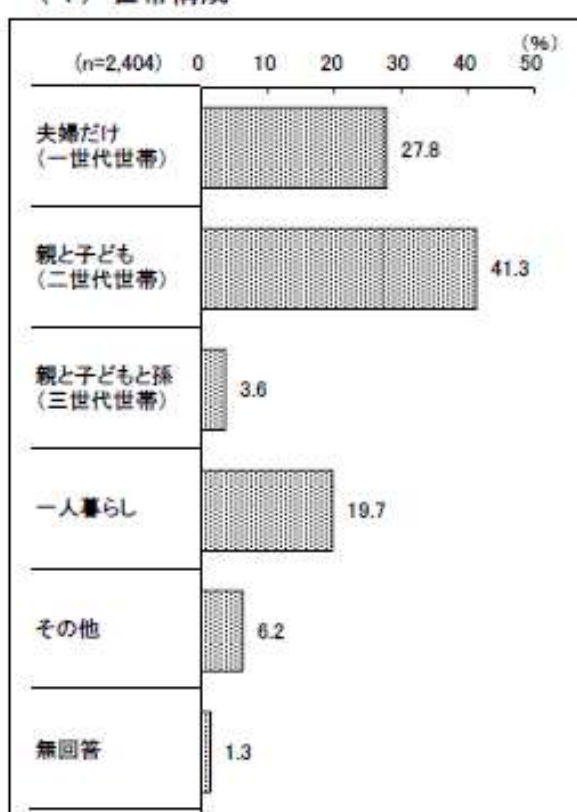
(2) 年齢



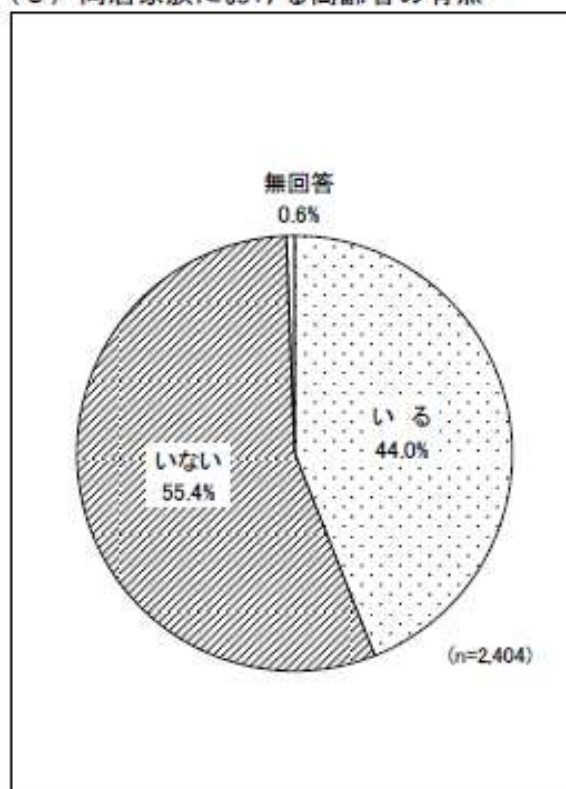
(3) 職業



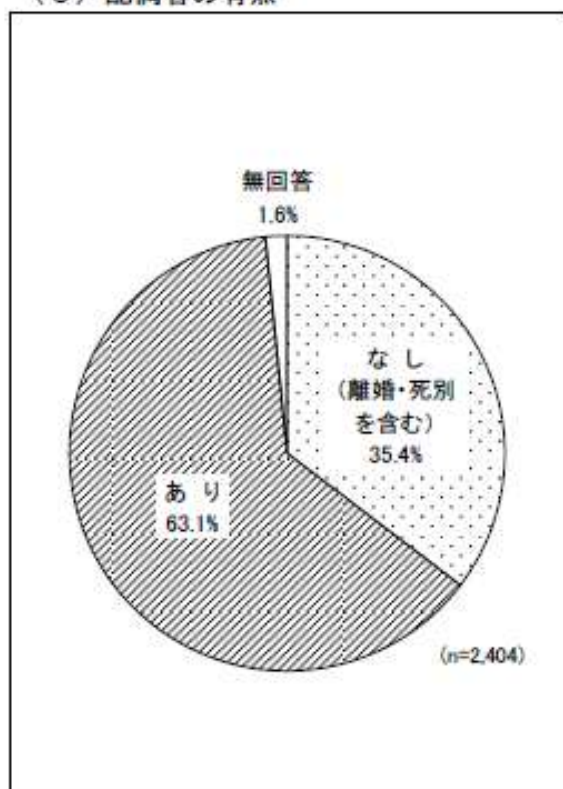
(4) 世帯構成



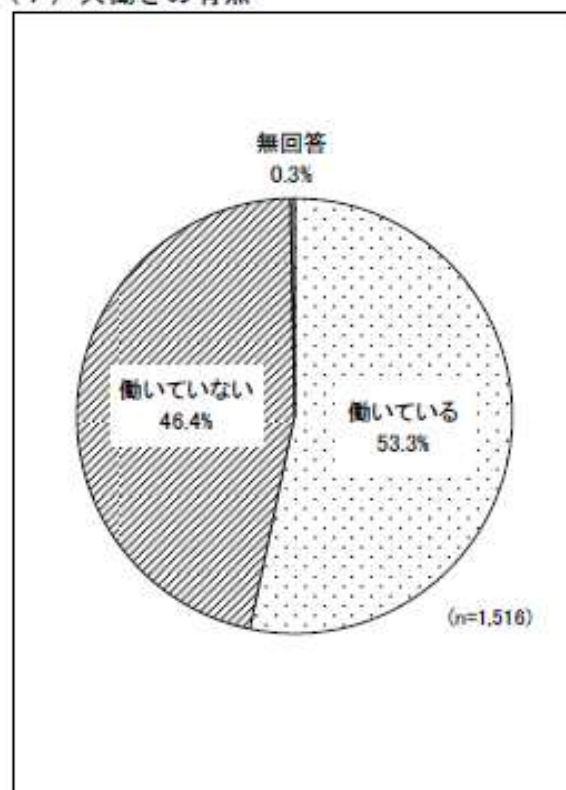
(5) 同居家族における高齢者の有無



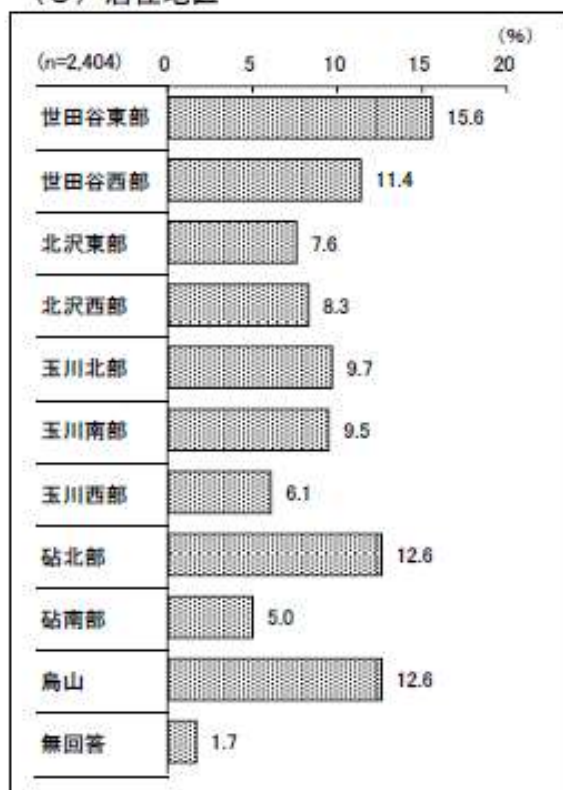
(6) 配偶者の有無



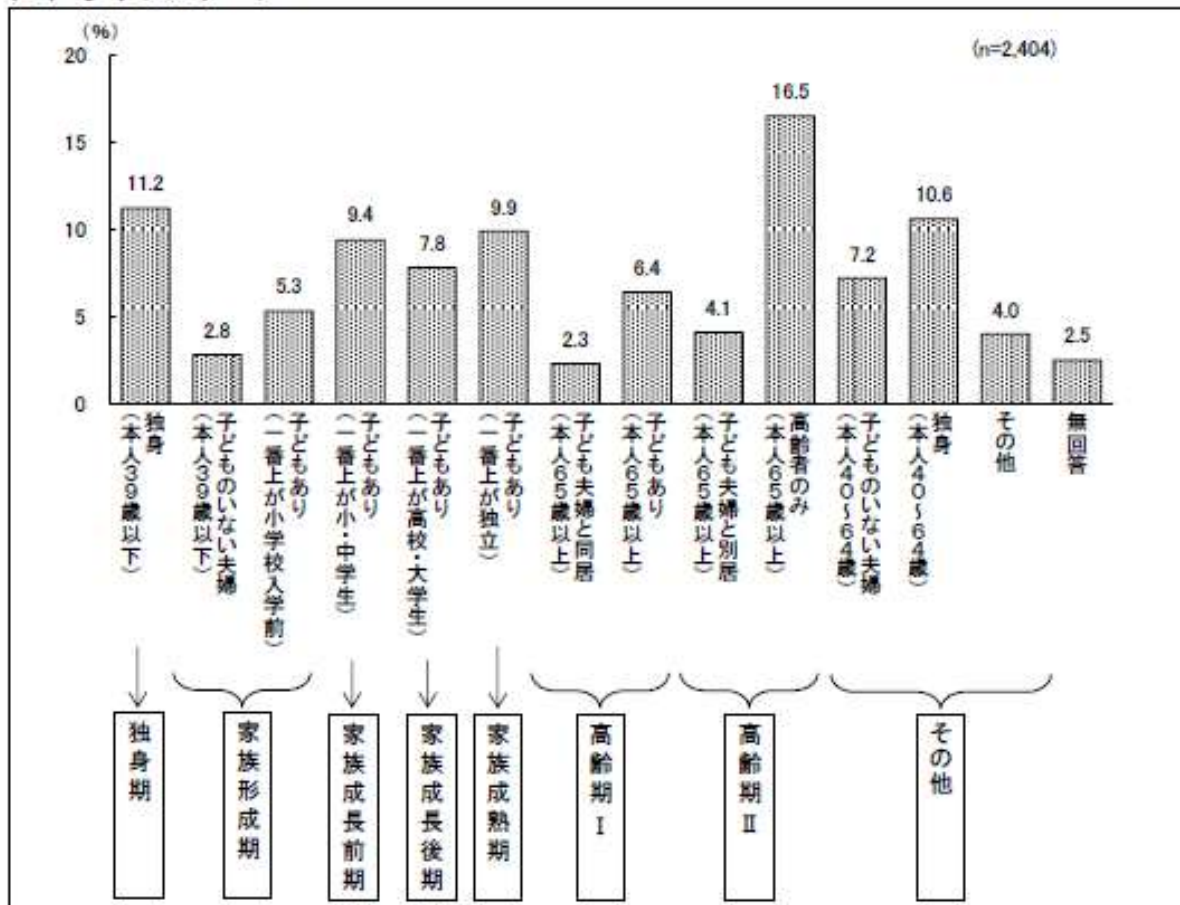
(7) 共働きの有無



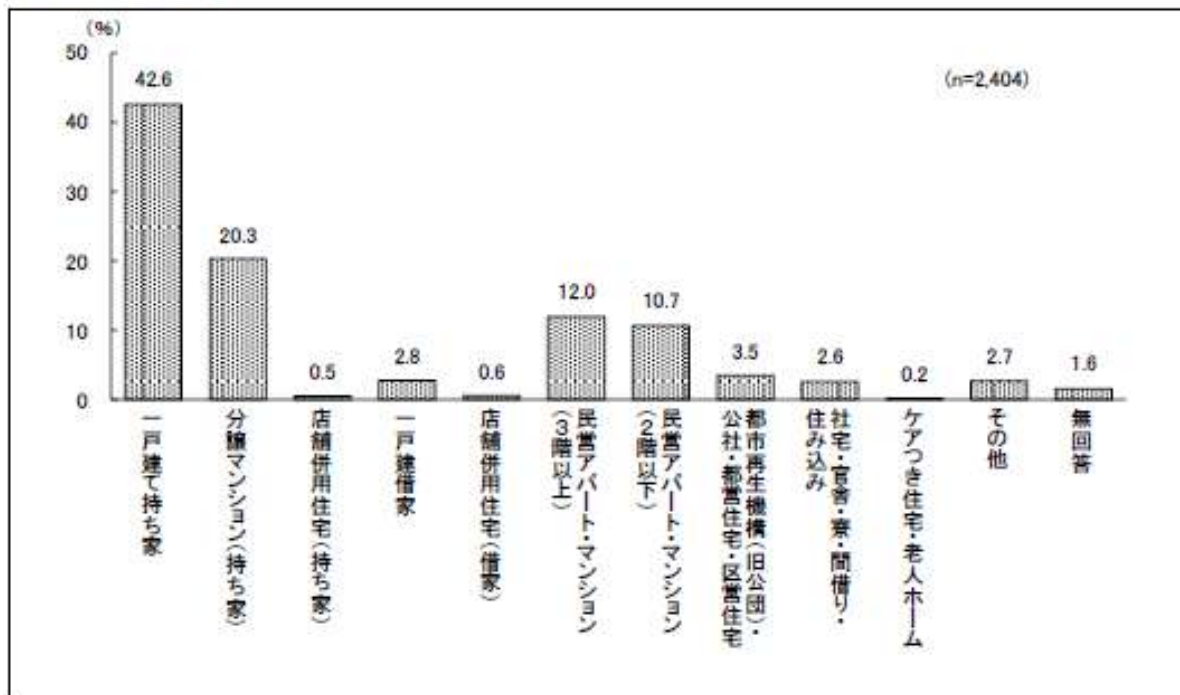
(8) 居住地区



(9) ライフステージ



(10) 住居形態

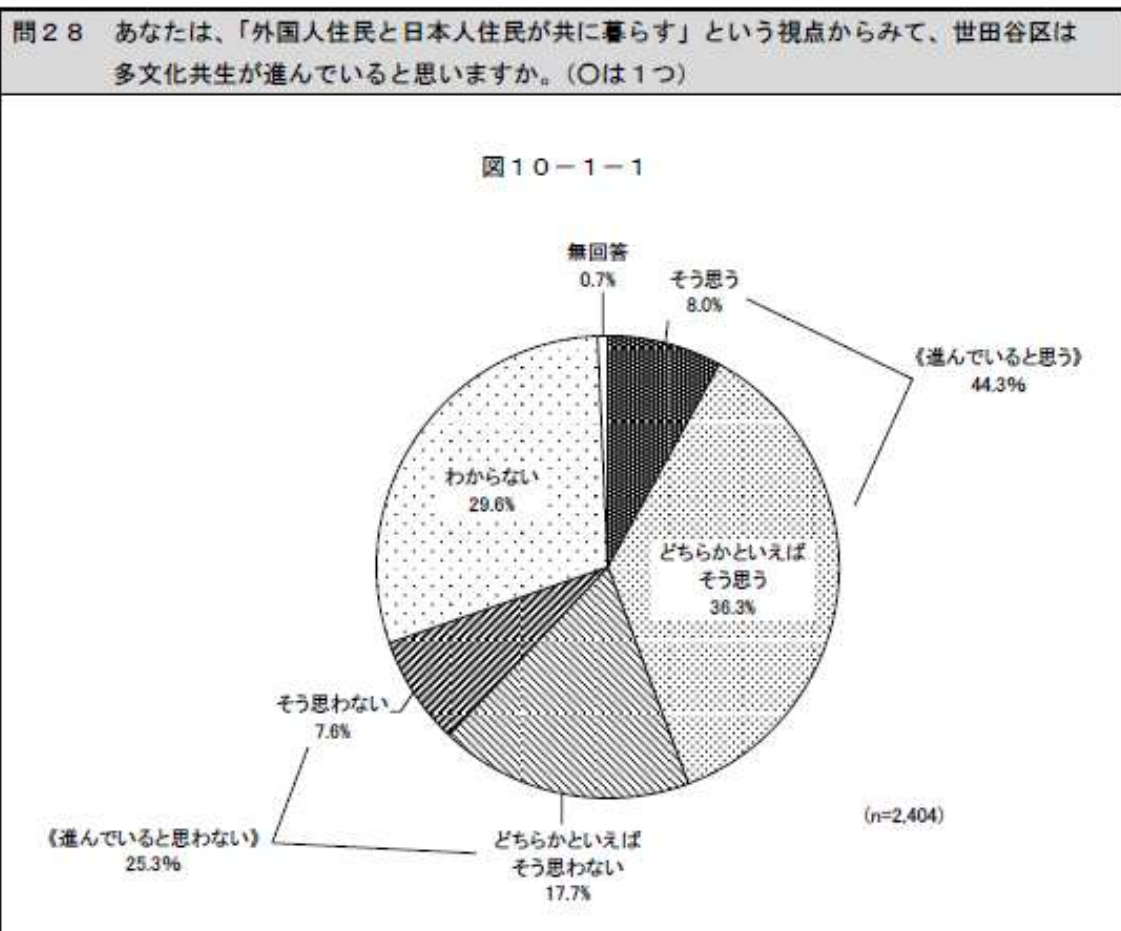


※調査結果は、多文化共生についての項目のみ抜粋しています。

10. 多文化共生

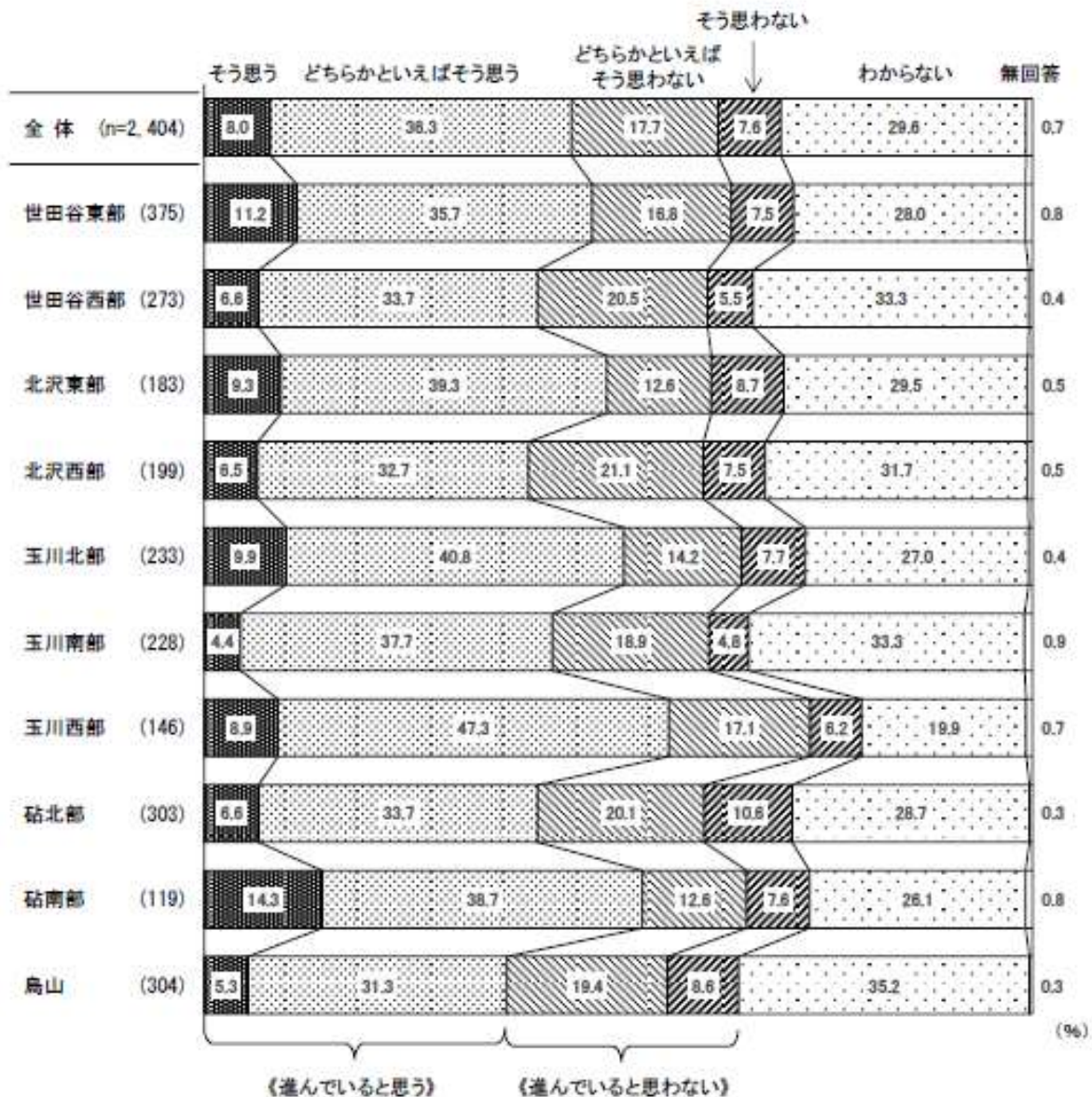
(1) 区の多文化共生社会への進捗状況

◎《進んでいると思う》が4割半ば、《進んでいると思わない》が2割半ば



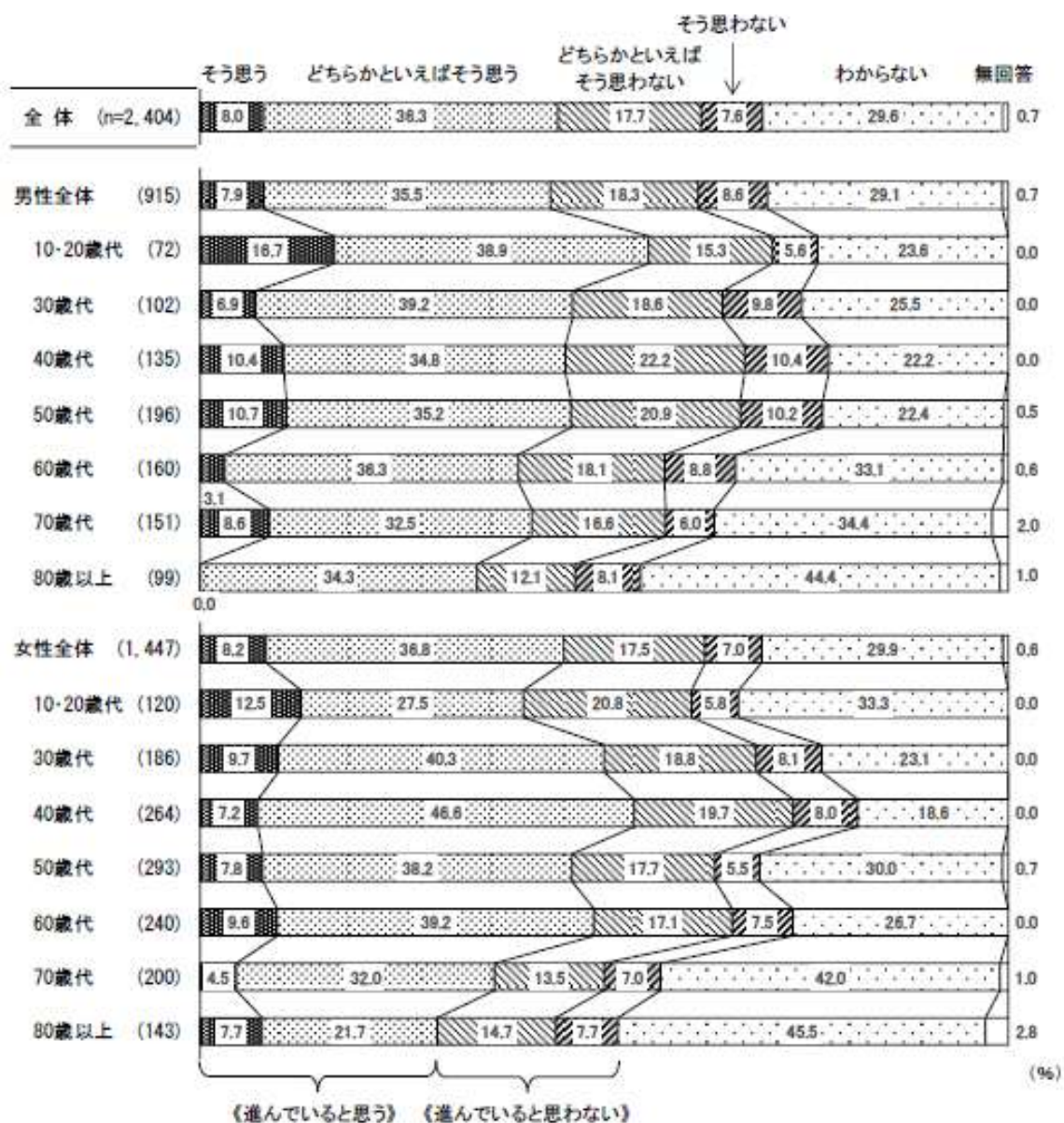
区の多文化共生が進んでいると思うか聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」(36.3%)と「そう思う」(8.0%)を合わせた《進んでいると思う》(44.3%)が4割半ばとなっている。一方、「どちらかといえばそう思わない」(17.7%)と「そう思わない」(7.6%)を合わせた《進んでいると思わない》(25.3%)は2割半ばとなっている。(図10-1-1)

図10-1-2 区の多文化共生社会への進捗状況（地域別）



地域別にみると、《進んでいると思う》は玉川西部で5割半ば、砧南部で5割を超え、玉川北部でほぼ5割となっている。《進んでいると思わない》は砧北部ではほぼ3割、烏山、北沢西部で3割近くとなっている。（図10-1-2）

図10-1-3 区が多文化共生社会への進捗状況（性・年齢別）



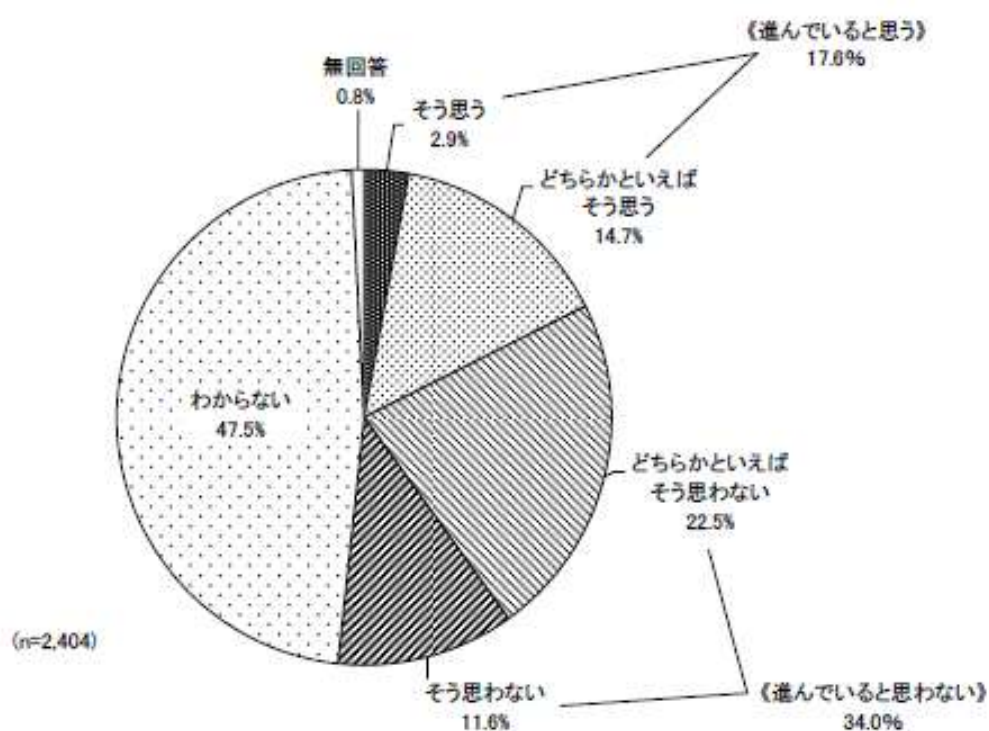
性・年齢別にみると、《進んでいると思う》は男性の10・20歳代で5割半ば、女性の40歳代で5割を超え、女性の30歳代で5割となっている。《進んでいると思わない》は男性の40歳代と50歳代で3割を超えている。（図10-1-3）

（２）外国人の地域活動への参加の進捗状況

◎《進んでいると思う》が２割近く、《進んでいると思わない》が３割半ば

問２９ 区では、外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域のおまつりや防災訓練、ボランティア活動などへの参加を促進しています。
あなたは、外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。（○は１つ）

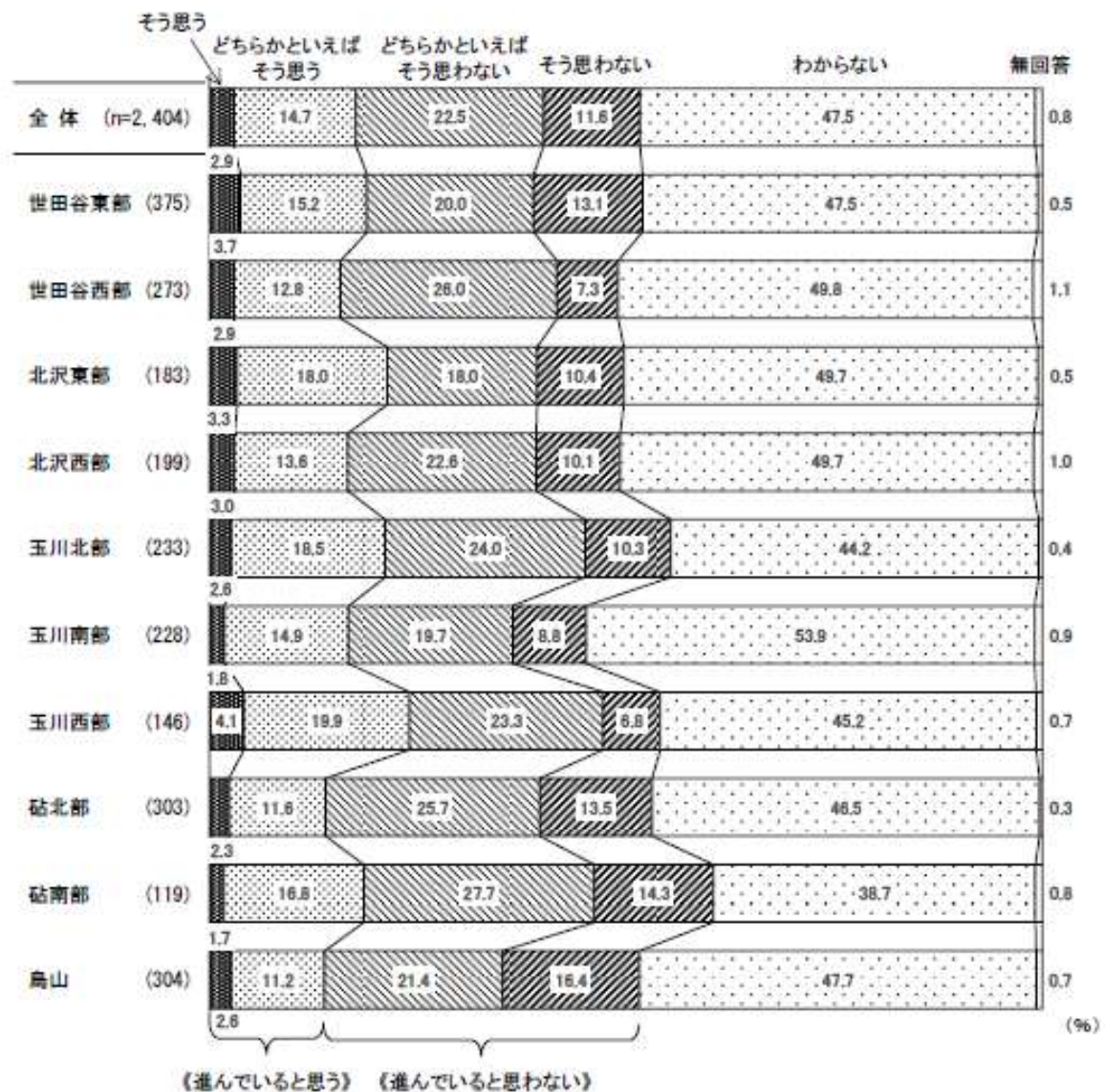
図１０－２－１



外国人等の地域活動への参加が進んでいると思うか聞いたところ、「わからない」（47.5%）が５割近くで最も高い。「どちらかといえばそう思わない」（22.5%）と「そう思わない」（11.6%）を合わせた《進んでいると思わない》（34.0%）が３割半ば、「そう思う」（2.9%）と「どちらかといえばそう思う」（14.7%）を合わせた《進んでいると思う》（17.6%）は２割近くとなっている。

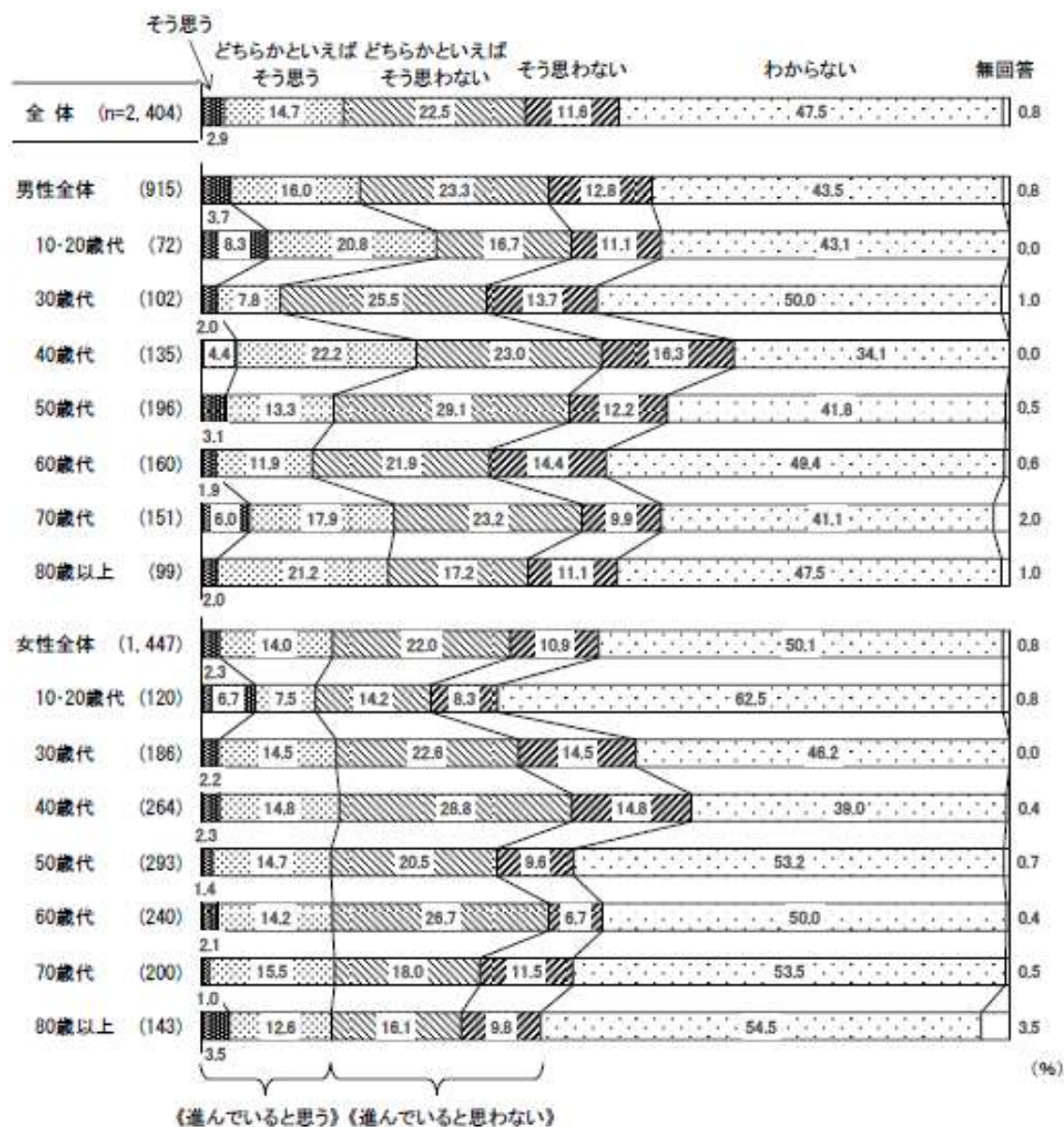
（図１０－２－１）

図 10-2-2 外国人の地域活動への参加の進捗状況（地域別）



地域別にみると、《進んでいると思う》は玉川西部で2割半ば、北沢東部、玉川北部で2割を超えている。《進んでいると思わない》は砧南部で4割を超え、砧北部でほぼ4割、烏山で4割近くとなっている。「わからない」は玉川南部で5割を超えている。（図10-2-2）

図 10-2-3 外国人の地域活動への参加の進捗状況（性・年齢別）



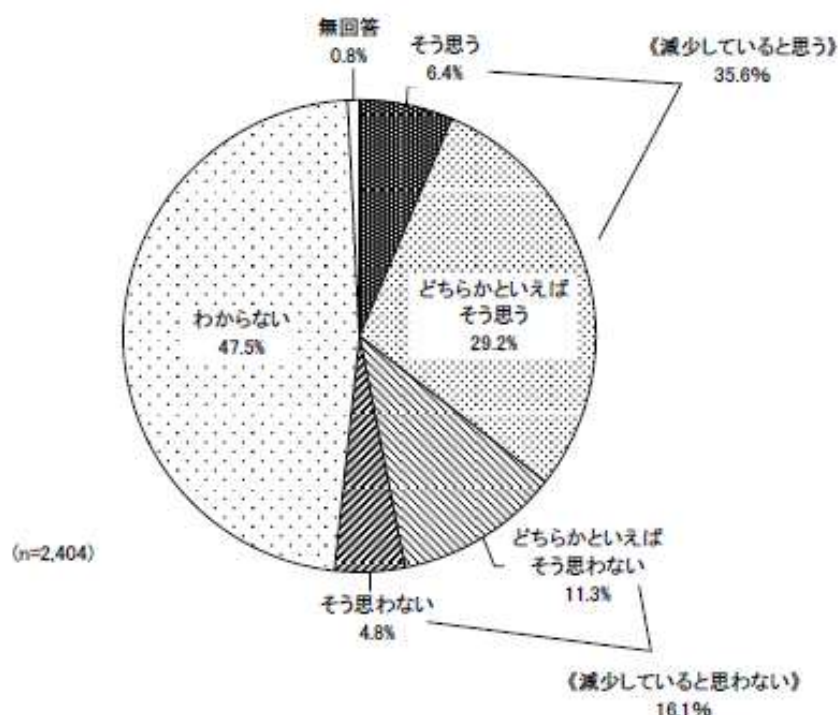
性・年齢別にみると、「進んでいると思う」は男性の10・20歳代でほぼ3割、男性の40歳代で3割近くとなっている。「進んでいると思わない」は男性の50歳代、女性の40歳代で4割を超え、男性の30歳代と40歳代でほぼ4割となっている。「わからない」は女性の10・20歳代で6割を超え、女性の80歳以上で5割半ば、女性の50歳代と70歳代で5割を超えている。（図10-2-3）

(3) 区内の外国人への偏見や差別の改善状況

◎《減少していると思う》が3割半ば、《減少していると思わない》が1割半ば

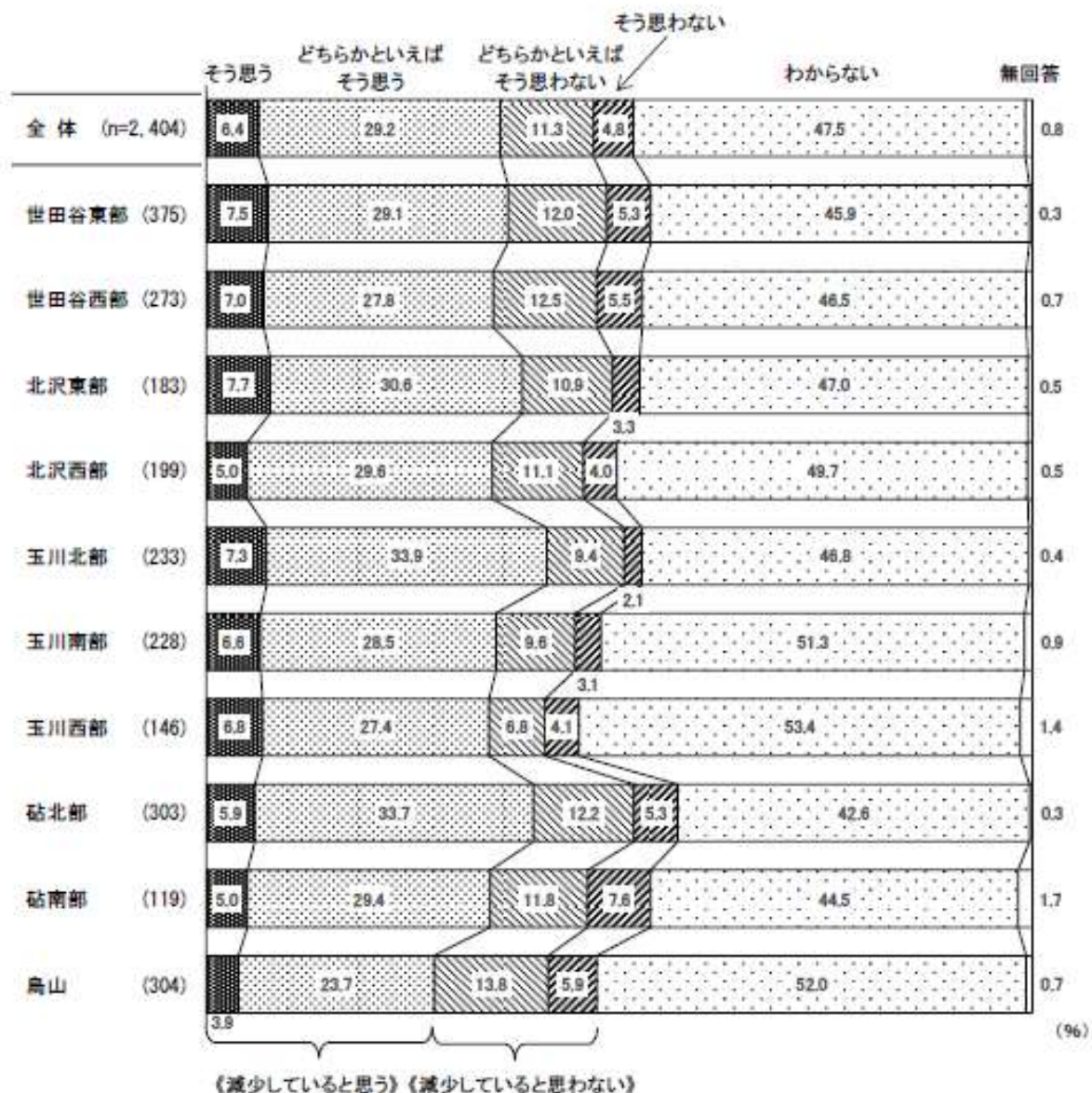
問30 区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。(〇は1つ)

図10-3-1



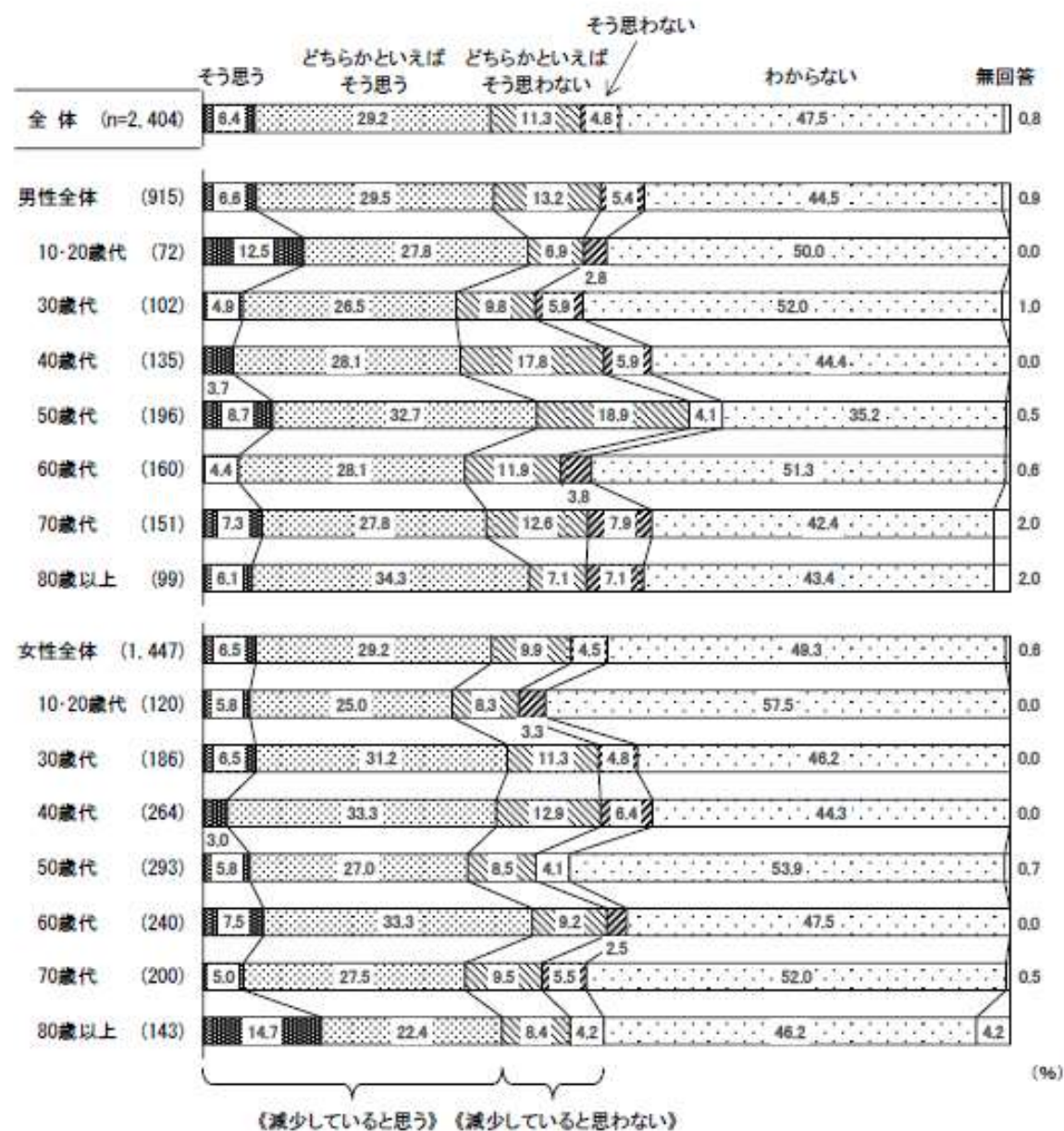
区内の外国人等に対する偏見や差別が減少していると思うか聞いたところ、「わからない」(47.5%)が5割近くで最も高い。「どちらかといえばそう思う」(29.2%)がほぼ3割で、「そう思う」(6.4%)と合わせた《減少していると思う》(35.6%)が3割半ばとなっている。「どちらかといえばそう思わない」(11.3%)と「そう思わない」(4.8%)を合わせた《減少していると思わない》(16.1%)は1割半ばとなっている。(図10-3-1)

図 10-3-2 区内の外国人への偏見や差別の改善状況（地域別）



地域別にみると、「《減少していると思う》」は玉川北部で4割を超え、砧北部で4割、北沢東部、世田谷東部で4割近くとなっている。「《減少していると思わない》」は烏山で2割、砧南部でほぼ2割となっている。「わからない」は玉川西部、烏山、玉川南部で5割を超えている。（図 10-3-2）

図10-3-3 区内の外国人への偏見や差別の改善状況（性・年齢別）



性・年齢別にみると、「減少していると思う」は男性の50歳代で4割を超え、女性の60歳代でほぼ4割、男性の10・20歳代と80歳以上で4割となっている。「減少していると思わない」は男性の40歳代と50歳代で2割を超えている。「わからない」は女性の10・20歳代で6割近く、男性の30歳代と60歳代、女性の50歳代と70歳代で5割を超えている。（図10-3-3）

＜参考＞

世田谷区における外国人区民へのアンケート調査 報告書

**令和6年9月
世田谷区**

令和 6 年度実施

世田谷区における外国人区民へのアンケート調査 結果

1 概要

(1) 調査目的

区内在住外国人の生活状況ならびに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにすることで、在住外国人の傾向の把握、外国人支援策の充実を図るための基礎資料とするため、及び、「世田谷区多文化共生プラン」の数値目標として掲げている項目の進捗状況を確認するため。

(2) 調査地域

世田谷区全域

(3) 調査対象・対象数

令和 6 年 5 月 1 日現在、世田谷区内に在住する 18 歳以上の外国籍区民 500 人

(4) 標本抽出方法

無作為抽出法（抽出フレーム：住民記録台帳マスター）

(5) 調査期間

令和 6 年 6 月 3 日（月）～7 月 5 日（金）

(6) 調査項目

回答者の属性、日常生活等全体で 14 問（枝番含む）

2 回収数・回収率

調査数・・・500 件

有効回収数・・・54 件

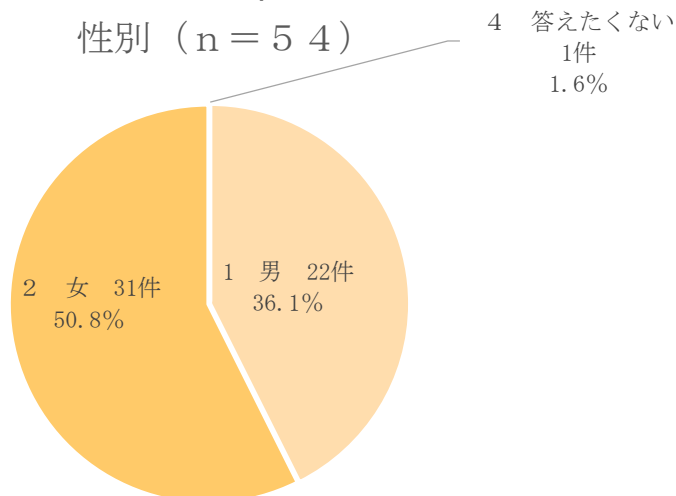
回収率・・・10.8%

3 調査結果

3-1 あなた（回答者）について

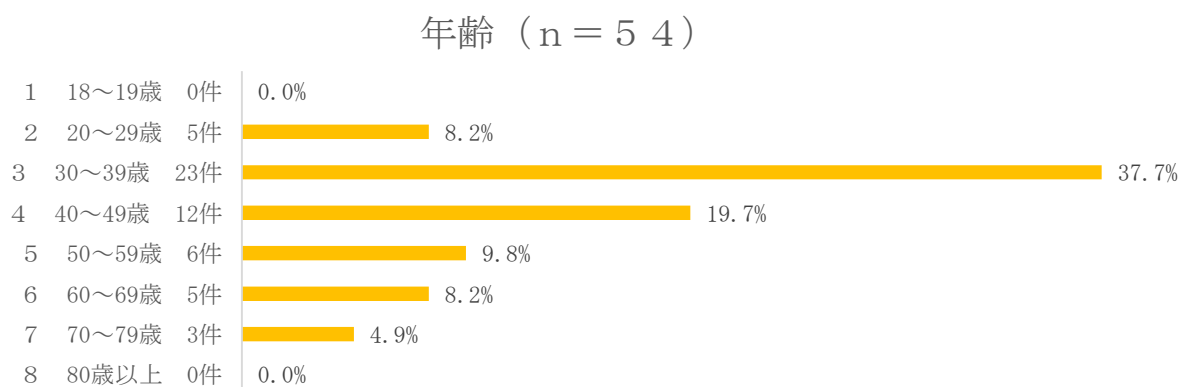
（1）性別

【F 1. あなたの性別はどれですか（1つに○）。】



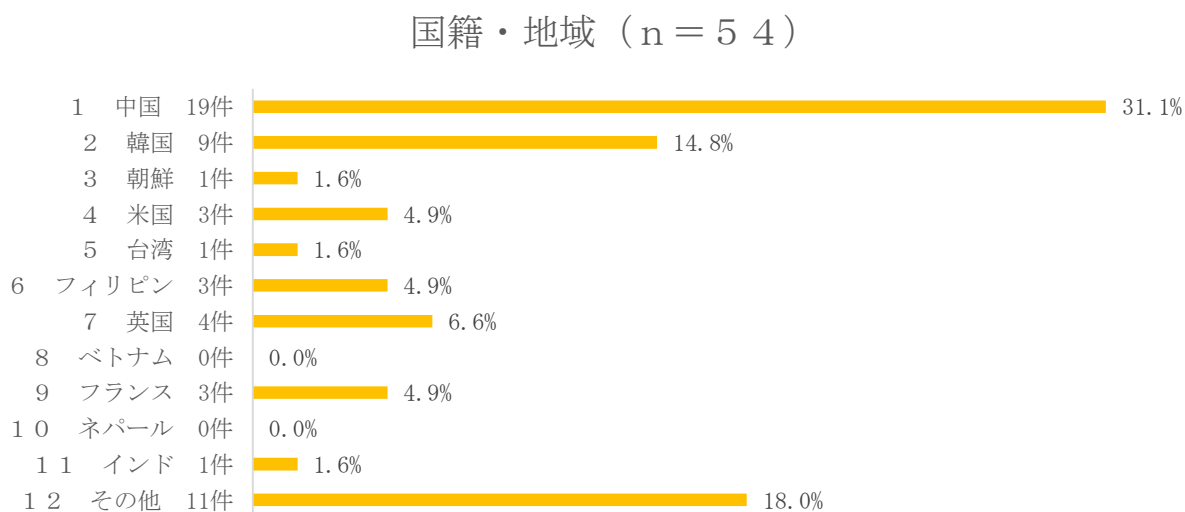
（2）年齢

【F 2. あなたの年齢はどれですか（1つに○）。】



（3）国籍・地域

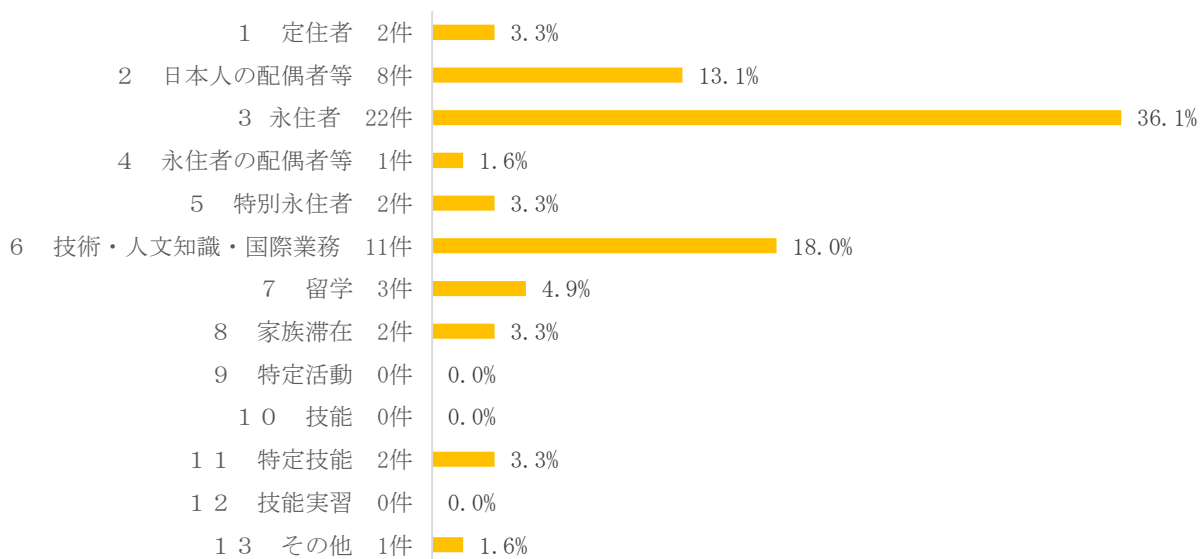
【F 3. あなたの国籍・地域はどれですか。】



（４）在留資格

【F 4．あなたの日本での在留資格はどれですか（１つに○）。】

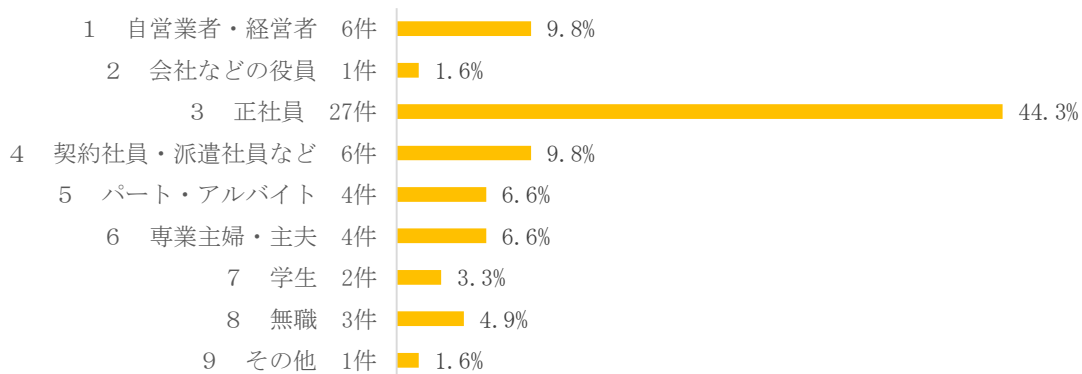
在留資格（n = 54）



（５）職業

【F 5．あなたの職業は次のどれですか。なお、２つ以上あてはまる場合は、主な職業を選んでください（１つに○）。】

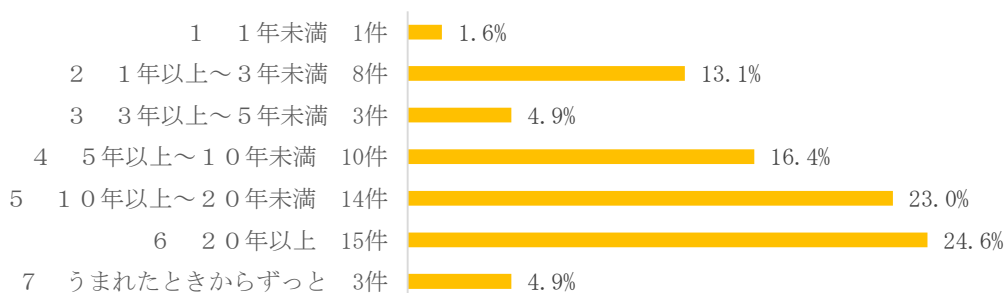
職業（n = 54）



（６）日本での在住期間

【F 6．あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日（転入・転出）を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計を教えてください（１つに○）。】

日本に住んでいる期間（n = 54）

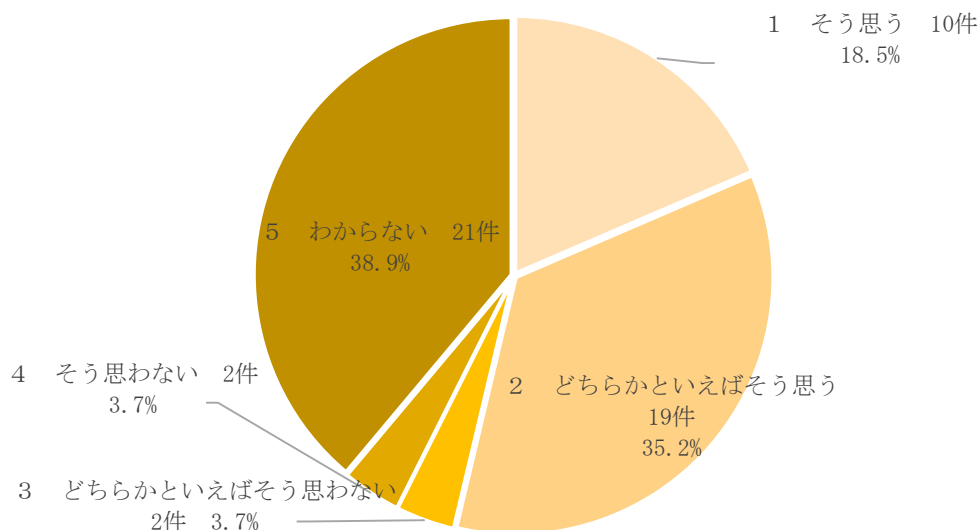


3-2 日常生活について

(1) 外国人に対する支援の充実

【Q 1. あなたは、区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人住民に対する支援が充実していると思いますか（1 つに○）。】

外国人に対する支援の充実（n = 54）



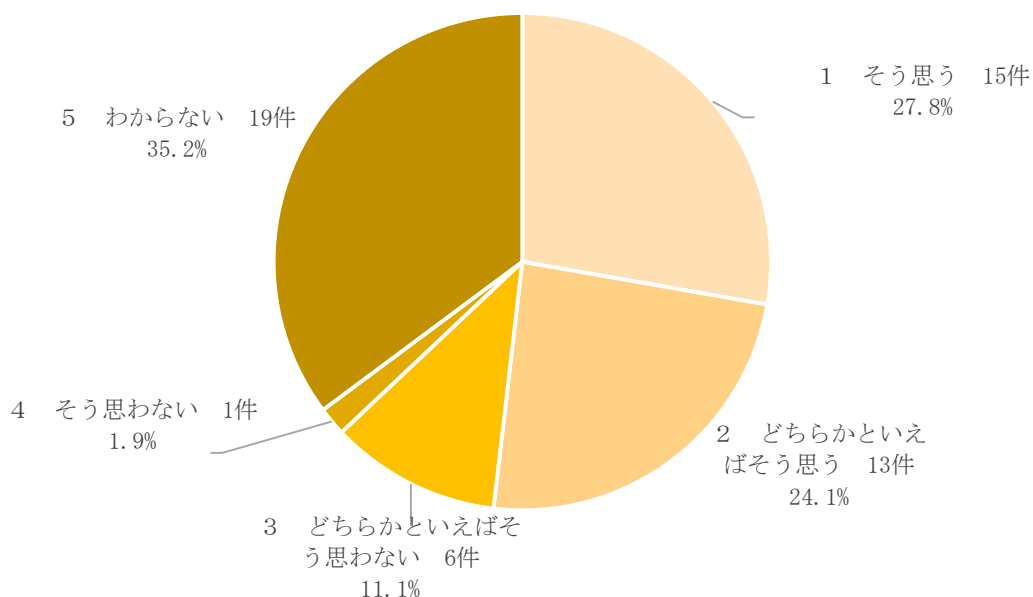
【(A) どのようなものが、充実していないと思いますか。】

※別紙参照

(2) 外国人に対する偏見や差別

【Q 2. あなたは、区内において、外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1 つに○）。】

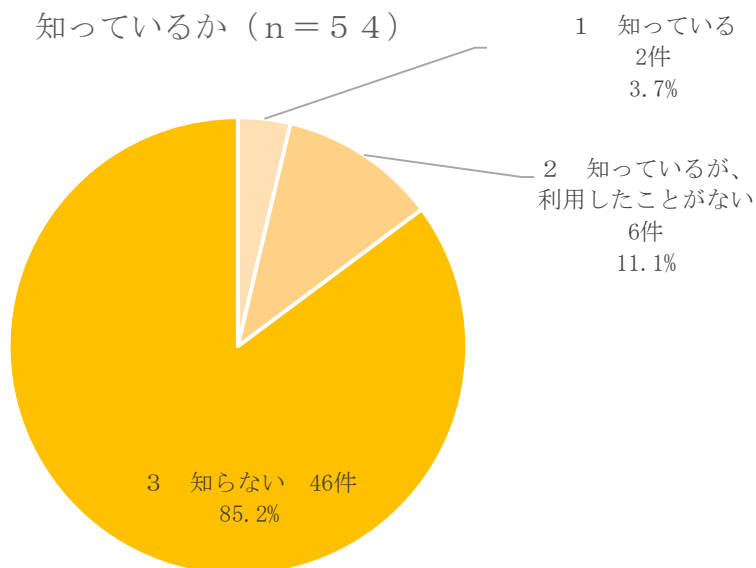
外国人に対する偏見や差別（n = 54）



3-3 せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）について

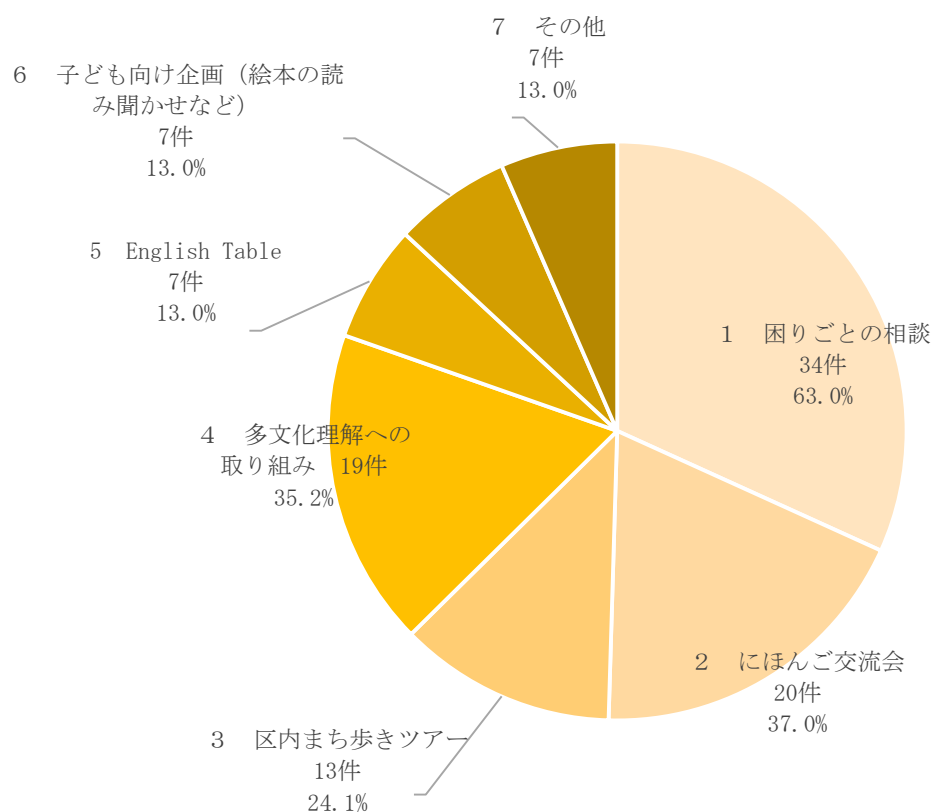
【Q 3. あなたは、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）を知っていますか（1つに○）。】

せたがや国際交流センターを
知っているか（n = 54）



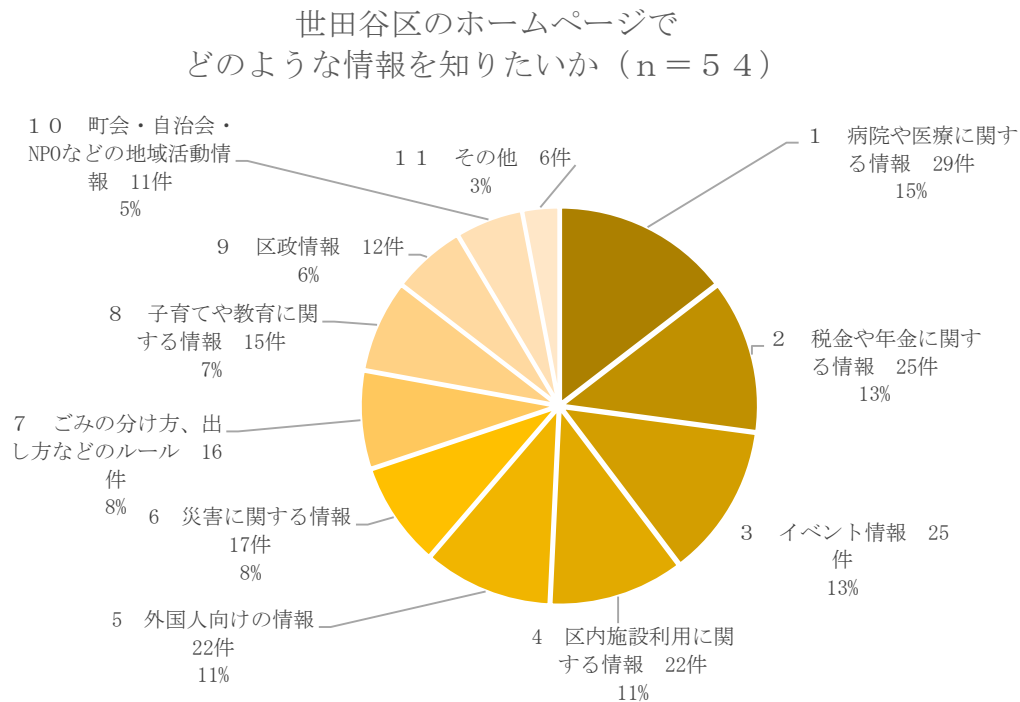
【Q 4. せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）にどのような取組みを進めてほしいですか（あてはまるものすべてに○）。】

せたがや国際交流センターに
進めてほしい取組み（n = 54）



3－4 情報発信について

【Q 5．世田谷区では、外国人住民向けに、生活に必要な暮らしの情報や世田谷区の情報をもとめたホームページを作成しています。あなたは、世田谷区のホームページでどのような情報を知りたいですか（あてはまるものすべてに○）。】



【Q 6．あなたが世田谷区のホームページを利用するとき、言葉がわかりにくいなど困ったことはありますか。】

※別紙参照

3－5 その他

（1）意見や要望

【Q 7．世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由に書いてください。】

※別紙参照

別紙

【(A) どのようなものが、充実していないと思いますか。】

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

支援をもらえた事がない。
住宅や生活全般の支援（実際のサポート/補助）についてあまり感じられなかったし、受けたことがないと思います。
ヘルスサポート
無料の日本語教室、（餅つき、豆腐作りといった）料理教室などの文化交流、または女性のエンパワメントのためのコミュニティ構築の機会などを設けてほしい。
保育園の入園手続きなど、行政手続きのための英語で書かれた資料がほしい。
・医療面でのサポートの充実 ・インターナショナルスクールに対する認識／理解の向上
日本語が分からない外国人から見れば、病院や仕事など、多くのところで支援がなされていない。
日本語が完璧でない外国人や親のいずれかが外国人の日本人に、より多くの仕事やビジネスの機会を与えてほしい。

【Q4. せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）にどのような取組みを進めてほしいですか。（「その他」で記載があった回答）】

センターの存在感を高める取組みがほしい。
友達作り、networking
外国人への有意義な情報提供
上級者向けの日本語勉強会や長く日本に住んでいる外国人の交流会など
日本文化・習慣を知る取組み（日本ではどうしているのかを知らずに、自国のスタイルを通してることが重なり、困りごとにつながることを知らない人を時々見かける。（外資系勤務で日本在住の外国人を多く見ている中で））
就職支援
日本のコミュニティに自分たちの歴史や技術について教える機会
マーケット、バザー、交流パーティー等を実施してほしい。

【Q5. あなたは、世田谷区のホームページでどのような情報を知りたいですか。（「その他」で記載があった回答）】

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

外国人が(特に災害時に)24時間/365日利用可能なホットライン/LINEを設置してほしい。
外国人向け求人情報
給付金
外国人のためのボランティアや仕事に関する情報を提供してほしい。

【Q6. あなたが世田谷区のホームページを利用するとき、言葉がわかりにくいなど困ったことはありますか。（自由に書いてください）】

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

日本語が読めない人には理解が難しいかもしれない。
困ったことはありません。
まだ、（ホームページに）アクセスしたことがありません。
*サイトは情報満載だが検索対象とは関係ない情報も存在する。☆世田谷から時々送られてくる郵便物は、日本語がわからない人のために基本的な日本語で書かれているのが印象的だった。これについてはウェブサイトにも期待したい。
タイ語での情報があればうれしい
私は日本語ができるから大丈夫ですが、日本語ができない方はどうですかね、ちょっとわかりません。
今のところ、ないです。

【Q7. 世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由に書いてください。】

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

公園やガーデンに関する情報がもっとほしい。
このような取組みに感謝します！
（世田谷区の）青少年と、海外の国や地域の青少年との交流イベントをたくさん企画してほしいです。
区政のことを全く知らないので、区政に関するPR・宣伝をたくさんしてほしいです。 （以下、日本語での回答をそのまま転記）
区の情報を知りたいので、区政情報についての宣伝を積極的に行っていただきたいです。
世田谷区による海外旅行イベントを企画してもらいたいです。
クロッシング世田谷について郵便をお送りいただきありがとうございます。おかげさまで、初めてクロッシング世田谷について知ることができ、利用してみたいと思います。たくさん広報していただけると嬉しいです。
インターナショナルスクールに子供を通わせ、多額の（平均より多い）税金を納めているにもかかわらず、経済的な支援（減税等）を受けられず、インターナショナルスクールの休校期間に子供を日本人学校に通わせることができない私のような家庭（日系イギリス人）の存在を認識し、支援してほしい。日本語と日本文化に対する理解を深めるために、息子と娘をインターナショナルスクールの休校期間に日本人学校に通わせたいが、世田谷区がこれを認めず、通わせることができない。
世田谷は素晴らしい。ほとんどの人がフレンドリーだ。ここでの暮らしが好きだ。
中小企業へのサポートや日本での会社設立に関するアドバイスをもっとお願いしたい。
F3の選択肢のなかにタイはない。タイは親日国だ。もう少しタイを身近な国としてください。
①補助金の発行が遅すぎ。タイムリーでなく、予想以上の金額が増えてしまった。②産後ケアの体制（ルール）が厳しすぎる。例えば、面談の時間帯、面会場所等）③直接区役所に行って申請することが多く、もっと電子的になってほしい、手続きがシンプルにされることが期待している。
区の情報を知りたいので、区政情報についての宣伝を積極的に行っていただきたいです。

親切に対応してくださっていると思います。ありがとうございます。

立派な日本、住みやすい世田谷区、日本政府に感謝する。

日本で生まれ、日本の学校に通い、外国人である意識もなく生活しておりますので、このアンケートに答えるのが難しいです。選挙権がないことを残念に思います。

＜参考＞

世田谷区における外国人区民の意識・実態調査
報 告 書（概要版）

令和4（2022）年12月
世 田 谷 区

I-3. 回収数・回収率

回収数・回収率などは以下の通りであった。

■ 全体配布数・回収数・回収率

	全 体	男 性	女 性	その他	性別記入なし
調査数	2,000	1,005	995	-	-
未着数	35	-	-	-	-
有効回収数	199	90	106	-	3
回収率 (%)	10.1	9.0	10.7	-	-

■ 地域別配布数・回収数・回収率

	(n) 割合 (%)	①世田谷	②北沢	③玉川	④砧	⑤烏山
配布数	1,965	523	424	521	289	243
(%)	100	26.6	21.6	26.5	14.7	12.4
回収数	189	43	33	67	28	18
(%)	100	22.8	17.5	35.4	14.8	9.5
調査票言語 日本語	86	18	15	30	12	11
英 語	57	13	12	19	8	5
中国語簡体字	19	6	1	7	5	0
中国語繁体字	8	2	1	3	1	1
ハングル	5	1	1	2	0	1
回収率 (%)	-	8.2	7.8	12.9	9.7	7.4

※回収数 199 及び調査票言語日本語数 2,000 には地域不明 10 を含めている。

I-4. 報告書の見方

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

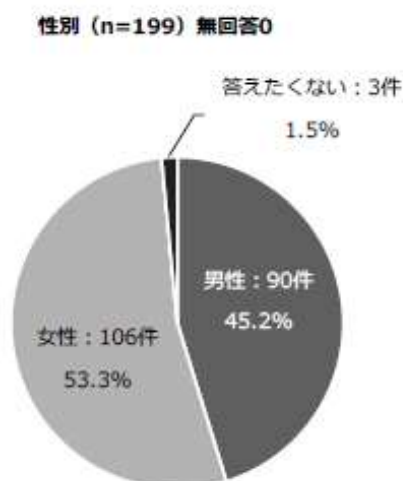
- 調査対象者（母集団N = 2,000）に対し、199 件の回答を得た。（n = 199）
表及びグラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数として示す。
- 「n」を基に算出した回答率は「%」で表記し、小数点第 2 位を四捨五入している。
そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがあるが、表記上は「100.0」としている。
- 各設問において回答が無かったものは「無回答」として、「n」に含めず、表外に数値として表記している（単純集計のみ）。なお、3つ以内に○を付ける設問で、4つ以上に○を付けて回答するなど、回答方法に誤りがある場合は「無効回答」とし、「無回答」に含めることとする。
- グラフ内割合表記において、全ての値について表記することを原則としているが、紙面制約上省略しているもの（0.0%など）が一部ある。
- クロス集計における「n」は、その設問における分析項目の無回答者数を含むため、内訳合計に一致しないことがある。
- クロス集計による分析において、分析軸の項目母数が 10 未満のものは、全体比率と顕著な差がある選択肢であっても本文中ではふれていないことがある。
- 複数回答可の設問における表及びグラフについて、回答件数の合計は「n」を超え、また回答比率の合計は100.0%を超えた表記となっている。

Ⅱ. 調査結果

Ⅱ-1. あなた（回答者）について

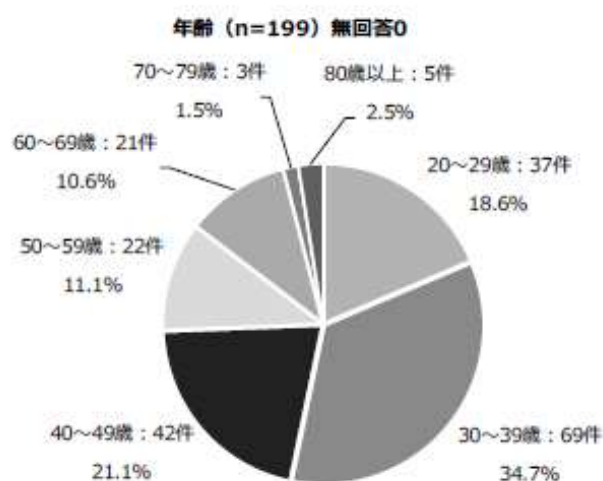
（１）性 別

【F 1. あなたの性別はどれですか（１つに○）。】

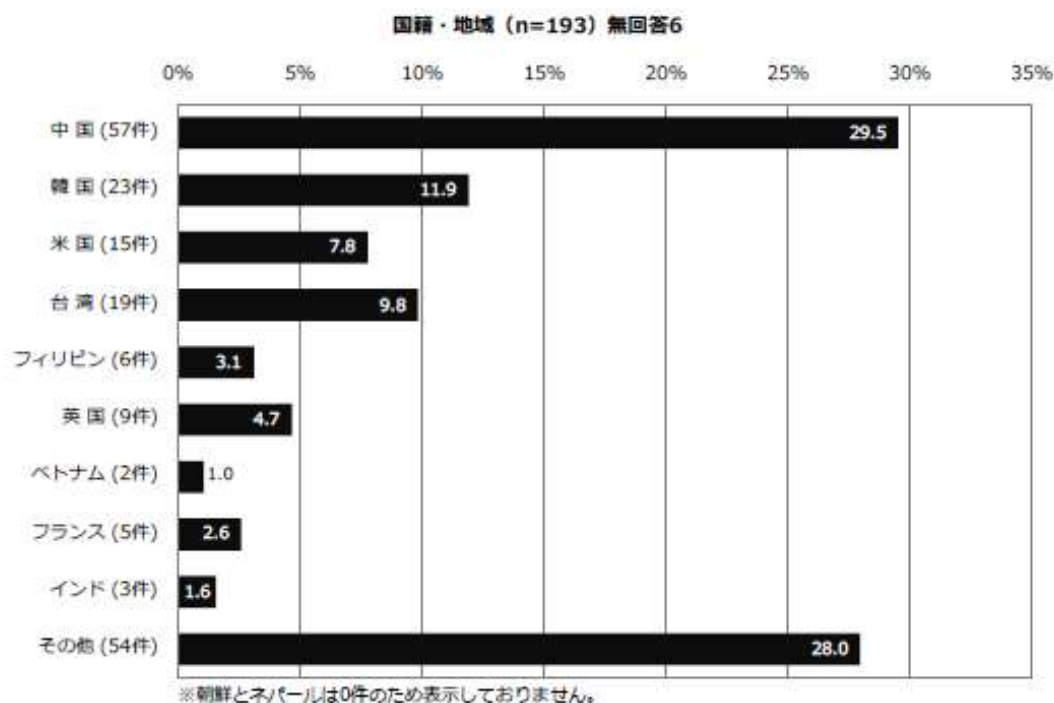


（２）年 齢

【F 2. あなたの年齢はどれですか（１つに○）。】



（３）国籍・地域 【F 3. あなたの国籍・地域はどれですか。】

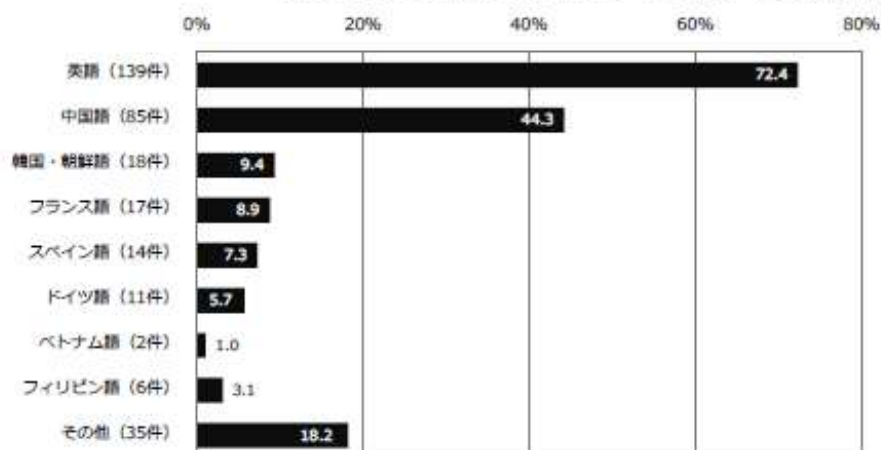


「中国」が57件・29.5%で最も多く、「韓国」が23件・11.9%、「台湾」が19件・9.8%、「米国」が15件・7.8%、「英国」が9件・4.7%、「フィリピン」が6件・3.1%と続いている。

Ⅱ-2. ことばについて

(1) 自由に使えることば 【Q 1. 日本語以外のことばのうち、自由に使えることばは何ですか（あてはまるもの全てに○）。】

自由に使えることば (n=192) 無回答7 ※累計 (n) : 327 / 累計 (%) : 170.3

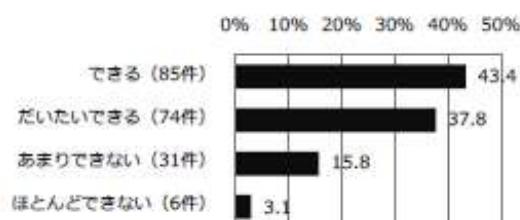


日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いている。「その他」の記述回答には「広東語」4件・2.1%、「ロシア語」4件・2.1%があった。

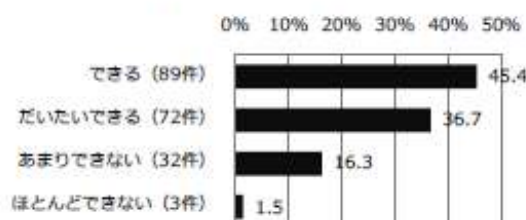
(2) 日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベル

【Q 2. あなたはどれくらい日本語ができますか（1つに○）。】

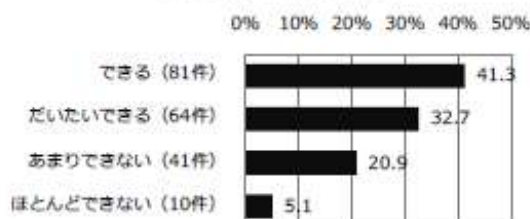
話すこと (n=196) 無回答3



聞くこと (n=196) 無回答3



読むこと (n=196) 無回答3

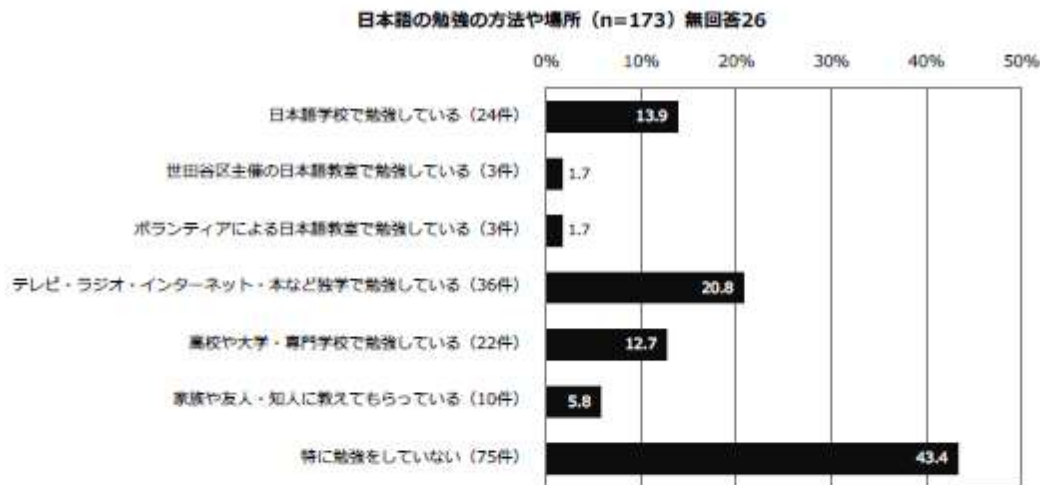


書くこと (n=195) 無回答4



日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「話す」「聞く」「読む」で「できる」が最も多く、「書く」では「だいたいできる」が最も多かった。「できる」と「だいたいできる」の合算でみると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%であった。

(3) 日本語の勉強 【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか
(主なものを1つに○)。】



日本語の勉強の方法や場所については、「特に勉強をしていない」が75件・43.4%と半数近くを占めた。「特に勉強をしていない」を除くと、「テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している」が36件・20.8%と最も多く、次いで「日本語学校で勉強している」が24件・13.9%、「高校や大学・専門学校で勉強している」が22件・12.7%、「家族や友人・知人に教えてもらっている」が10件・5.8%と続いている。

(4) 日本語を勉強する目的・理由

【Q 3. (A) あなたが日本語を勉強している目的・理由は何ですか (あてはまるものを全てに○)。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」以外の回答をした 98 件について



日本語を勉強する目的・理由では、「仕事のため」62件・63.3%、「日常生活 (仕事以外) のため」61件・62.2%、「日本人と交流したい」50件・51.0%の順で割合が高かった。

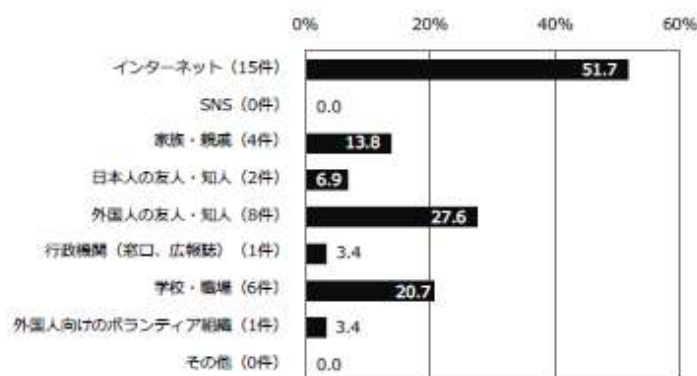
(5) 日本語教室や日本語学校の探し方

【Q 3. (B) あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか（あてはまるもの全てに○）。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「日本語学校で勉強している」「世田谷区主催の日本語教室で勉強している」「ボランティアによる日本語教室で勉強している」と回答した 30 件について

日本語教室や日本語学校の探し方 (n=29) 無回答1

※累計 (n) : 37 / 累計 (%) : 127.6



日本語教室や日本語学校の探し方では、「インターネット」が5割以上を占め、「外国人の友人・知人」27.6%、「学校・職場」20.7%、「家族・親戚」13.8%と続いている。

(6) 日本語の勉強意欲

【Q 3. (C) 今後、日本語を勉強したいですか。】

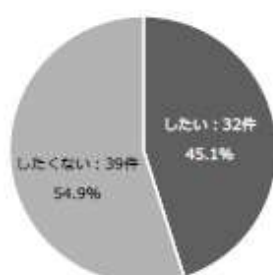
【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した 75 件について

(7) 日本語の勉強をしない理由

【Q 3. (D) 日本語の勉強をしていないのはなぜですか（主なもの3つ以内に○）。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した 75 件について

日本語の勉強意欲 (n=71) 無回答 4



日本語の勉強をしない理由 (n=72) 無回答3

※累計 (n) : 103 / 累計 (%) : 143.1



日本語の勉強意欲では、「したくない」が「したい」を上回っているものの、45.1%が「したい」と回答している。

勉強しない理由では、「勉強する必要がある」が54.2%で最も高く、「勉強する時間がない」27.8%、「教室や講座にかかる費用が高い」18.1%と続いている。

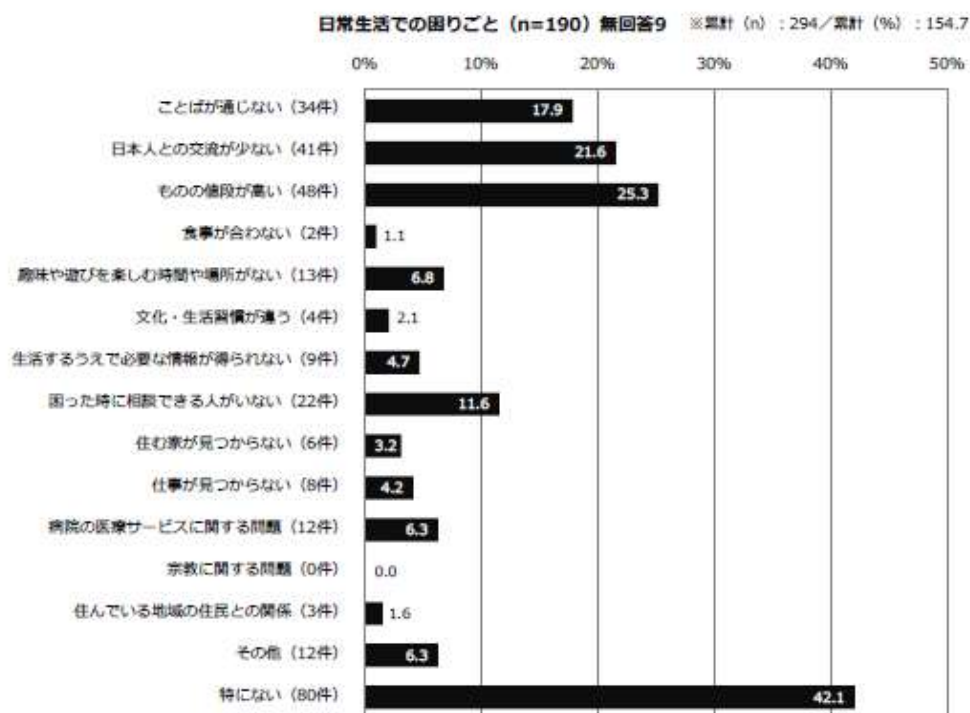
Ⅱ-3. 日常生活について

(1) 世田谷区の住みやすさ 【Q 5. あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか（あてはまるもの1つに○）。】



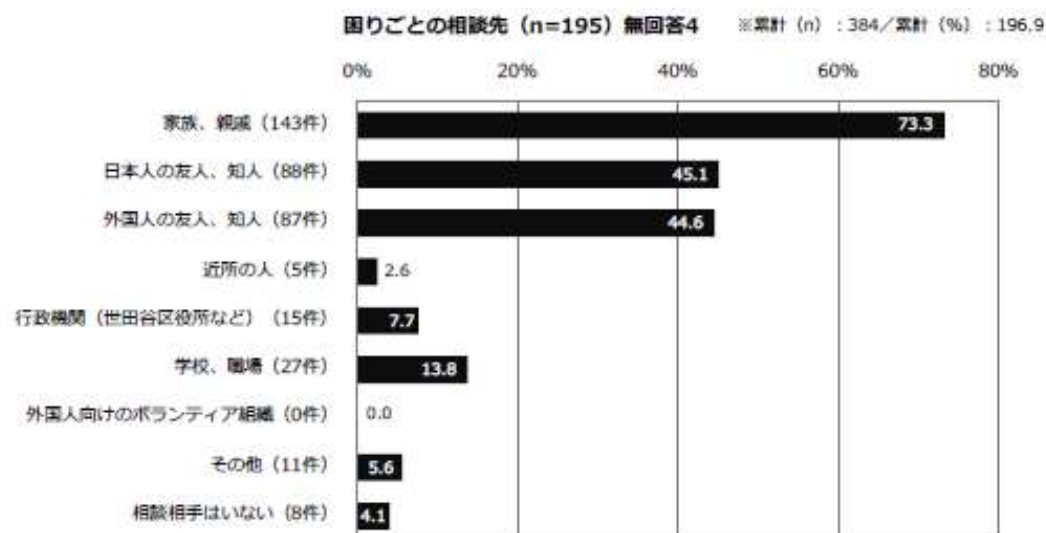
世田谷区の住みやすさでは、「住みやすい」が147件・74.2%と7割以上が住みやすいと回答しており、「やや住みやすい」の24.2%を合わせると98.4%と高い割合で住みやすさを感じている。「どちらでもない」が2件・1.0%、「住みにくい」はわずか1件・0.5%であった。「やや住みにくい」と回答した人は見られなかった。

(2) 日常生活での困りごと 【Q 6. 日常生活で困っていることはありますか（主なものを3つ以内に○）。】



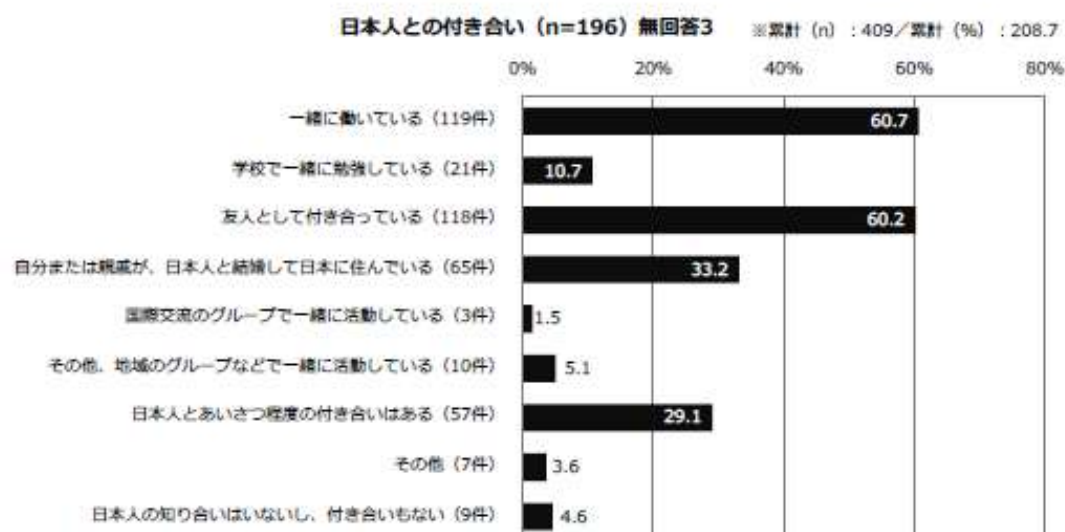
日常生活での困りごとでは、「特になし」が80件・42.1%と最も多かった。困っている内容で最も多かったのが、「ものの値段が高い」の48件・25.3%であった。次いで「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%と続いている。

(9) 困りごとの相談先 【Q 13. あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか
(主なものを3つ以内に○)】



困りごとの相談先では、「家族、親戚」が143件・73.3%で最も多く、「日本人の友人、知人」が88件・45.1%、「外国人の友人、知人」が87件・44.6%と続いている。

(10) 日本人との付き合い 【Q 14. あなたは日常生活で日本人との付き合いがありますか
(あてはまるものを全てに○)】



日本人との付き合いでは、「一緒に働いている」が119件・60.7%と最も多く、「友人として付き合っている」が118件・60.2%、「自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる」が65件・33.2%、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある」が57件・29.1%の順が多かった。

(11) 偏見や差別 【Q 15. あなたは普段の生活の中で、「外国人」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか（1つに○）。】

日本人から偏見や差別を感じたこと

(n=196) 無回答 3



日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」が73件・37.2%で最も多く、「ほとんどない」が54件・27.6%、「まったくない」が42件・21.4%、「よくある」が17件・8.7%であった。「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」の合算は144件・73.5%であった。

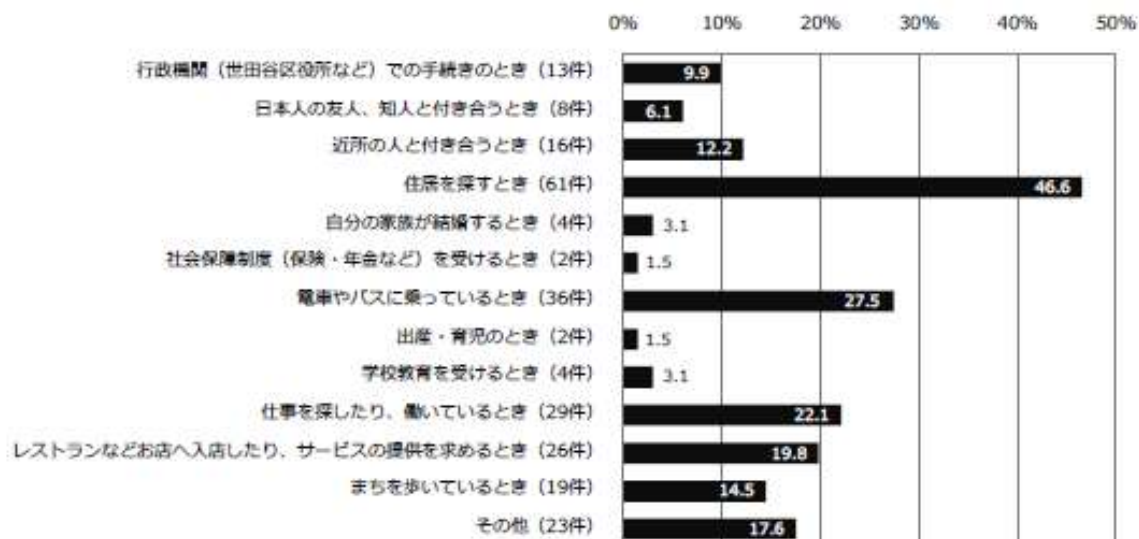
(12) どのようなときに、偏見や差別を感じたか

【Q 15. (A) どのようなときに、偏見や差別を感じましたか（主なものを3つ以内に○）。】

【Q 15.で「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」と回答した144件について】

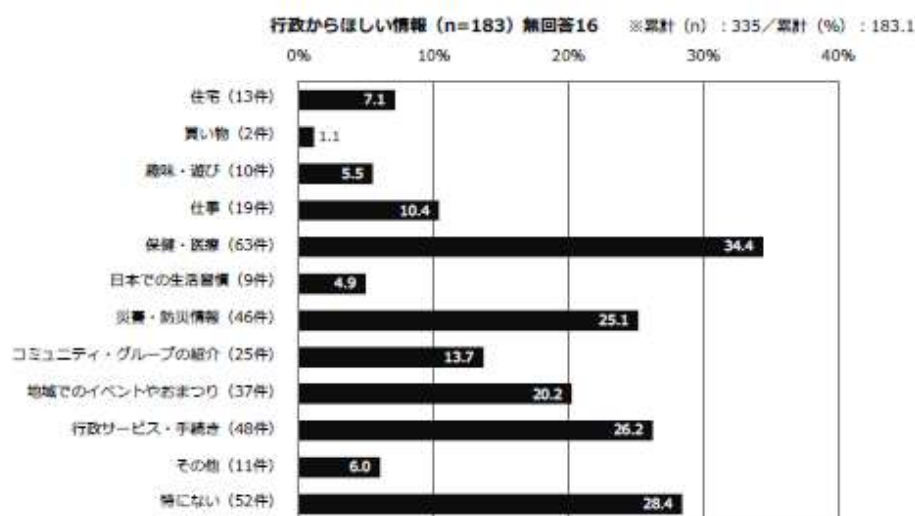
どのようなときに、偏見や差別を感じたか (n=131) 無回答13

※累計 (n) : 243 / 累計 (%) : 185.5



どのようなときに、偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」の61件・46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が36件・27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」が29件・22.1%、「レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき」が26件・19.8%と続いている。

(15) 行政からほしい情報【Q 17. 行政からほしい情報はどのようなものですか（主なものを3つ以内に○をつけ、具体的な内容をかつこの中に書いてください）。】



行政からほしい情報では、「保健・医療」が63件・34.4%で最も多い。「行政サービス・手続き」が48件・26.2%、「災害・防災情報」が46件・25.1%、「地域でのイベントやお祭り」が37件・20.2%と続いている。

■『行政からほしい情報』で記述回答のあった主な内容（抜粋）

<住宅>

- ・外国人に住宅や賃貸の相談や支援を提供できる専門部署があることを希望
- ・外国人が住める物件情報の提供
- ・区が運営する住宅を積極的に発信して欲しい

<買い物>

- ・フリマ情報
- ・ベトナムスーパー、調味料店

<趣味・遊び>

- ・（無料）英語での世田谷での活動
- ・外国人向けレクリエーション
- ・コミュニティのための活動

<仕事>

- ・外国籍でも安心して働ける場の情報の提供
- ・日本語を使う外国人向けの仕事
- ・日本の伝統的なものを勉強できる場所

<保健・医療>

- ・外国語で利用できる病院（29件）
- ・インターネットおよび英語による予約または医療処置に関する書面による情報
- ・介護保険や健康保険でつかえるサービス

<日本での生活習慣>

- ・如何にもっとうまく日本の社会に溶け込むことができるか？
- ・イベント
- ・日本の歴史、文化の勉強会など

<災害・防災情報>

- ・英語での情報提供（4件）
- ・緊急時の英語での対応（2件）
- ・外国語でのサービス提供（3件）

<コミュニティ・グループの紹介>

- ・外国人コミュニティや外国に関心があるグループなど（2件）
- ・日本人との交流、または社会人サークル情報

<地域でのイベントやお祭り>

- ・開催場所と日時（4件）
- ・英語の情報
- ・イベント情報（2件）

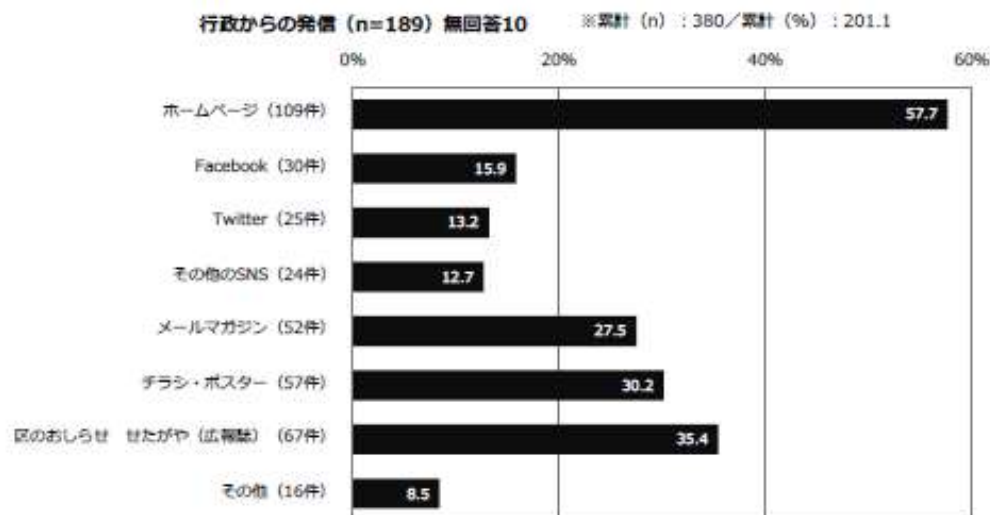
<行政サービス・手続き>

- ・多言語対応
- ・日本語以外のもっと詳細な情報
- ・外国語を使用できるところ（2件）
- ・年金（2件）、社会保険

<その他>

- ・外国人として知らない可能性がある日本の常識
- ・外国人の親のために外国語が可能な学校/幼稚園
- ・保育園のオプション
- ・税金、海外からの入金、投資など
- ・退職/年金（国民年金、私学共済）民間保険/年金

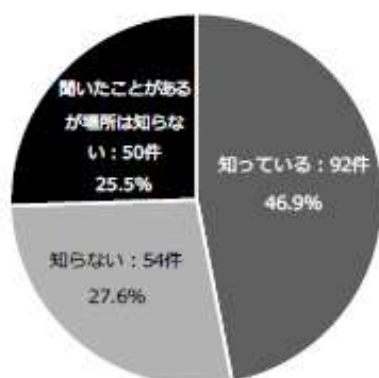
(16) 行政からの発信【Q 18. 行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか
(主なものを3つ以内に○).】



行政からの発信では、「ホームページ」109件・57.7%でニーズが高いことがうかがえる。「区のおしらせ せたがや (広報誌)」67件・35.4%、「チラシ・ポスター」57件・30.2%、「メールマガジン」52件・27.5%と続いている。

(17) 避難場所認知度【Q 19. あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか (1つに○).】

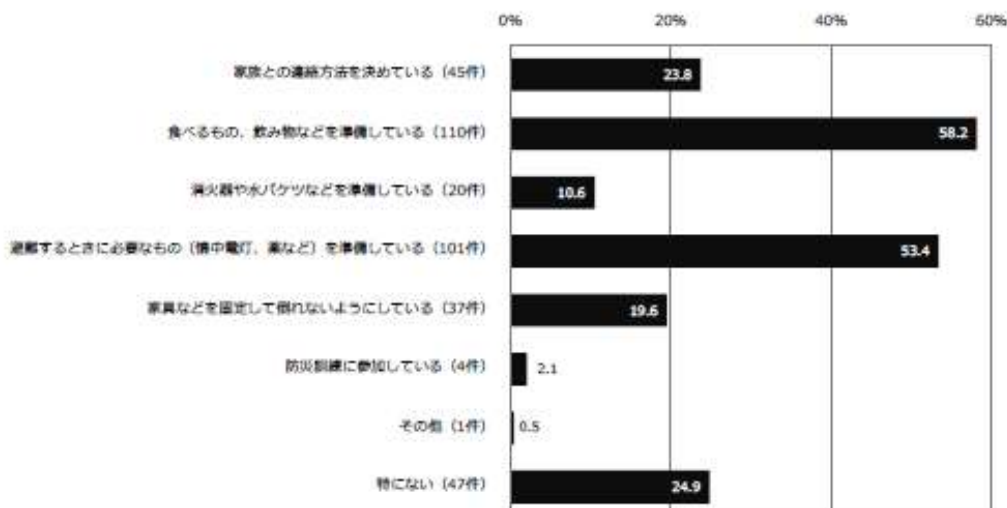
避難場所認知度 (n=196) 無回答3



避難場所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していた。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%であった。

(18) 災害時の対策 【Q20. あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか
(主なもの3つ以内に○)。】

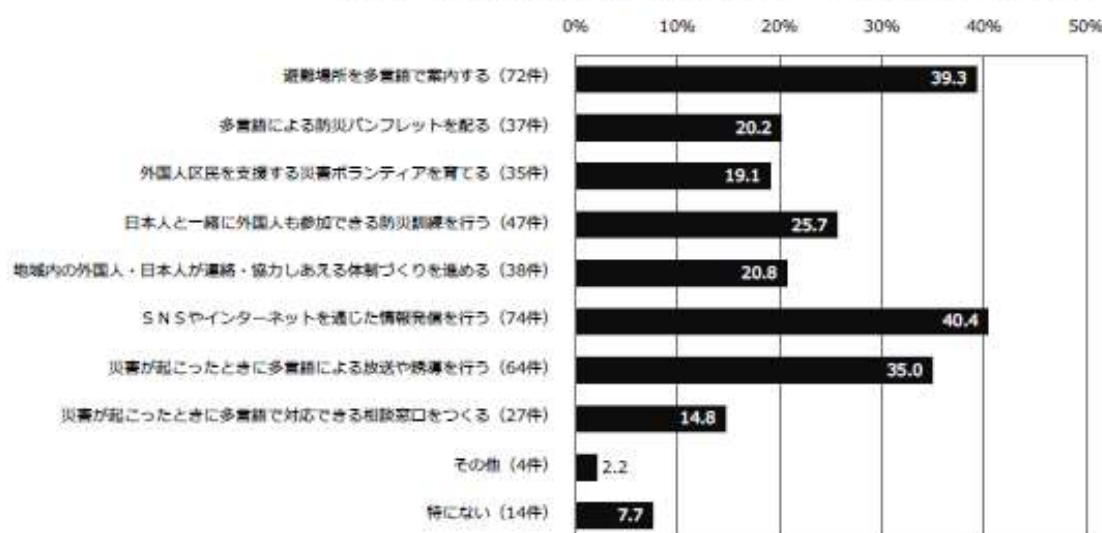
災害時の対策 (n=189) 無回答10 ※累計 (n) : 365 / 累計 (%) : 193.1



災害時の対策では、「食べるもの、飲み物などを準備している」が110件・58.2%で最も多く、「避難するときに必要なもの (懐中電灯、薬など) を準備している」が101件・53.4%と続いている。

(19) 世田谷区に望む災害対策 【Q21. あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか (主なもの3つ以内に○)。】

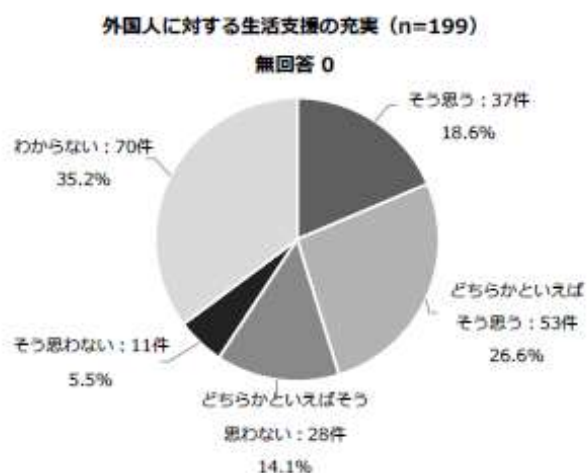
世田谷区に望む災害時の対策 (n=183) 無回答16 ※累計 (n) : 412 / 累計 (%) : 225.1



世田谷区に望む災害対策としては、「SNSやインターネットを通じた情報発信を行う」が74件・40.4%で最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が72件・39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が64件・35.0%と続いた。

(20) 外国人に対する生活支援の充実

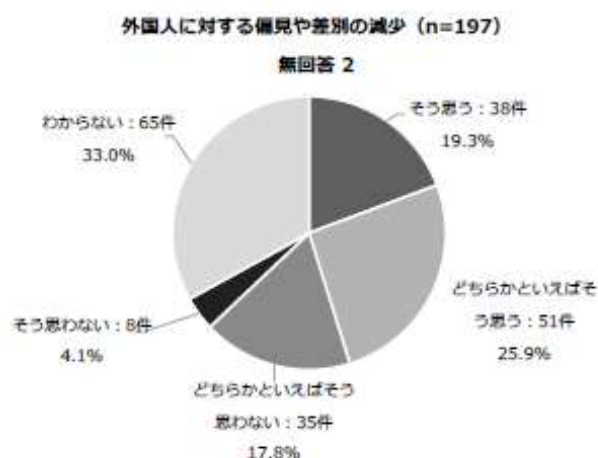
【Q 2 2. 世田谷区では、外国人が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人に対する生活支援が充実していると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する生活支援の充実では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が90件・45.2%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計39件・19.6%を上回っている。「わからない」は70件・35.2%であった。

(21) 外国人に対する偏見や差別の減少

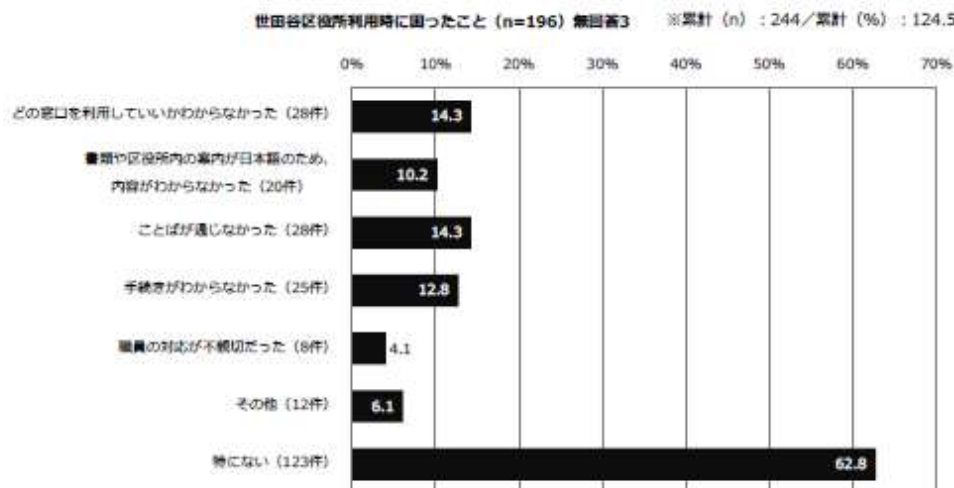
【Q 2 3. 世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が89件・45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が43件・21.9%で偏見や差別が減少していると感じる外国人が23.3ポイント多い。「わからない」は65件・33.0%であった。

Ⅱ. 4. 行政サービスについて

(1) 世田谷区役所利用時に困ったこと 【Q24. あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありましたか（主なものを3つ以内に○。）】



世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が 14.3% で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%、「職員の対応が不親切だった」4.1%と続いた（「その他」「特になし」は除く）。

(2) 世田谷区に期待する取組み 【Q25. あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか（あてはまるものを全てに○。）】



世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」が66件・33.3%で最も多かった。次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会（ボランティア・地域活動など）を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多かった。

(3) 外国人向け出版物・取組み

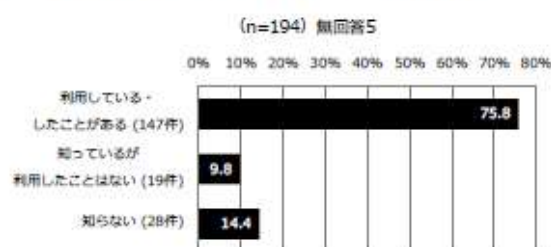
【Q 2 6. あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ1つに○)。】

<出版物>

■『a) 外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」』



■『b) 「資源とごみの出し方・分け方」』



■『c) 災害時区民行動マニュアル(マップ版)』

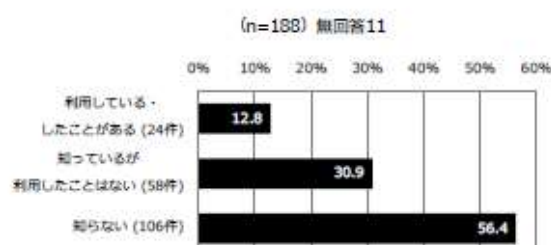


<取組み>

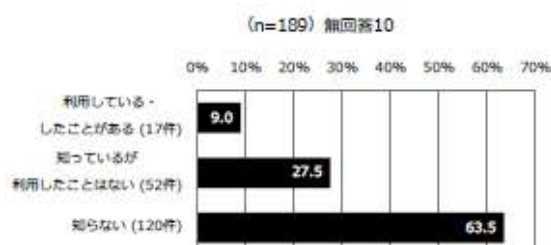
■『d) 日常生活や行政に関することを相談できる外国人相談窓口』



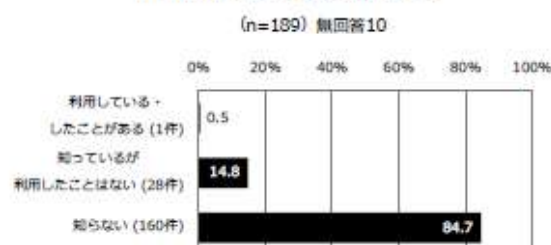
■『e) 世田谷区ホームページの外国人向けページ』



■『f) 外国人向けの日本語教室』



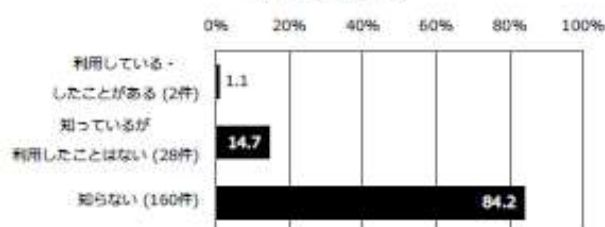
■『g) 帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室』



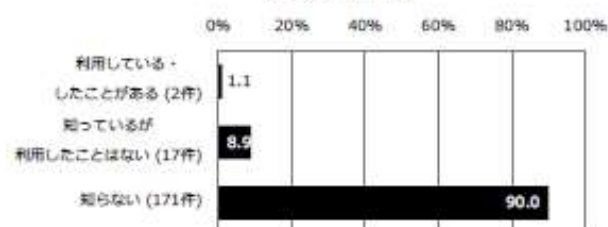
<取組み>

■『h) せたがや国際交流センター
(クロッシングせたがや)』

(n=190) 無回答9

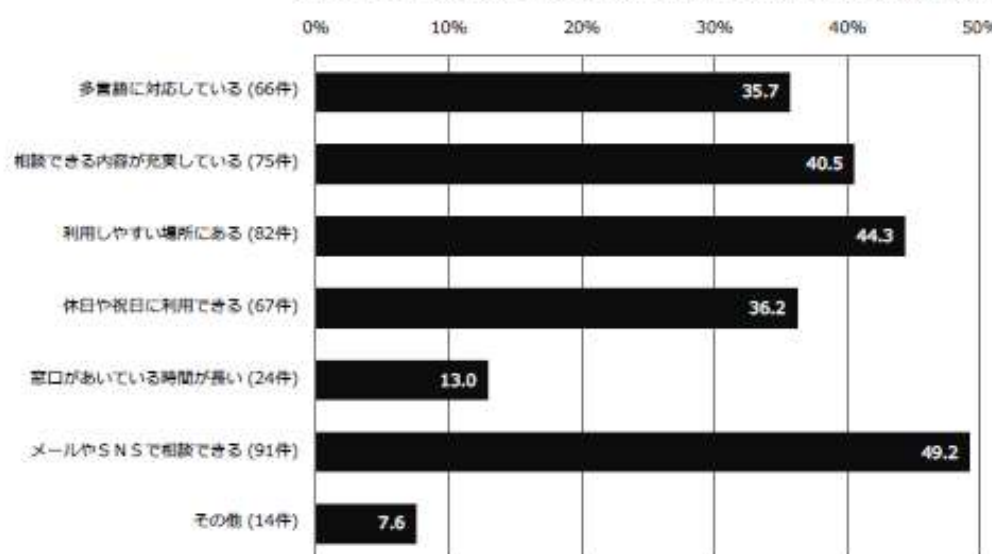
■『i) 世田谷区パートナーシップの宣誓
(同性パートナーシップ宣誓)』

(n=190) 無回答9



(4) 利用したい外国人相談窓口 【Q 2 7. あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか (主なもの3つ以内に○) 。】

利用したい外国人相談窓口 (n=185) 無回答14 ※累計 (n) : 419 / 累計 (%) : 226.5



利用したい外国人相談窓口では、「窓口があいている時間が長い」の24件・13.0%以外の選択肢が拮抗しているが、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「休日や祝日に利用できる」67件・36.2%、「多言語に対応している」66件・35.7%と続いている。

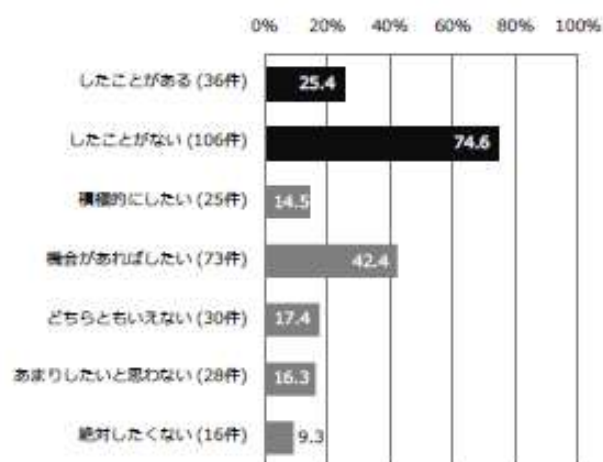
Ⅱ-5. 交流活動について

(1) 交流活動の有無・希望

【Q 2 9. あなたは次のような交流や活動 a) ~h) をしたことがありますか。1か2のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3~7のうち、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。】

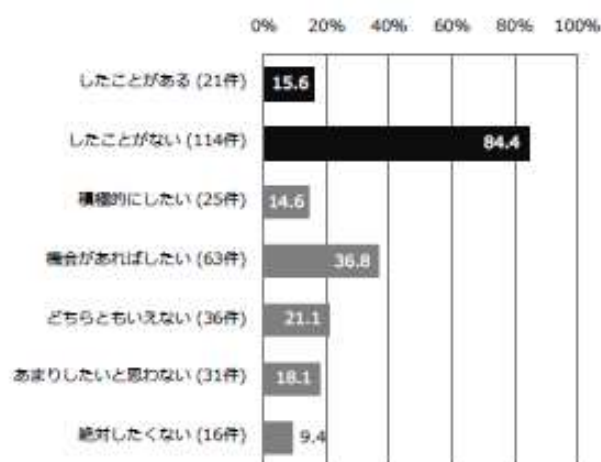
■ 『a) 母語や日本語を教える活動』

活動の有無 (n=142) 無回答57
活動の希望 (n=172) 無回答27



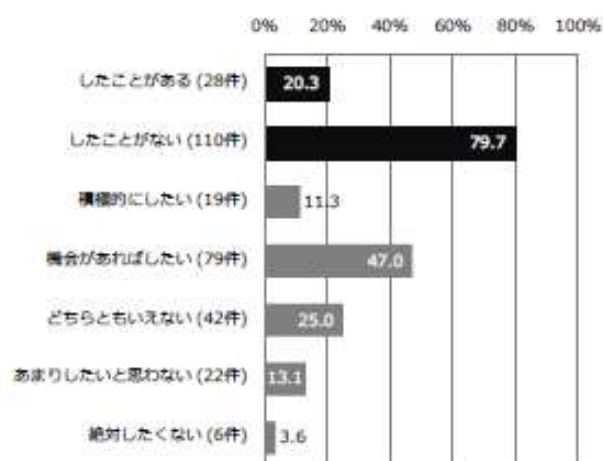
■ 『b) 学校の授業への協力』

協力の有無 (n=135) 無回答64
協力の希望 (n=171) 無回答28



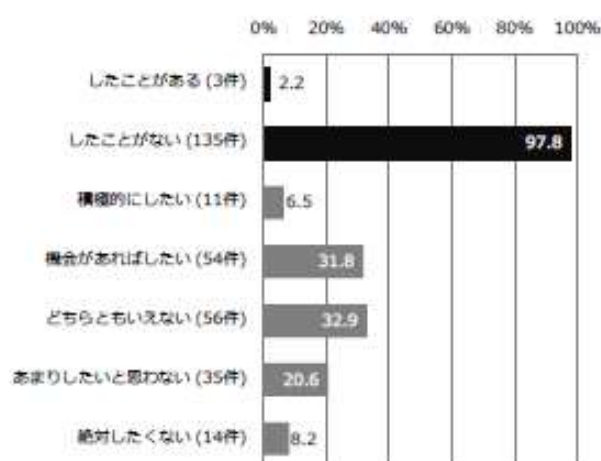
■ 『c) 防災訓練』

活動の有無 (n=138) 無回答61
活動の希望 (n=168) 無回答31



■ 『d) 防犯活動』

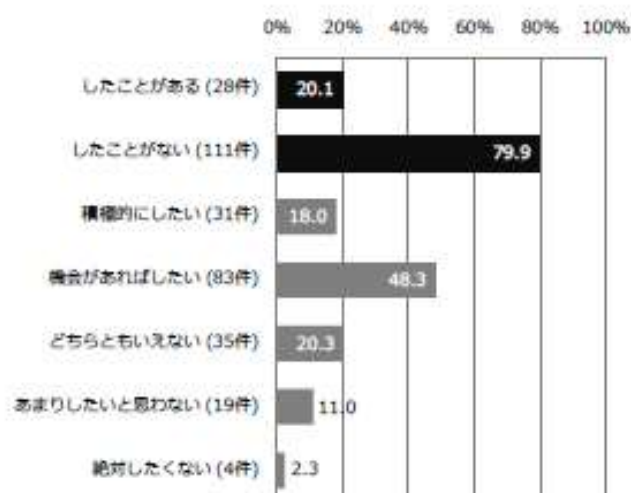
協力の有無 (n=138) 無回答61
協力の希望 (n=170) 無回答29



■ 『e) 地域のイベント』

活動の有無 (n=139) 無回答60

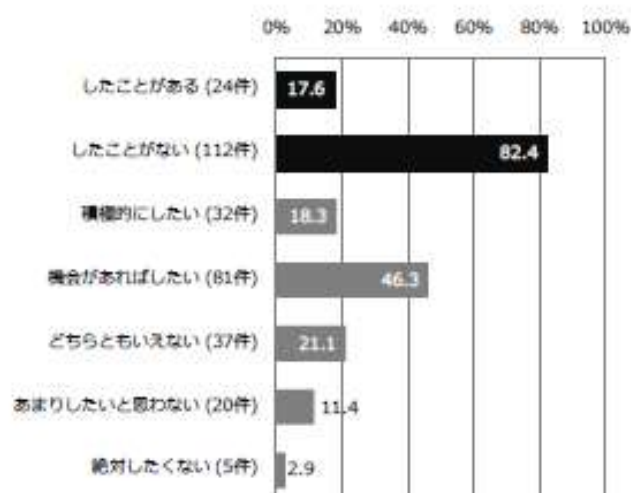
活動の希望 (n=172) 無回答27



■ 『f) 文化交流』

協力の有無 (n=136) 無回答63

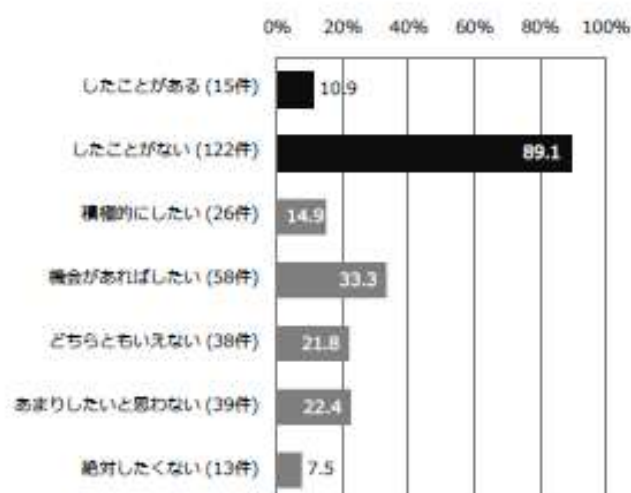
協力の希望 (n=175) 無回答24



■ 『g) スポーツ交流』

活動の有無 (n=137) 無回答62

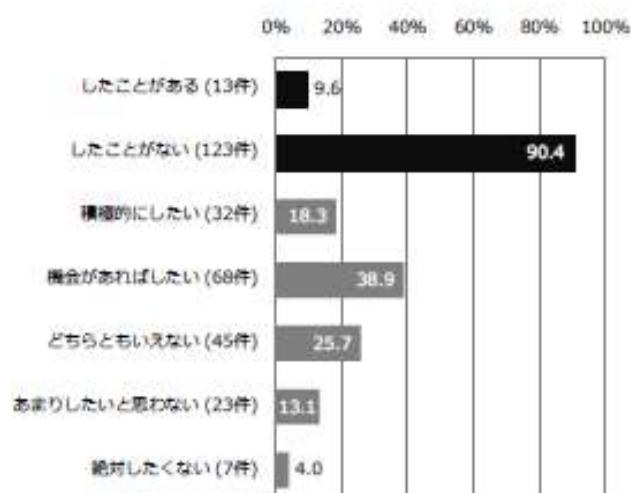
活動の希望 (n=174) 無回答25



■ 『h) 外国人支援活動』

協力の有無 (n=136) 無回答63

協力の希望 (n=175) 無回答24



(2) している（してみたい）交流や活動 【Q 2 9. (A) その他、している（してみたい）交流や活動があれば以下に書いてください。】

■『している交流や活動』回答の主な内容

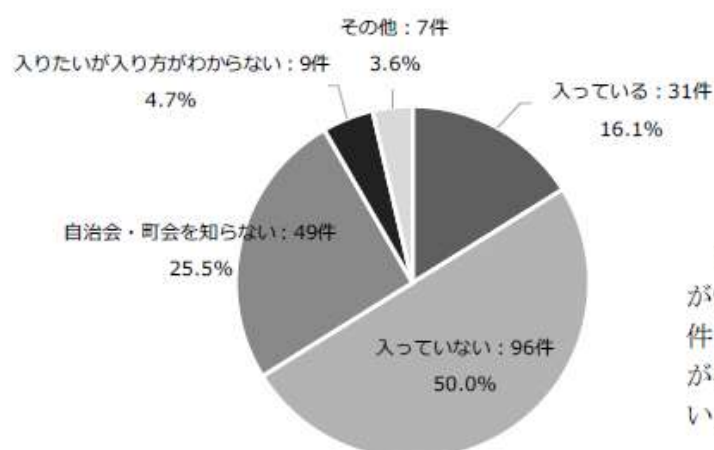
	件 数
スポーツ、武道	3
合唱	1
絵画	1

■『してみたい交流や活動』回答の主な内容

	件 数
言語交流活動(日本語含む)	6
スポーツ、武道	3
ボランティア活動	2
料理教室	2
環境活動(ゴミ拾い等)	2

(3) 自治会・町会の加入状況 【Q 3 0. あなた（あなたの世帯）は自治会・町会に入っていますか（1 つに○）。】

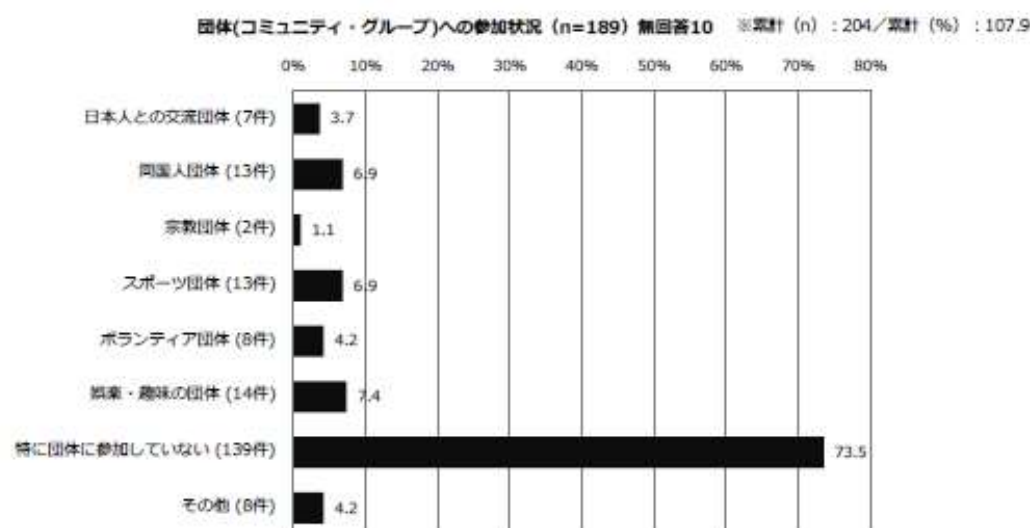
自治会・町会の加入状況（n=192）無回答7



自治会・町会の加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%であった。「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%であった。

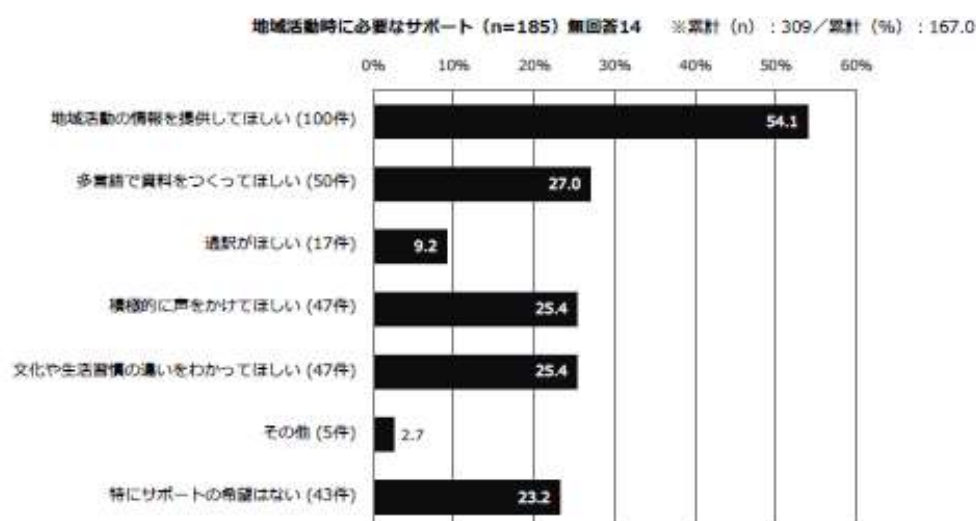
(4) 団体（コミュニティ・グループ）への参加状況

【Q 3 1. あなたは仕事や学校以外で何らかの団体（自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど）に入っていますか（主なもの3つ以内に○）。】



団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5％であった。他の選択肢はいずれも10％未満で、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4％で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9％となった。

(5) 地域活動時に必要なサポート 【Q 3 2. 地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか（主なもの3つ以内に○）。】



地域活動時に必要なサポートでは、「特にサポートの希望はない」は23.2％で約8割がサポートを希望している。

令和5年度(2023年度)
世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書

令和6年9月発行

世田谷区生活文化政策部 文化・国際課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3439 FAX 03-6304-3710

「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」に対する意見への区の考え方

分類	令和5年度多文化共生プラン取組み状況報告書に対する 多文化共生推進部会委員からの意見		区の考え方	担当所管課	報告書該当ページ
全体について	1	各施策の実績管理をみると参加者の増加など数字の伸びがみられる項目が多く、継続によって、事業が定着し広がっている様子がみてとれた。今後も参加者が興味を持つ魅力的な内容を期待したい。	区内在住外国人数が増加し続けている中、多文化共生・国際交流事業を継続的に実施することで事業の認知度向上、区民の多文化理解への関心の高まりにつながると考えます。 多文化理解講座やイベントにおいては、前年度の実績を踏まえ回数や定員を見直すなど、より多くの区民が参加出来るよう引き続き工夫してまいります。	文化・国際課 せたがや国際交流センター	一
	2	全体的に、「外国人」と「日本人」が対比的に用いられていることが気になった。プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる　多文化共生のまち　せたがや」の実現に向け、誰もが地域住民であり相互理解を深めていくことが、文章上でも伝わるというと思う。	外国人住民に対する取組み（日本語学習支援や多言語対応、外国人相談等）と、日本人住民に対する取組み（国際理解・多文化共生の意識啓発等）それぞれの目的に合わせた取組みを行っている一方で、共生社会の実現のためには「共生」という視点で事業を実施することは非常に重要であると考えます。引き続き、国際交流センターと連携し相互理解を深める取組みを推進していくとともに、取組み状況報告書においても、外国人住民と日本人住民を必要以上に比較した記載にならないよう工夫してまいります。	文化・国際課	一
基本方針1 地域社会における活躍の推進		外国人ボランティアの活用実績が少ないが、学校など地域活動での参加実績はあると思われるので、活動している人を探し出して紹介するなど、可視化に努めてはどうか。関係団体へのアンケート実施も効果的かもしれない。また、町会において英語でボランティア募集を行っているが、マッチングにつながらないことが課題である。	【文化・国際課】 地域での外国人ボランティアの活動について区として実績を把握していないため、国際交流センターと連携し、まずは関係団体の把握に努めてまいります。 【市民活動推進課】 直近では、世田谷ボランティア協会において、区内企業（楽天）と連携し、外国ルーツの方を含む社員へボランティア活動に関する情報を提供しています。引き続き、ボランティア活動に関する情報を、様々な関係や媒体を活用して発信し、ボランティア・マッチングを進めてまいります。 【せたがや国際交流センター】 引き続き、ボランティアセンターや世田谷区産業振興公社と連携し、まち歩きガイドや通訳などボランティアの人材発掘に努めてまいります。また、本年度から実施の『外国人のための日本語教室』と『日本語サポーター講座』の受講者同士の交流を目的としたイベントも開催しており、外国人住民が地域参加する機会創出を図ってまいります。	文化・国際課 せたがや国際交流センター 市民活動推進課	(概要版) p4 (本編) p19～20
基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現	4	「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」において、回答者のうち約6割の外国人住民が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから、広報紙等での周知だけでなく、外国人住民が住民登録などのために窓口を訪れた際に、日本語教室について積極的に働きかけはどうか。	現在、総合支所のくみん窓口や出張所等において外国人転入者向けに配布している外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」に、国際交流センターが実施している『外国人のための日本語教室』のチラシを挟み込み、周知しています。 令和4年度外国人区民の意識・実態調査においては、日本語教室に通っている外国人住民のうち、窓口などの行政機関で情報を得た人はわずか3％という結果でした。紙媒体の周知にとどまらず、相談等で窓口を訪れた外国人住民に効果的に周知する方法について検討してまいります。	文化・国際課	(概要版) p5 (本編) p23～24
	5	「外国人のための日本語教室」の対象者は『日本語を初めて学ぶ外国人住民』となっているが、将来的には中級など、他のレベルも展開できるとよい。	令和5年3月に東京都が策定した「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」においては、地域全体として、「B1レベル（自立した言語使用者）」の日本語運用能力を目指すとともに、「A1～A2レベル（基礎段階の言語使用者）」を行政が特に関わっていくべき初期段階の日本語教育として位置づけています。 区内のボランティア団体が実施している日本語教室は、会話をしながら日本語を学び、地域住民とのコミュニケーションを図ることも目的であるので、その前段階としてまずは行政が初期段階の日本語教育を提供しています。 しかしながら、地域における日本語学習希望者には様々なレベルの方がいらっしゃいます。外国人住民が効率的に学べるよう、多様なニーズに合わせた他のレベルの教室開催を検討してまいります。	文化・国際課 せたがや国際交流センター	(概要版) p5 (本編) p23～24
	6	日本語支援について、「地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得する教室」はとても大切である。外国人住民の関心が高いこと、学習内容、学びの成果などを発信することで、住民同士の円滑なコミュニケーションにつながりやすくなると思う。	外国人住民が地域社会で自立し安心して生活するためには、日本語習得に加え地域とのつながりを持つことが重要であると考えます。国際交流センターでは、『外国人のための日本語教室』の受講者とボランティア養成講座である『日本語サポーター講座』の受講者との交流会実施を通して、住民同士の結びつきを深めるとともに、双方が学びの成果を発揮できる場を提供できました。 引き続き、交流会等の実施により外国人住民が学びの成果を発揮しつつ、地域住民とコミュニケーションのとれる機会を提供してまいります。	文化・国際課 せたがや国際交流センター	(概要版) p5 (本編) p23～24
	7	「Crossing Setagaya Newsletter」について、翻訳言語が英語と中国語であるが、クロッシングせたがやが国際交流事業の拠点であることを考えるならば、さらなる多言語化を進めることで、情報発信機能の拡大につながると思う。	【せたがや国際交流センター】 「Crossing Setagaya Newsletter」は国際関連の施設を中心に、区民が気軽に手に取れる情報媒体（月刊）として発行しています。今後、多言語化にあたっては、翻訳機能などの活用性を高められるWebサイト上に導入することで検討を進めてまいります。	文化・国際課 せたがや国際交流センター	(概要版) p5 (本編) p25～30、 p59～60
	8	防災について、外国人住民への意識啓発を行うとともに、「外国人住民とともに地域防災を進める」という視点があっても良いと思う。	【文化・国際課】 災害時には、行政だけでなく地域住民で支え合うことが必要不可欠となります。令和4年度外国人区民の意識・実態調査においては、災害時に区に望む対策として、約2割の方から「地域内の外国人・日本人が連絡・協力しあえる体制づくりを進める」が挙がっており、区としても、平時からの地域のつながりは非常に大切であると考えておりますので、関係各課と連携し取組みを検討してまいります。 【世田谷総合支所地域振興課】 世田谷地域において、令和5年度は2件の外国人向け防災教室を実施しました。今後も引き続き区内外国人住民に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供していくとともに、地域日本語教室および学校等との連携のもと、積極的に外国人向け防災教室を行い地域防災を進めてまいります。 【災害対策課】 今後も多言語での防災知識の普及・啓発等に努め、また、外国人住民が共助の担い手となり得ることに留意しながら、関係各課と検討を進めてまいります。	文化・国際課 世田谷総合支所地域振興課 災害対策課	(概要版) p5～6 (本編) p37～40
基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	9	せたがや国際メッセや多文化理解講座など、来場者数が増えている事業については、成功している理由は何かを踏まえ、他の事業でも参加人数などが増えるような仕組みを考えてもらいたい。	【文化・国際課】 せたがや国際メッセなどのイベントや多文化理解講座においては、会場の規模より来場者数の増減が見込まれますが、前年度の申込状況や実績を踏まえ回数や定員を見直すなど、より多くの区民が参加出来るよう引き続き工夫してまいります。 【せたがや国際交流センター】 体験型講座は講師の専門性を活かしながら交流を楽しむ目的で企画されるため、予算だけではなく講師の負担や会場の問題などの制約からも、1企画に参加できる人数にどうしても限りがでてまいります。一方、外国人との交流会や映画上映会は、連携団体やその都度テーマを設けるなどで多様化を図ることができるため、実施回数や開催場所を拡げて展開できるように検討いたします。	文化・国際課 せたがや国際交流センター	(概要版) p4, 6 (本編) p45～54
	10	小中学校において、児童・生徒が多文化共生に関する教育に触れることで、偏見や人権問題の解消につながると思うので、そのような教育機会の充実を図ってもらいたい。	【教育指導課】 教育委員会では、「特色ある学校づくり推進事業」を通じて各学校の特色ある国際理解教育を推進するとともに、人権教育の充実等を通じて、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。	教育指導課	(概要版) p6 (本編) p55～56
	11	小中学生の海外派遣事業について、より多様な文化に触れられるよう、欧米だけでなくアジア諸国にも目を向けることも大切だと思う。	【文化・国際課】 区では、3つの姉妹都市（カナダ・ウィニペグ市、オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区、オーストラリア・バンバリー市）のほか平成31年に台湾高雄市と「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」を締結し、高雄市の青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラとの交流コンサートの開催など、文化交流を実施してまいりました。引き続き、今後も交流を深めてまいります。 【教育指導課】 教育における国際交流は、国際化の進展に伴い、児童生徒が各国の文化に対する理解を深め、地球規模の視野をもち、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力を醸成するためにも、非常に重要な取組みであると考えます。引き続き、各国の治安や情勢等を鑑み、区立小中学校での訪日交流の受入れ、オンラインの活用や国内留学の活用と併せ、国際交流を児童・生徒の実態に応じて効果的に実施していけるよう検討してまいります。	文化・国際課 教育指導課	(概要版) p6 (本編) p55～56

令和 6 年 10 月 17 日

男女共同参画に関する区民意識・実態調査の概要について

1 主旨

区では、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思で個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、施策の推進に取り組んでいる。

施策の推進にあたっては、5 年ごとに区民の意識や家庭や仕事、子育てなどの観点から実態調査を行い、具体的施策の検討や新たな男女共同参画プラン策定の基礎資料としている。本年は、本調査の実施年度となるため、以下のとおり調査を実施する。

＊前回調査実施：令和元年度

2 調査概要

(1) 調査方法 調査用紙郵送による調査（ウェブによる回答も可能）

＊返信用封筒も同封。

(2) 調査対象 住民基本台帳より無作為に抽出した 18 歳以上 70 歳未満の区民 3,000 人

(内訳：日本国籍者 2,910 人 外国籍者 90 人)

＊外国籍者へは、ルビ付き日本語及び英語の案内文、調査票をセットで送付

(3) 調査期間 令和 6 年 11 月 1 日～11 月 22 日

(4) その他 事業者委託により行う。

3 質問項目

○ 継続項目

「家庭生活と家族観」「労働・職場」「仕事と子育て」「介護」「ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力」「社会参加・男女共同参画センターらぷらすについて」「男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「防災」「性的マイノリティ（性的少数者）」「施策の認知度」

○ 新たに加える項目

- ・「男性特有の生きづらさに関する項目」
- ・「コロナ禍を経た環境変化に関する項目」
- ・「区の政策に関する項目」

4 スケジュール（予定）

令和6年	10月17日	男女共同参画・多文化共生推進審議会（実施報告）
	11月 1日	調査票の発送
	11月 中旬	提出のお願い・お礼文送付
	11月22日	調査票返送期限
	12月 中旬	集計結果報告等の納品
	～	分析
令和7年	2月 下旬	男女共同参画・多文化共生推進審議会（結果報告）

項目1 【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】

[illegible]

項目3【労働・職場について】		
設問番号	設問	回答
問6	あなたの職業は次のどれですか。 (○は1つだけ)	1. 自営業・経営者 2. 自営業・家族従業者 3. 自由業・個人事業 4. 家庭内労働・内職 5. 常勤の勤め人・部課長以上 6. 常勤の勤め人・一般 7. パート・アルバイト・臨時の勤め人 8. 派遣社員（登録派遣） 9. 家事専業 10. 無職 11. 学生
問6で「1」～「8」とお答えの方に（「問6-1、6-2」）		
問6-1	あなたが、働いている理由はどのようなことでしょうか。 (○は3つまで)	1. 生計を維持するため 2. 生活費補助のため 3. 将来に備えて貯蓄するため 4. 自分で自由になる収入がほしいため 5. 自分の能力、技能、資格を生かすため 6. 働くことが好きだから 7. 視野を広めたり、友人を得るため 8. 社会的な信用を得るため 9. 働くのがあたりまえだと思うから 10. 家業だから 11. 時間的に余裕があるから 12. その他（ ）
問6-2	あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか。 (○はあてはまるものすべて)	1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 能力を正當に評価しない 4. 配置場所が限られている 5. 補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を幹部職員に登用しない 7. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 教育・研修を受ける機会が少ない 10. その他（ ） 11. 特にない
問7～9は、現在働いていない方のみお答えください。		
問7	あなたは、今までに仕事についたことがありますか。 (○は1つだけ)	1. 仕事についたことがある 2. 仕事についたことはない
問8	あなたが、現在働いていない理由は、次のどれにあたりますか。 (○は3つまで)	1. 働かなくても経済的に困らない 2. 家事・育児に専念したい 3. 家事・育児と両立できない 4. 高齢者や病人の介護・看護と両立できない 5. 健康に自信が持てない 6. 職業能力に自信が持てない 7. 希望や条件にあう仕事が見つからない 8. 趣味や社会活動など他にやりたいことがある 9. 家族の反対がある 10. 家族の転勤や転居がある 11. 求職に年齢制限がある 12. 高齢だから 13. 求職活動中だから 14. 扶養家族の方が有利だから 15. その他（ ） 16. 特に理由はない
問9	あなたは、今後どのように仕事をしたいと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)	1. 常勤で働きたい 2. パートで働きたい 3. 自分で事業をはじめたい（起業） 4. 自宅や身近な場所などでインターネットを通じて 仕事をする“SOHO”や“テレワーク”で働きたい 5. 家業を手伝いたい 6. したいができないと思う 7. 働きたいと思わない 8. その他（ ）
問10	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。 (○は1つだけ)	1. 仕事はもたない 2. 結婚するまでは仕事をもつが、結婚後はもたない 3. 子どもができるまでは仕事をもち、その後はもたない 4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ 5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ 6. その他（ ）
問11	女性が長く働きつづけることを困難にしたり、障害になっている理由はどんなことだと思いますか。 (○はあてはまるものすべて)	1. 育 児 2. 子どもを預けるところ（保育園）がない 3. 高齢者や病人の介護・看護 4. 子どもの教育 5. 家 事 6. 夫の転勤 7. 家族の無理解 8. 職場での結婚・出産退職の慣行 9. 育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分 10. 昇進・教育訓練などでの男女の不公平な取り扱い 11. 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 12. その他（ ） 13. 障害、困難になるものはない 14. わからない
項目4【仕事と子育てについて】		
設問番号	設問	回答
問12	仮に、あなたやあなたの配偶者（事実婚やパートナーを含む）がこれから出産する場合、あなたは育児休業制度を利用しますか。 (○は1つだけ)	1. 利用する 2. 利用しない 3. 利用したいができない 4. わからない
問12で「2.利用しない」とお答えの方に（「問12-1」）		
問12-1	育児休業制度を利用しない理由は次のどれですか。 (○は2つまで)	1. 職場に迷惑がかかる 2. 職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない 3. 復帰後、職場に対応できるか不安がある 4. 元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない 5. 昇進・昇格への影響が心配 6. 収入が減少する 7. 必要性を感じない 8. その他（ ） 9. 特に理由はない
問13	育児休業制度をさらに利用しやすくしていくためには、どんなことが必要だと思いますか。 (○は2つまで)	1. 事業主や上司の理解 2. 職場内の理解を深めていくこと 3. 休業中の経済的支援 4. 休業期間の延長 5. 短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備 6. 休業中の情報提供、職場復帰研修の実施 7. 代替職員の確保のための援助制度の充実 8. 休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備 9. 育児休業制度についての行政機関等の普及啓発 10. その他（具体的に： ） 11. 特にない 12. わからない
問14	子育てと仕事の両立を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	1. 妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など） 2. 育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり 3. 子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度 4. 勤務先に保育施設を設置する 5. 男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性も参加できる環境づくり 6. 子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと 7. 女性の就労継続に対する企業の理解や支援 8. その他（ ） 9. 特にない 10. わからない
問15	子育てと仕事の両立を図るために、区ではどのような施策が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	1. 保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等） 2. 地域の中で子育てをする仕組み 3. 企業などに対する啓発 4. 相談場所の開設 5. 情報交換できる場所の提供 6. その他（ ） 7. わからない
項目5【介護について】		
設問番号	設問	回答
問16	あなたご自身が高齢になり介護が必要になったときは、誰に介護をしてほしいですか。 (○は1つだけ)	1. 配偶者（事実婚やパートナーを含む） 2. 娘 3. 息子 4. 娘の配偶者（事実婚やパートナーを含む） 5. 息子の配偶者（事実婚やパートナーを含む） 6. 兄弟姉妹 7. 孫 8. 友人 9. 隣人 10. 公的・民間サービスを利用する 11. その他（ ） 12. わからない
問17	これからは公的・民間サービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるためには、どのようなことが必要だと思われますか。 (○は2つまで)	1. 男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する 2. 男性が気軽に参加できるような介護講座を開催する 3. 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う 4. 労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける 5. 女性が男性に介護への参加を強く要望する 6. 介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない 7. その他（ ） 8. わからない

項目6 【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】		
設問番号	設問	回答
問18	あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（＝DV防止法）をご存知ですか。 （○は1つだけ）	1. 法律名も内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない
問19	あなたは、「ドメスティック・バイオレンス＝夫婦（事実婚・離婚後も含む）や恋人という親しい関係で生じる暴力、人権侵害」についてどのようにお考えですか。 （○は1つだけ）	1. 100%加害者に責任があり、許せないものである 2. 加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う 3. 双方の関係の問題であり、周りがとやかく言うべきではない 4. その他（ ） 5. わからない
問20	あなたがこの中で、ドメスティック・バイオレンスだと思うものはどれですか。 （○はあてはまるものすべて）	1. 命の危険を感じるような暴力行為 2. 髪を引っ張る、物を投げつける等、身体を傷つけられたり、 傷つけられる可能性のある行為 3. 大声でとなる、無視する 4. 人前でバカにする、「誰のお陰で暮らせるんだ」と言う 5. 大切にしているものを壊す 6. 見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる 7. 性行為を強要する 8. 避妊に協力しない 9. わずかな生活費しか渡さない、仕事に就くことを禁止する 10. 友人や実家との付き合いを禁止する 11. 外出先を制限する、封書やメールを無断で見る 12. その他（ ） 13. 特にない
問21	「ドメスティック・バイオレンス」に対する対策や支援として、特にどのようなものを充実すべきだと思いますか。 （○は3つまで）	1. 家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発 2. いざという時に駆け込める緊急避難場所の整備 3. 緊急時の相談体制の充実 4. 住居や就労あっ旋、経済的援助など、生活支援の充実 5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的援助の充実 6. 関係機関やスタッフの充実 7. 関連機関の紹介や暴力への対応方法など、いろいろな情報の提供 8. 離婚調停への支援など、法的なサポートの充実 9. 加害者に対する厳正な対処 10. カウンセリングなど、加害者の更生に関する対策の充実 11. 裁判所、病院、住居探し等への同行支援 12. その他（ ） 13. わからない
問22	あなたは、次の(ア)～(キ)にあげる問題について、今の日本では、どの程度対応がなされていると思いますか。 （○はそれぞれ1つずつ）	1. 十分になされている 2. ある程度なされている 3. あまりなされていない 4. なされていない 5. わからない (ア) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害に遭った人への支援体制 (イ) 性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策 (ウ) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの防止策 (エ) 児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策 (オ) 児童虐待に関する防止策 (カ) 性的指向や性自認に関する人権を尊重する制度の確立 (キ) 性的指向や性自認に関する差別の禁止や防止策

項目7 【社会参加・「男女共同参画センター“らぶらす”」について】		
設問番号	設問	回答
問23	あなたは、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動に参加していますか。 （○は1つだけ）	1. 参加している 2. 参加していない
問23で「1.参加している」とお答えの方に（「問23－1」）		
問23-1	参加されているのは、どのような活動内容ですか。 （○はあてはまるものすべて）	1. スポーツ活動 3. 学習活動 5. 自治会・町内会活動 7. 消費者活動 2. 趣味的活動 4. ボランティア・福祉活動・NPO活動 6. PTA・子ども会活動 8. その他（ ）
問23で「2.参加していない」とお答えの方に（「問23－2」）		
問23-2	参加されていないのは、どのような理由からですか。 （○は3つまで）	1. 時間に余裕がないから 6. 高齢者や病人の介護・看護があるから 11. 関心がないから 2. 情報がないから 7. 経済的に余裕がないから 12. その他（ ） 3. 子どもが小さいから 8. 近くに活動する場所がないから 4. 個人で活動する方が好きだから 9. 家族が反対するから 5. 仲間がいらないから 10. 自分自身どんな活動がしたいかわからないから
(説明)	§世田谷区には、男女共同参画社会実現のための拠点施設として、いろいろな講座や催し物、相談、資料収集などの事業を行っている『男女共同参画センター“らぶらす”』という施設が、三軒茶屋にあります。§	
問24	あなたは、『男女共同参画センター“らぶらす”』をご存知ですか。 （○は1つだけ）	1. 知っていて、利用したこともある 2. 知っているが、利用したことはない 3. 知らない
問25	区では男女共同参画を推進するために、『男女共同参画センター“らぶらす”』などを通じて以下のような事業展開をしています。この中で、特に重点的に行うべきだと思われる事業はどれでしょうか。 （○は3つまで）	1. 男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業（例 男性向け家事・育児・介護セミナー等） 2. 女性の就業支援を目的とした事業（例 女性向け就職セミナー、起業セミナー、キャリアカウンセリング相談等） 3. 最新の社会問題を扱う事業（例 ストーカー、DV防止啓発物発行等） 4. 情報誌“らぶらす”・FM世田谷などの媒体を利用した、情報提供・意識啓発 5. 行政と区民・区民団体とが協働で実施する事業 6. 地域での社会活動をはじめのきっかけづくりを目的とした事業 7. 家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした、相談事業の実施 8. 男女共同参画に関する図書・資料の提供や、区民・区民団体の活動場所の提供 9. 女性の地位向上等を啓発する事業（例 男女共同参画週間イベント等） 10. その他（ ）

項目8 【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】		
設問番号	設問	回答
問26	あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。 (ア)～(オ)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。 (○はそれぞれ1つずつ)	1. 平等になっている 2. ほぼ平等になっている 3. あまり平等になっていない 4. 平等になっていない 5. わからない (ア) 家庭生活では (イ) 職場では (ウ) 教育の場では (エ) 社会参加の場では (オ) 全体として、現在の日本では
問27	あなたは、女性の意見が行政にどの程度反映されていると思いますか。 （○は1つだけ）	1. 十分反映されている 3. あまり反映されていない 5. わからない 2. ある程度反映されている 4. ほとんど反映されていない
問27で「3」か「4」を答えた方に（「問27－1」）		
問27-1	反映されていない理由は何だと思いますか。 （○は3つまで）	1. 女性議員が少ない 4. 女性自身が消極的 7. 女性の能力に対する偏見がある 2. 行政機関の管理・監督者に女性が少ない 5. 男性の意識、理解が足りない 8. その他（ ） 3. 政策決定にかかわる審議会などへの女性の参加が少ない 6. 社会のしくみが女性に不利
問28	今後さらに、女性と男性が家庭や地域社会へ参画していくことで、どのような変化がもたらされと思いますか。 （○はあてはまるものすべて）	1. 仕事を優先する人が減り、日本経済の活力が衰える 8. 企業内での昇進の遅れなどにより、収入が減る 2. 企業が男性の家事などへの参画の重要性を認識することにより、 労働時間短縮や休暇制度の整備が進む 9. 人々の地域社会に対する親しみや連帯感が深まる 3. 仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える 10. 男らしさや女らしさが否定される 4. 女性の家事負担が減り、女性の就労や社会参加が容易になる 11. 伝統的な家庭観が希薄になる 5. 男性の家庭や社会に対する理解が深まり、視野が広がる 12. 女性の負担が増える 6. 子育てや介護が十分に行われなくなる 13. その他（ ） 7. 家庭における夫婦や親子の絆が深まる 14. わからない
問29	女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力をいれるとよいと思いますか。 （○は3つまで）	1. 学校で平等意識を育てる教育の充実 8. 行政の政策決定などへの女性の参画促進 2. 男女平等への理解を深めるための学習機会の促進 9. 高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実 3. 女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実 10. 検診体制や相談などの健康管理システムの充実 4. 女性の職業教育・訓練の機会の充実 11. 女性問題に関する国際的な交流・情報収集の促進 5. 就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ 12. 男女平等に関する施策の国・都への働きかけ 6. 育児・保育施設の充実 13. その他（ ） 7. あらゆる分野における女性の積極的な登用 14. 特にない

項目 9 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】		
設問番号	設問	回答
(説明)	【資料】※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。 なお、以下の質問における用語の意味は次のとおりとします。 ○「仕事」 自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週 1 時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。 ○「家庭生活」 家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など ○「地域・個人の生活」 地域・社会活動（ボランティア活動、社会活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業を含む）、趣味・娯楽、スポーツなど	—
問30	あなたの生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。あなたの希望に近いものはどれですか。現在仕事をしていない方もお答えください。（○は 1 つだけ）	1. 「仕事」を優先したい 2. 「家庭生活」を優先したい 3. 「地域・個人の生活」を優先したい 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい 8. わからない
問31	問 3 0 の考え方に対して、あなたの現実（現状）に近いものはどれですか。（○は 1 つだけ）	1. 「仕事」を優先している 2. 「家庭生活」を優先している 3. 「地域・個人の生活」を優先している 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先している 8. わからない
問32	今後、仕事と生活の調和を図る上で、何が重要だとお考えですか。（○は 3 つまで）	1. 保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実 2. 育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透 3. 職場の両立支援制度の充実 4. 両立支援制度の利用の促進 5. 法律や制度の充実 6. 長時間勤務の見直し 7. 地域で、日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動に参加できる場の充実 8. 家族のサポートや家族の意識改革 9. 個人の意識改革や努力 1 0. 在宅勤務等の多様な働き方の推進 1 1. その他（具体的に： ）
項目 1 0 【防災について】		
設問番号	設問	回答
問33	近年、頻発化する震災の中で、防災のまちづくりの一層の推進が課題となっています。中でも、避難所の運営等、様々な意思決定過程への女性を含めた多様な性の参画が不十分であることが指摘されています。防災分野で男女共同参画の視点を活かすために、区に求めることは何ですか。（○はあてはまるものすべて）	1. 防災に関する知識の普及や啓発を進める 2. 防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする 3. 災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する 4. 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる 5. 避難所設備に女性の意見を反映させる 6. 避難所運営に女性の視点を活かす 7. 性的マイノリティの視点を取り入れる 8. その他（ ） 9. わからない
項目 1 1 【男性特有の生きづらさについて】		
設問番号	設問	回答
問34	あなたは「男性らしさ」または「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがありますか。（どの性別の方もお答えください。）（○は 1 つまで）	1. ある 2. ない 3. わからない
説明	内閣府の女性版骨太の方針 2 0 2 3 では、「男性の望まない孤独と孤立の解消を図る必要がある」と明記されました。男性特有の生きづらさについて、社会的にも注目を集めています。	—
問35	日本社会において「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさについて、次のうちどれが最も強く存在すると思いますか。（どの性別の方もお答えください。）（○はあてはまるものすべて）	1. 弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する 2. 力仕事や危険な仕事を任せられる 3. リーダーシップを求められる 4. 家族を養う経済力を求められる 5. 家事・介護・育児等より仕事を優先するべきだと求められる 6. 「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる 7. 男性が行うと揶揄される趣味等がある 8. その他（具体的に ） 9. わからない
問35-1	それは、どのような場面において強く現れていると思いますか。（○は 1 つまで）	1.家庭において 4.学校において 7.その他（具体的に ） 2.職場において 5.友人関係において 8.わからない 3.地域において 6.親族関係において

令和6年9月2日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況について

1 主旨

令和6年4月から施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「女性支援新法」という。)に伴う今後の区の対応について、関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」(以下、「あり方検討会」という。)における検討状況等を報告する。

2 検討実施状況

○困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会

第1回:令和6年5月31日、第2回:7月29日 開催

○男女共同参画・多文化共生推進審議会、男女共同参画推進部会

審議会:6月4日、部会:8月8日 開催

○DV防止ネットワーク代表者会議:7月17日開催

○民間団体視察等実施状況

6月25日 NPO 法人 Jikka 視察

7月 3日 民間団体「わくわくシニアシングلز」聞き取り

7月17日 認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表

8月 6日 NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察

3 あり方検討会における検討状況

(1)女性特有の困難さについての共有

女性は男性と比較して、生殖活動に関連して、非常に重い身体的経済的負担を負っており、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在する。また、労働状況は男女間に処遇や賃金の格差があり、今なお、働く女性の過半数が非正規雇用であるなど、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあることを共有した。

(2)区の支援の現状等に関する意見交換

国の方針に基づいた東京都の計画及び世田谷区の支援の現状を整理し、既に実施している支援についても女性特有の困難さの視点で点検した。また、検討会に参加する各所管課が対応している支援対象事例を基に年代や属性による課題等について意見交換を行った。

(3)関係機関等との連携強化の必要性の共有

男女共同参画・多文化共生推進審議会での審議や、民間団体への視察及び聞き取り結果等をふまえ、支援の必要な女性の状況や関係機関等との連携の必要性を共有した。

4 見えてきた主な課題

- 区における現状の支援においても、国の支援方針に応じた支援策に該当する事業を実施しているが、女性特有の困難さの視点で、事業等を捉えなおしていく必要がある。
- 課題やニーズが明確な相談については、関係所管が連携して支援しているが、依然として必要な支援や相談につながらず深刻化してしまう事例もある。早期に必要な支援に繋ぐための、相談窓口やその機能に関する周知の充実が必要である。
- 支援の届きにくかった、若年女性や中高年女性などをめぐる問題などへの予防的対応が必要である。また、その施策の検討にあたっては、専門的知見と柔軟な活動が可能な民間団体との協働を検討する必要がある。
- 性暴力や性虐待、性的搾取、妊娠など女性に起因する困難な実態への対応が必要である。
- 切れ目ない包括的支援を行うためには庁内関係所管や他機関との連携強化が必要である。
- 女性相談支援員や女性福祉に携わる職員の計画的な人材育成を行う必要がある。

5 今後の取組みの方向性

今後は、以下をふまえ、区の基本的な方針を策定する。

(1) 推進体制等の強化

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、女性支援新法を踏まえ、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・協働による、包括的支援を行う体制の強化に取り組む。

・支援調整会議の実施、民間団体等との連携・協働、人材育成

(2) 困難な問題を抱える女性への支援策

相談先や支援策の効果的な周知啓発と、支援の届きにくかった層について身近な地域での居場所や具体的な支援策を検討する。

・若年世代、中高年シングル女性への支援

6 今後のスケジュール(予定)

令和 6 年 9 月 第3回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会

10 月 男女共同参画・多文化共生推進審議会

11 月 第4回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会

区民生活常任委員会報告(基本的な方針 素案)

令和 7 年 2 月 区民生活常任委員会報告(基本的な方針 案)

3 月 基本的な方針の策定

4 月 基本的な方針に基づく取組みの実施

令和 9 年 3 月 第三次男女共同参画プラン策定

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況 資料5

基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進			
プラン課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・区民と企画する男女共同参画らぶらすゼミ ・父と子どもを対象とした、父子で楽しめるワークショップ ・シングルファーザーを対象とした講座 ・男性のための男性の生きづらさについて考える講座 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン	
			実施内容	〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画らぶらすゼミ 1回目10/20、2回目2025/2月を予定 ・父と子どもで楽しめるワークショップ 8/25に実施 ・シングルファーザーを対象とした講座＆交流会 7/28に実施予定であったが、申込が1組だったため、交流会の実施が困難と判断し不実施 ・男性の生きづらさ講座 7/27に実施 参加14人、2回目2024/10/19、3回目2025/1/11を予定 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン 1回目：7/17に実施 参加者27人。2回目：9/14に実施参加者数27人	
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	今後の取組み	引き続き、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。	
			実施内容	申込5校、実施2校：小学校（10/6現在） 内訳： 対象小学校児童向け3校、小学校保護者・教職員向け1校、中学校生徒向け1校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）	
プラン課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	今後の取組み	女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。	
			実施内容		
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	今後の取組み	・庁内誌の発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。	
			実施内容		

プラン課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	女性への就労支援	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・起業ミニメッセ 11/23・24 ・先進事業者表彰の実施 11/23
			実施内容	・産休・育休中の女性向け復職セミナー 2025/1月以降に予定 ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 2025/1月以降に予定 ・女性のための起業ファーストステップ講座 6/7. 6/21. 6/28. 7/5に実施 ・応募事業者にヒアリング、アンケートを行い、評定委員会を開催。
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	今後の取組み	「女性のための働き方サポート相談」の相談者や、女性のための就労・起業等支援講座参加者に『「働きたい」「働く」女性を応援するガイドブック』を配布する。
			実施内容	区内関係機関に働き方サポート相談のチラシを配架（7月）
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	今後の取組み	—
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況

基本目標		基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスの着実な推進			
プラン課題　４　ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	区民向け情報発信	今後の取組み	・ワーク・ライフ・バランスイベント等を引き続き実施する。 ・新たに区民向け啓発冊子の作成を検討する。	
			実施内容	区内実施されるイベントに出展し、来場者にワークライフバランスの啓発を予定。	
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	・引き続き、「男女共同参画先進事業者表彰」を実施して、次年度に向けて、受賞に対する更なる付加価値を検討し、インセンティブを創出し、内容の充実を図る。 ・事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。	
			実施内容	事象者向け講座　7/17に実施　申込6人、参加者3人	
プラン課題　６　防災・地域活動等への参画促進					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	今後の取組み	令和６年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する。 ・女性の視点で考える防災・減災講座	
			実施内容	・2025年に女性防災コーディネーターと男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施を予定。	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築		
プラン課題 7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
			実施内容	・困難女性支援法の施行に伴い、リーフレットの相談先名称変更を実施した。
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	今後の取組み	・らぶらすで実施する男性向け事業を拡充するため「電話相談」に「LINEやメールによる相談」を追加検討中。 ・男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく予定。
			実施内容	らぶらすの男性電話相談の相談員等が、面接相談を実施することで、相談事実証明の発行ができる体制を整えた。
3	取組み名称	警察との連携	今後の取組み	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」における検討内容を踏まえ、効果的な内容を検討し実施する。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	今後の取組み	・地域の社会資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」における検討内容を踏まえ、庁内・庁外の連携体制を強化する。 ・同行警備3回実施。 ・区内民間事業者の視察を実施し、ステップハウスの空き情報を子ども家庭支援課に情報提供する仕組みを試行し入所につなげ連携を強化した。
5	取組み名称	発災時のDV被害者支援の体制強化	今後の取組み	らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する中で、DV被害者の視点も取り入れる。 ・女性の視点で考える防災・減災講座【再掲】
			実施内容	災対課と連携し、関係所管と課題の共有を進める。
6	取組み名称	加害者更生プログラム	今後の取組み	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。
			実施内容	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。

プラン課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例案をとりまとめていく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、条例案をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	今後の取組み	引き続き、らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	・引き続き、らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図った。 ・「デートＤＶ防止」チラシの中の表現を教育指導要領に基づき変更し、 <u>区内の区立及び私立中学校に配布した。（区立30校 私立19校 国立2校）</u>
5	取組み名称	性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供	今後の取組み	今後は、世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に、 <u>条例案</u> をとりまとめていく中で引き続き、検討していく。
			実施内容	世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に条例素案、運用方針（第2次）をとりまとめた。

プラン課題 9 暴力を容認しない意識づくり

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やＤＶ等の暴力を容認しない意識の醸成	今後の取組み	・昨年に引き続き、内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行う。 ・らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図る。
			実施内容	らぶらすの「デートＤＶ防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図った。
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	今後の取組み	関係所管と連携し、研修等通じ周知啓発を行う。
			実施内容	職場におけるハラスメント講座をすでに実施している関係機関と連携し、講座内で男女共同参画の視点でのハラスメント防止の必要性を周知する。
3	取組み名称	その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動をとることで、犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組み	今後の取組み	らぶらすの「男性の生きづらさ講座」において、「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を取り上げる。差別やハラスメントの場面に遭遇した際、第三者として被害者を援護できるように、差別を差別だと認識できる知識と、適切な介入の仕方についての講座を実施する。
			実施内容	男性の生きづらさ講座の中で、実施。 <u>7/27に実施 参加者14人。2回目2024/10/19、3回目2025/1/11を予定</u>

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
プラン課題 10 性差に応じたことと身体・健康支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	今後の取組み	小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。
			実施内容	
プラン課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。【再掲】
			実施内容	事象者向け講座で、リーフレットを基に、講義を実施した。 実施日7/17 申込6人、参加者3人
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	・小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。【再掲】 ・小学生向けに、性的マイノリティへの理解をすすめるための出前講座を行う。【再掲】
			実施内容	申込5校、実施2校：小学校（10/6現在） 内訳：対象小学校児童向け3校、小学校保護者・教職員向け1校、中学校生徒向け1校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）
3	取組み名称	庁内における連携	今後の取組み	・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
			実施内容	
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	今後の取組み	・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応できるよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気付き、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
			実施内容	
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み (特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等)	今後の取組み	・関係所管等とのワークショップを開催し、区内事業者の性的マイノリティに関する理解・取組みにできることから着手できるようなガイドラインを作成する。
			実施内容	(仮称)性の多様性に関する事業者の取組みガイドライン策定に向け、区内事業者等とワークショップを開催した。(9/17)
6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人(事実婚)の困りごとへの対応	今後の取組み	・(法律婚やパートナーシップの当事者と比して)関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
			実施内容	
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	今後の取組み	・LGBT理解増進法施行の機会を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	今後の取組み	・令和6年度も引き続き、自習室として研修室を開放する。平常時は午後・夜間、土・日・祝及び、夏休み等の長期休暇期間は、空室があれば午前から利用できるように整えていく。 ・同様に、子ども室の開放も継続する。
			実施内容	自習室：通常は、午後夜間の時間帯で、空き研修室を利用して実施。長期休暇期間中は、空きがある場合に限るが午前から実施する。その他、3階の活動コーナー・情報交流コーナー、ライブラリーの中に設けた読書コーナーも学習での利用を認める。また、子ども室も同様に、空いている時間帯を開放する。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	今後の取組み	・ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出前講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。 ・引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 ・区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 ・らぶらすサポーターの拡充 ・地域における活動団体や大学生への学習支援
			実施内容	・出前講座は、前述のとおり。 ・区民企画協働事業は、応募10団体の内、書類審査・公開プロポーズ・二次審査を経て採択された4団体と9月以降順次実施予定。 ・らぶらすサポーターと企画した、区民が考える男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ）を10月以降実施予定。
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	今後の取組み	・令和6年度も引き続き、らぶらす運営協議会を開催する。
			実施内容	・運営協議会を6/20、9/25に実施。2024年度は、年4回を予定しており、次の開催は12月。
4	取組み名称	広報、普及啓発	今後の取組み	・引き続き、らぶらすノベルティを作成し、区内外で行われるイベントに出展し、来場者にらぶらすリーフレットとともに配布する。 ・相談リーフレットを作成し、関係機関に配布する。
			実施内容	・らぶらすの紹介ツールとして、施設紹介リーフレットを活用。 ・HPをリニューアルし、講座の申込フォームを新設することで、申込の簡便化を図った。 ・2023年度に開設したSNSインスタグラムを広報に積極的に活用。 ・区内外で実施する祭り等イベントに参加し、WLBに関する簡単なアンケートを実施している。リーフレットやチラシと共にノベルティを配布し、らぶらすの周知啓発を図る。 ・らぶらすのサインをリニューアル。ビル横の案内サインは、遠くからでも目立つように仕立て直した。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	今後の取組み	・令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に於いて十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
			実施内容	今年度は、試行的に男女の区別なくオンライン上での講座実施を予定しているため、講義の内容・設定等、検討をしている。

方策2 区職員の男女共同参画の推進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	今後の取組み	・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
			実施内容	
2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	今後の取組み	・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。 ・ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を検討する。
			実施内容	
方策3 推進体制の整備・強化				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
			実施内容	
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	今後の取組み	引き続き、タウンミーティングを開催し、持続性の高い取組みを目指すのと同時に、地域単位での活動にも幅を広げ、地域型の事業も検討する。
			実施内容	
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	今後の取組み	・国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。 ・都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。 ・関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」の実施。 (第1回 5/31 第2回 7/29 第3回 9/20) (第1回 作業部会 6/12) ・テーマ別作業部会を設置し検討を開始した。
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	今後の取組み	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」において、若年女子支援についても検討する。 ・令和6年度、らぶらすにて若年女性カフェを開催。
			実施内容	年度後半に、若年女性カフェの実施を予定。
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	今後の取組み	引き続き、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
			実施内容	
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	今後の取組み	・11月に実施予定の、男女共同参画に関する区民意識・実態調査に向けて、引き続き設問の検討を進める。
			実施内容	

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.